



\* 0057136000 \*

0057136-000

特264-132

作戰要務令二擲ル歩哨，斥候，  
伝令，連絡兵教育ノ詳解

齊藤市平・著

尚兵館

昭和14

AJF



作戰要務令ニ據ル

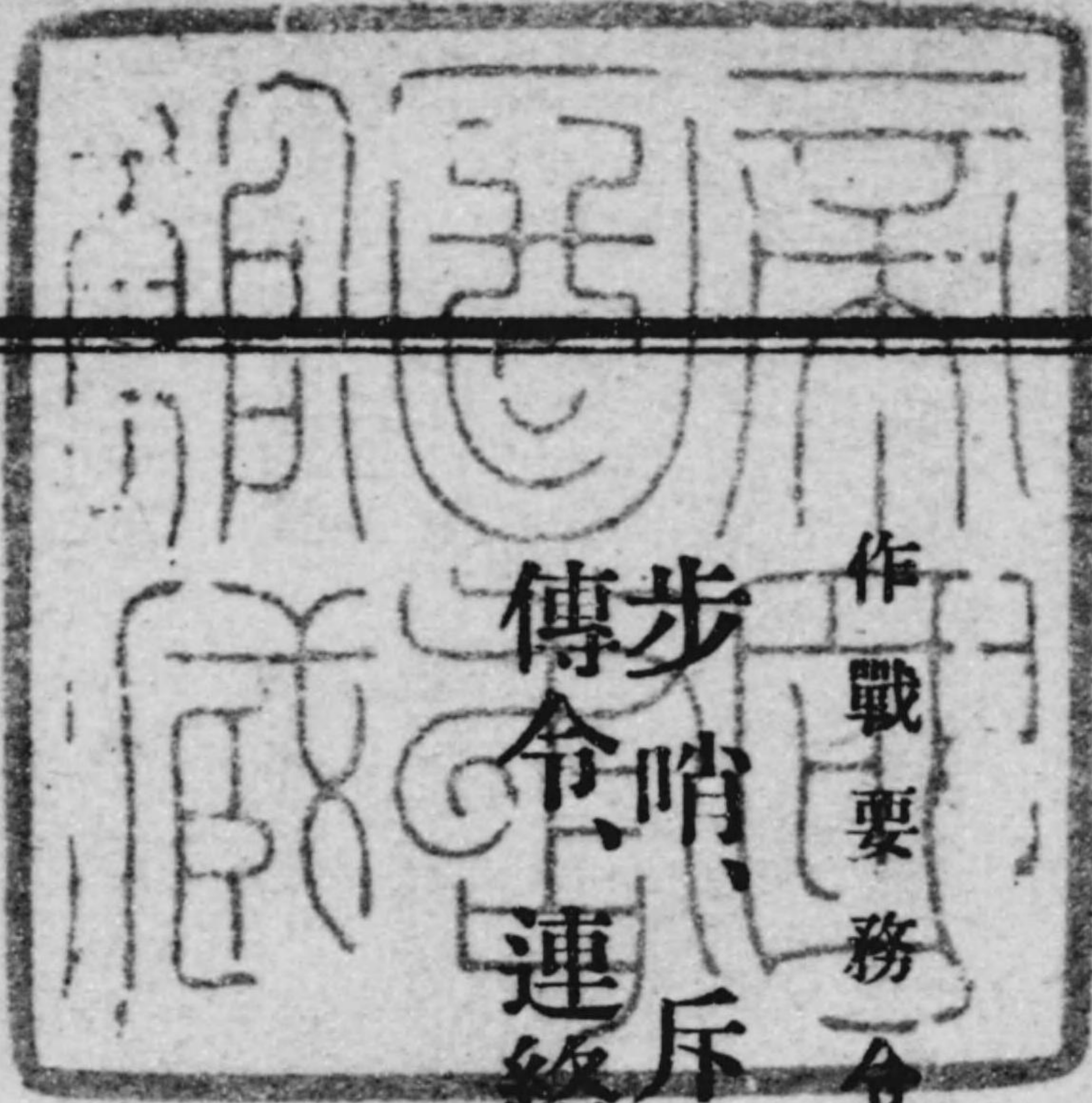
傳令・連絡兵  
歩哨・斥候  
教育ノ詳解







特264  
132



陸軍歩兵少佐 齊藤市平著

作戰要務令ニ據ル

歩哨斥候  
傳令連絡兵

教育ノ詳解



東京 尚兵館



作戰要務令ニ據ル

步哨、斥候、傳令、連絡兵 教育ノ詳解 目次

第一篇 教育一般ノ要領 ..... 一 頁

第一章 教育ノ主眼 ..... 一

第二章 教育程度ト其ノ主眼 ..... 三

第三章 學科ト術科 ..... 五

第四章 輕重本末 ..... 八

第五章 演習ノ構成 ..... 八

第六章 精神的教育 ..... 一一

步哨、斥候、傳令、連絡兵教育ノ詳解 目次



第七章 夜間教育ノ重要性……………三五

第二篇 歩哨教育……………一五

第一章 歩哨ノ任務……………一五

第二章 歩哨勤務ニ服スルトキノ準備……………一八

第三章 歩哨守地ニ到ルマデノ動作……………二〇

第四章 歩哨守地ニ就キタルトキノ動作……………二二

第五章 歩哨守則……………二六

第一節 歩哨守則ノ類別及之ニ對スル心得……………二六

第二節 一般守則及其ノ應用……………二九

第一款 歩哨ノ監視要領……………三三

第二款 徵候……………三八

第三款 敵兵發見ノ動作……………四二

第四款 歩哨ノ報告……………四四

第五款 歩哨ノ警報……………四五

第六款 小數ノ敵ニ對スル動作……………五七

第七款 歩哨線ヲ出入スル者ニ對スル動作……………六〇

第八款 夜間近ツク者ニ對スル動作……………六二

第九款 自動車ニ對スル動作……………六七

第十款 歩哨ノ命ニ反スル者……………六九

第十一款 歩哨線ヲ出入スル斥候ニ對スル動作……………七〇



第十二款 軍使ニ對スル動作 ..... 七六

第十三款 降參人ニ對スル動作 ..... 八一

第十四款 步哨ノ喫煙 ..... 八三

第十五款 步哨ノ座臥 ..... 八四

第十六款 步哨ノ銃ノ保持法 ..... 八六

第六章 步哨特別守則 ..... 八七

第一節 特別守則ノ意義 ..... 八七

第二節 特別守則作爲上ノ注意 ..... 九〇

第三節 步哨特別守則ノ一例 ..... 九五

第四節 特別守則ノ記憶法 ..... 一〇八

第五節 特別守則ノ補足修正 ..... 一一一

第七章 敵襲ニ對スル步哨ノ動作 ..... 一二七

第八章 步哨ノ交代法 ..... 一三〇

第九章 步哨ノ射撃 ..... 一三五

第一節 步哨一般守則ニ規定シアル步哨ノ射撃 ..... 一三八

第二節 其ノ他步哨ノ射撃スル場合 ..... 一三三

第十章 步哨敵ヲ捕獲 ..... 一三四

第一節 捕獲ノ要領 ..... 一三五

第二節 捕獲後ノ處置 ..... 一四一

第十一章 合言葉及識別法 ..... 一四二



第十二章 土民ニ對スル動作 ..... 一四六

第十三章 步哨ノ連絡法 ..... 一四七

第一節 連絡ノ目的 ..... 一四八

第二節 連絡ノ方法 ..... 一四八

第三節 連絡路ノ選定 ..... 一五一

第四節 動哨間ノ動作 ..... 一五二

第五節 連絡ノ爲隣步哨ニ到著時ノ動作 ..... 一五三

第六節 連絡ヲ取ルベキ時機 ..... 一五五

第十四章 步哨ノ負傷シタルトキ ..... 一五六

第十五章 三人哨、四人哨ノ動作 ..... 一五七

第一節 三、四人哨ノ目的 ..... 一五七

第二節 三、四人哨ヲ設クル場合 ..... 一五七

第三節 監視法及其ノ他ノ動作 ..... 一五八

第十六章 分哨ニ在ル兵ノ動作 ..... 一六二

第十七章 銃前哨ノ動作 ..... 一六五

第十八章 分哨長步哨掛ノ動作 ..... 一七〇

第一節 分哨長ノ動作 ..... 一七〇

第二節 步哨掛ノ動作 ..... 一八一

第十九章 步哨ノ裝備 ..... 一八六

第二十章 步哨位置ノ選定及設備 ..... 一九〇



第一節 步哨位置ノ選定 ..... 一九〇

第二節 偽裝及工事 ..... 一九五

第三節 晝夜ニ於ケル步哨位置ノ變更 ..... 一九九

第四節 瓦斯ニ對スル步哨ノ位置 ..... 二〇一

第二十一章 對空監視哨 ..... 二〇三

第一節 對空監視哨ノ任務 ..... 二〇三

第二節 對空監視哨ノ兵力及勤務ノ要領 ..... 二〇三

第三節 對空監視哨ノ一般守則 ..... 二〇八

第四節 對空監視哨特別守則 ..... 二一三

第二十二章 瓦斯警戒ノ步哨 ..... 二一七

第二十三章 瓦斯哨 ..... 二一九

要旨 ..... 二一九

第一節 瓦斯哨一般ノ要領 ..... 二二〇

第二節 瓦斯哨ノ守則 ..... 二二三

第二十四章 前哨配置ノ一般的説明 ..... 二二六

第一節 前哨中隊ノ配置 ..... 二二六

第一款 要旨 ..... 二二六

第二款 中隊長ノ前哨配置動作 ..... 二二七

第二十五章 小哨ノ配置 ..... 二二七

要旨 ..... 二二七



第一節 小哨任務受領後ノ動作 ..... 二三九

第二節 小哨現地ニ到着後ノ動作 ..... 二四一

第三節 小哨長小哨ニ歸來後ノ處置 ..... 二四五

第四節 其ノ後ノ動作 ..... 二四九

第五節 小哨内ニ於ケル下士官、兵ノ動作 ..... 二五一

### 第三篇 斥候教育

第一章 斥候勤務一般ノ要領 ..... 二五四

第一節 斥候ノ任務 ..... 二五四

第二節 斥候ノ性質 ..... 二五五

第三節 斥候ノ兵力、編組 ..... 二五六

第四節 斥候ノ種類 ..... 二六〇

第五節 斥候ノ一般ニ準據スベキ事項 ..... 二六二

第六節 斥候出發ノ動作 ..... 二六四

第七節 斥候ノ搜索計畫 ..... 二六八

第八節 斥候兵器ノ使用 ..... 二七一

第二章 各種地形ニ於ケル斥候ノ搜索法 ..... 二七六

第一節 地形ト斥候ノ動作トノ關係 ..... 二七六

第二節 蔭蔽地ニ於ケル動作 ..... 二七七

第三節 蔭蔽地ヨリ開豁地ニ出ヅル動作 ..... 二八〇

第四節 開豁地ニ於ケル動作 ..... 二八三



第五節 開豁地ヨリ蔭蔽地ニ入ル動作 ..... 二八八

第六節 隘路ニ於ケル動作 ..... 二九三

第七節 高地ニ於ケル動作 ..... 二九七

第八節 波狀地ニ於ケル動作 ..... 三〇一

第九節 谷地ニ於ケル動作 ..... 三〇三

第三章 敵ニ對スル動作 ..... 三〇五

第一節 敵ト遭遇シタルトキノ動作 ..... 三〇五

第一款 敵ヲ發見シタル場合 ..... 三〇五

第二款 搜索目標ノ敵ト遭遇シタルトキ ..... 三〇七

第三款 斥候搜索目標ニ達シタルトキノ動作 ..... 三一〇

第二節 住民ニ對スル動作 ..... 三一〇

第三節 降參人ニ對スル動作 ..... 三二三

第四節 斥候中ニ死傷者ヲ生ジタルトキノ處置 ..... 三二四

第五節 斥候敵ノ重圍ニ陥リタルトキ ..... 三二五

第六節 斥候敵ニ捕ヘラレタルトキノ動作 ..... 三二六

第七節 敵ノ携帶品押收心得 ..... 三二七

第八節 斥候ノ報告 ..... 三二八

第四章 徵候ニ對スル心得 ..... 三三五

第五章 斥候ノ休止及歸還ノ動作 ..... 三三八

第一節 休止ノ心得 ..... 三三八



第二節 歸還ノ動作 ..... 三三九

第六章 斥候夜間ノ行動 ..... 三三二

第一節 出發準備 ..... 三三一

第二節 行動上ノ注意 ..... 三三三

第七章 行軍間ノ斥候 ..... 三三八

第一節 一般ノ要領 ..... 三三八

第二節 路上斥候 ..... 三三九

第三節 進路ノ側方ニ出ヅル斥候 ..... 三四〇

第八章 追撃ノ斥候 ..... 三四二

第九章 退却ノ斥候 ..... 三四四

第十章 駐軍間ノ斥候 ..... 三四六

第一節 一般ノ要領 ..... 三四六

第二節 斥候步哨線ヲ通過スル動作 ..... 三四七

第一款 斥候步哨線ヲ出ヅル動作 ..... 三四七

第二款 斥候步哨線ニ歸來ノ動作 ..... 三五〇

第三節 敵ノ步哨線ヲ偵察スル動作 ..... 三五二

第四節 敵ノ步哨線内ニ潛入要領 ..... 三五三

第五節 斥候敵ノ步哨線内へ潛入後ノ動作 ..... 三五四

第十一章 敵宿營地ノ偵察 ..... 三五六

第十二章 駐止斥候、潛伏斥候 ..... 三五八



第一節 駐止斥候 ..... 三五九

第一款 歩哨配布ノ掩護斥候 ..... 三五九

第二款 歩哨線前ノ地區等ニ出ス駐止斥候 ..... 三六二

第二節 潛伏斥候 ..... 三六三

第一款 敵ヲ捕獲スル斥候 ..... 三六三

第二款 敵ノ動靜ヲ候察スル爲ノ潛伏斥候 ..... 三七〇

第十三章 戦闘間ノ斥候 ..... 三七二

第一節 攻撃ニ於ケル斥候 ..... 三七二

第一款 攻撃開始前 ..... 三七二

第二款 攻撃戦闘間前方ニ出ス斥候 ..... 三七三

第三款 戦闘間翼側ニ出サルル斥候 ..... 三七四

第二節 防禦ニ於ケル斥候 ..... 三七六

第一款 陣地前方ニ於ケル斥候 ..... 三七七

第二款 防禦戦闘間ノ斥候 ..... 三八〇

第十四章 地形偵察斥候 ..... 三八二

第一節 道路ノ偵察 ..... 三八二

第二節 河川ノ偵察 ..... 三八五

第十五章 瓦斯斥候 ..... 三九〇

第一節 一般ノ要領 ..... 三九〇

第二節 瓦斯使用ノ徴候 ..... 三九三

歩哨、斥候、傳令、連絡兵教育ノ詳解 目次



第三節 瓦斯檢知 .....	三九八
第四節 瓦斯搜索 .....	四〇一
第五節 瓦斯警戒 .....	四一一
第六節 瓦斯使用法概要 .....	四一五
第一款 瓦斯空襲 .....	四一六
第二款 瓦斯彈射擊 .....	四一八
第三款 瓦斯彈投射 .....	四一九
第四款 瓦斯器撒 .....	四二〇
第五款 瓦斯放射 .....	四二一
<b>第四篇 傳令教育</b> .....	四三二

第一章 傳令ノ任務 .....	四三三
第二章 傳令ノ出發動作 .....	四三三
第三章 傳令ノ速度 .....	四三五
第四章 途中ノ動作 .....	四三七
第五章 傳令到着時ニ於ケル動作 .....	四三九
第六章 歸還動作 .....	四三二
<b>第五篇 連絡兵教育</b> .....	四三四

要旨 .....	四三四
第一章 行軍間ノ連絡兵 .....	四三五
第一節 連絡兵ノ設置要領 .....	四三五
步哨、斥候、傳令、連絡兵教育ノ詳解 目次	一九



第二節 連絡兵ノ動作 ..... 四三九

第二章 戦闘間ノ連絡兵 ..... 四四六

第一節 連絡兵ノ設置要領 ..... 四四六

第三章 前哨部隊間ノ連絡兵 ..... 四五三

### 附 録

第一 地形、地物ノ名稱 ..... 四五六

第二 歩哨、斥候、傳令、連絡兵等ニ必要ナ兵語 ..... 四六三

第三 歩哨關係ノ陸軍刑法 ..... 四七九

作戰要務令ニ據ル

## 歩哨、斥候、傳令、連絡兵 教育ノ詳解 目次終

## 歩哨、斥候、傳令、連絡兵 教育ノ詳解

### 第一篇 教育一般ノ要領

#### 第一章 教育ノ主眼

##### 一、實戰的ナルコト

「軍ノ主トスル所ハ戦闘ナリ、故ニ百事皆戦闘ヲ以テ基準トスベシ」(作綱  
 一)トハ作戰要務令綱領ノ第一ニ示サル所デアル。吾人ハ教育者タルト  
 被教育者タルトヲ問ハズ此ノ綱領ノ精神ヲ基礎トシテ訓練ノ精熟ヲ期セネ



バナラナイ。

### 二、犠牲的精神ヲ涵養スベシ

軍隊ノ勤務ハ總テ犠牲的精神ヲ要スルコトハ勿論ナルモ、歩哨、斥候、傳令、連絡兵ノ如キ勤務ハ兵トシテノ獨立勤務ノ中デモ其ノ勤務ハ重大デアアル。而シテ一人ノ怠漫過失ハ全隊、全軍ノ運命ニモ係ルコトガアル。故ニ之等勤務ニ従事スルモノハ自ラ身ヲ犠牲ニシテ任務ヲ全ウスルノ覺悟ヲ以テ服務スベキコトヲ自覺セシムルヲ要スル。

### 三、責任觀念ヲ養成スベシ

「歩哨ノ勤務ハ重大ナルニ鑑ミ常ニ身ヲ以テ其ノ責ニ任ゼザルベカラズ(作一ノ二二四)」又「斥候ハ責任觀念旺盛ナラザルベカラズ(作一ノ二二一)」

ト、又「傳令ノ勤務ニ服スル者ハ全力ヲ盡クシテ其ノ責任ヲ完ウスベシ(作一ノ五六)」ト示サレテ居ル。「連絡兵モ傳令ノ一種トモ見做サルベキモノ」デ何レモ其ノ責任ノ重大ナコトヲ示サレテ居ルコトニ注意シ、此等勤務ニ服スル者ノ榮譽トヲ思ヒ教育ノ實績ヲ擧グルコトヲ要スル。

## 第二章 教育程度ト其ノ主眼

一、歩哨ノ責任ノ重大ナルコトハ前述ノ通りデ、之ヲ完全ニ實行スルコトハ如何ナル選抜兵デモ困難デアアル。從ツテ人員之ヲ許セバ選抜兵ヲ教育シ之ヲ用ヒテ立哨セシムレバヨイノデアアルガ、戰時ノ動員部隊ニハ久シク軍隊ヲ離レタ豫後備兵ハ未ダヨイガ、教育不充分ナ補充兵等ガ加ハルノデ平時



ニ於ケル現役兵ニ對シテハ先ヅ完全ニ教育シテ置ク必要ガアル。況ンヤ戰時一度激戰ヲ交ヘタナラバ幹部ヲ失ヒ上等兵ハ少數トナリ、優秀ナ一等兵ハ上等兵トナリ、或ハ其ノ代理トシテ活動シテモ尙ホ充分デナイコトハ想像ニ難クナイ。故ニ優秀ナ兵ハ其ノ性能素養ヲ利用シ益、之ヲ向上セシメ、尙進ンデ歩哨掛ノ概念ヲ教育スルヲ適當トスル。一般兵ハ歩哨トシテハ完全ナル任務ニ服シ得ルノ程度トナシ、劣等者ト雖モ一通リノ勤務ニ習熟セシメ概ネ獨立シテ服務シ得ルニ至ラシムルヲ要ス。而シテ戰時補充兵ト伍シ之ヲ指導シテ勤務シ得ルコトガ必要デアアル。

二、斥候ノ勤務ハ其ノ責任ノ重大ナルニ加ヘ、更ニ一層獨立性ガ加ハルカラ其ノ動作ハ更ニ困難デアアル。故ニ前述歩哨ニ比スレバ多少選抜教育的ノ必

要ハアルガ、戰時ノ編成ヲ考慮スルトキハ概ネ歩哨ト同様ノ精神ヲ以テ教育スベキモノデアアル。

三、傳令ノ勤務ハ其ノ責任ノ大ナルコト前述ノ如クデアアルガ、前二者ニ比スレバ稍、輕減シテモヨイモノデアアル。又其ノ動作モ前二者ニ比スレバ平易デアアル。從ツテ教育ニ多大ノ時間ヲ用フルコトナク普遍的ニ教育ヲ施スノ考慮ヲ要スル。

四、連絡兵ハ概ネ傳令ノ要領ニ依ルベキモ、一層輕易ニ且他ノ時間等ヲ應用シテ一般ニ適宜ノ動作ヲ會得セシムルコトガ必要デアアル。

## 第三章 學科ト術科



一、本教育ノ術科タルコトハ申スマデモナイ。故ニ教育法ニ於テモ術科的ニ實施スルコトニ重キヲ置カナケレバナラヌ。然ルニ動モスレバ比較的學科ニ重キヲ置キ講堂ニ於テ學科的ニ教育ヲ行フコトニ多クノ時間ヲ用フルコトハ宜シクナイ。講堂ニ於テハ搜索、警戒等ノ基礎的教育ヲ施ス爲圖ヲ用フルヲ便トスルガ如キ場合ニ行フ程度ニ止ムルガヨイ。而シテ其ノ他ニ必要ナコトハ行軍中トカ、演習場ヘノ往復トカヲ利用シテ之ヲ實施スル如ク計畫スベキデアアル。

二、術科ト學科トヲ同時ニ行ヒ、或ハ術科ニ伴ツテ學科的説明ヲ加ヘルコトハ實際上效果ガ學ルモノデアアル。然シナガラ現地ニ於テ僅カニ一部ノ兵ニ實施セシメ他ノ者ニハ見學セシメツツ學科的ニ説明スルガ如キハ最モ不適

當ナ教育法デアアル。之ハ單ニ學科ト術科トヲ穿キ違ヘタバカリデナク、斯クノ如キ方法ニ於テ實施スルトキハ見學中ノ兵ハ表面如何ニモ眞面目ニ聞イテ居ル如ク見エテモ心ハ現地カラ離レテ「アア寒イ早ク止メナイカシラ」此ノ次ノ日曜ハ何處ヘ行カウ」位ノコトシカ考ヘテ居ナイ。教官ハ熱心ノ餘リ寒サモ忘レテ教育ニ從事シテ居ルガ斯ル教育ハ遂ニ徒勞ニ終ルモノデアアル。

其ノ要訣ハ兵ヲシテ頻繁ニ實施セシメ之ヲ矯正シテ又實施サセ速カニ順々ニ各兵ニ及ボス如クスベキデアアル。而モ術科本位的ニ實施スルコトヲ忘レテハナラナイ。



## 第四章 輕重本末

- 一、軍隊教育ニハ各科目其ノ物ニモ又一科目中ニモ其ノ要度ニ輕重本末ガアルコトハ誰モ口ニハ稱ヘルガ其ノ取捨ハ中々困難デアアル。
- 二、歩哨、斥候、傳令、連絡兵ノ動作ニ於テモ綿密ニ教育シ精熟ノ域ニ達セシムベキ事項ト中等程度ノ概念ヲ以テ足ルモノ等科目ニ依リ各種各様デアアル。本書ニ於テハ努メテ之ヲ明示シテ讀者ノ研究ニ便スル如ク爲シアルモ、其ノ細部ニ至リテハ教育者ノ更ニ研究ヲ要スル事モ少クナイデアラウ。

## 第五章 演習ノ構成

### 一、實戰的ナラシムルコト

軍隊ノ爲スベキ行動ハ敵アツテ、而ル後狀況ノ下ニ行ハルベキモノデアアル。故ニ如何ナル簡單ナ演習デモ全ク敵ヲ設ケズ敵ニ基準ヲ置カズニ演習スルコトハ絕對禁ズベキデアアル。

又實戰ニ於テ有り得ベカラザル動作ハ之ヲ實施シテハナラナイ。然レドモ平時ノ願慮上實戰ト異ル動作ヲ取ラシムルノ止ムヲ得ヌトキハ其ノ理由ヲ明示シタル後ニ於テ爲スコトガ必要デアアル。

形式ニ過ギヌ様ナコトデモ努メテ常ニ實施セシメ、之ニ依ツテ心手期セズシテ適當ナ動作ヲ取り得ルニ至ラシムルヲ要スル。又其ノ反對ニ不要ノ形式ニ捕ハレテハナラヌ。



## 二、假設敵ノ用法

假設敵ハ初步ノ演習ヨリ之ヲ設ケル必要ハナイガ、對敵觀念ヲ養成スル爲成ルベク早く假設敵ヲ設ケテ實施スルヲ要スル。之モ又實際有リ得ベキ狀況ヲ現ハスコトニ注意シ、且一定不變ノ型ニ陥ラザル如クシ、成ルベク各種變化アル實際的狀況ヲ現示スベキデアル。苟モ天カラ降ツテ來タカ地カラ湧イタカト云フ如キ不自然ナル敵情ヲ現ハスガ如キコトアリテハ百害アツテ一利ナキモノデアル。

假設敵ハ他ノ演習ニ比シ一層實員ヲ以テスルヲ要スル。人員器材等ノ關係ニ依リ標旗幕的等ヲ用フル場合ニ在リテモ一部ノ人員ニ依リ實際的ノ部分ヲ表ハシ以テ出來得ル限り實敵ニ近キ感想ヲ起サシムルヲ要スル。

## 三、周到ナル計畫ト實施

以上ノ如ク演習ノ目的ニ從ヒ演習ノ構成ニ關シ現地偵察ヲ行ヒ周到ナル計畫ヲ立テテ演習ヲ實施スルヲ要スル。而モ教官ハ終始熱心ニ自ラ戰鬥場裡ニ在ルノ態度ヲ以テ演習ヲ教育指導スルヲ要スル。苟モ演習ヲシテ非實際的ナラシメ甚ダシキニ至リテハ滑稽ニ陥ラシムルガ如キコトアルヲ許サナイ。

# 第六章 精神的教育

## 一、精神教育ハ講堂ノ訓話ダケデハナイ

軍人ノ精神教育ハ講堂デ行フ訓話ダケヲ以テ満足スベキデハナイ。有ユル



機會ニ於テ各種ノ事像ヲ捕ヘテ實施スベキモノデアル。殊ニ歩哨、斥候ノ如キ犧牲的精神ト責任觀念ノ必要ナル動作ニ於テ特ニ必要デアル。

## 二、如何ニシテ精神教育ト結び付クベキカ

精神教育ハ講堂ニ於テ行フモノナリトノ觀念ハ不適當デアル。軍隊教育ハ學科ト術科トヲ問ハズ全部ガ精神教育ト離レテハナラヌ。無言ノ裡ニ行フ精神教育ヲ見逃ガシテハナラヌ。故ニ歩哨、斥候等ノ教育ニ於テモ有ユル機會ヲ利用シテ之ヲ行フベキモノデアルガ、要ハ特別ノ時間ヲ設ケテ行フコトナク、術科ト併行シ且幾多小戰例等ヲ引用シ、或ハ模範的動作ヲ賞揚シ、不適當ナル動作ニ對シテハ直チニ矯正ヲ加ヘテ之ヲ戒ムル等各兵ヲシテ眞ニ其ノ責務ノ重大ナルヲ痛感セシムル如ク指導スルヲ要スル。

## 第七章 夜間教育ノ重要性

### 一、兵ハ特ニ夜間ノ動作ニ熟セザルベカラズ

兵器ノ進歩特ニ航空機ノ發達ハ晝間ノ行動ヲ困難ナラシメ、各種ノ運動及行動ハ夜間ヲ利用セラルルコトガ頗ル多クナツタ。而モ夜戰ハ我が日本人ノ最モ特意トスル所デアル。故ニ將來戰ニ於テハ益々夜間ノ行動ニ熟スルコトヲ要スル。

而モ歩哨ノ勤務ハ夜間ガ主デアル。斥候ノ動作モ駐軍間ニ於テハ夜間ノ動作ガ多イノデアアルカラ夜間教育ニ重キヲ置ク必要ガアル。

### 二、夜間教育ト晝間教育トノ關係



夜間ノ行動中晝間ノ行動ニ準ジテ行フベキコトト、夜間動作ガ全ク晝間ノ動作ト異ルモノガアリ、其ノ中間ニ屬スルモノモアル。而シテ晝間ノ教育ニ依リ兵ハ夜間ニ其ノ儘應用シ得ル如キコトヲ態々夜間之ヲ繰返シ行フ必要ハナイ。夜間ノ爲ノ必要ナ教育ヲ主トシナケレバナラヌ。又晝間ノ動作ニ補足修正ヲ加ヘテ教育スルヲ要スル事項モ多々之レアルモノデ在ル。又夜間ノ動作ヲ教育スルニハ必ズシモ夜間デナケレバナナイト限定スベキモノデナイ。寧ロ初步ノ基本教育ハ晝間ニ於テ之ヲ一通リ教育シナケレバ兵ニ理解セシムルコトガ出來ナイ事項モアル。科目ニ依リ其ノ取捨ヲ適當ニシ、先ヅ晝間ニ於ケル夜間動作ノ教育ニ始マリ、次デ夜景眼鏡（セルロイド等ニテ作りタル暗色眼鏡）ニ依リ、次ニ月明ノ夜ニ、遂ニ暗夜ニ及ボ

ス如クスルヲ適當トスル。

## 第二篇 步哨教育

### 第一章 步哨ノ任務

#### 一、步哨ノ任務ハ重大ナリ

「作戰要務令」第二百二十四ニ「步哨ハ通常最前線ノ監視線ヲ成形スルモノトス、故ニ步哨ハ任務ノ重大ナルニ鑑ミ常ニ身ヲ以テ其ノ責ニ任ゼザルベカラズ」トアリ。陸軍ノ典範令中ニ兵ニ對シ身ヲ以テ其ノ責ニ任ズベキコトヲ明文ヲ以テ示サレタルハ本項ノ他ニ之ヲ發見セズ。步哨ノ任務ヲ如何ニ重大視セララルルカハ説明スルマデモナイ。



## 二、歩哨ノ任務ガ斯ク重大ナル理由

歩哨ハ主トシテ最前線ニ在ツテ監視ニ任ズルモノデアル。故ニ歩哨ガ監視ヲ怠リ或ハ過失ヲ犯シタナラバ後方ニ在ル部隊ノ安危ニ係ルモノデ已レ一人ノ不利ニ止ラズ延イテ全軍ヲ不利ニ陥レルコトガアル。日支事變中蘇州城外ニ於ケル支那軍歩哨ガ日本軍ヲ友軍ト誤リ城内ヘノ通過ヲ許シ爲ニ日本軍ハ難ナク蘇州城ヲ占領シ得タル如キハ一步哨ノ過失ヨリ蘇州城ヲ逸早ク日本軍ニ占領セラレ支那全軍ニ其ノ不利ナル戰果ヲ及ボシタノデアル。斯クノ如ク歩哨ハ單ニ怠漫ノ爲ノ失策タラズシテ眞ノ過失タリトモ全ク取リ返シノツカザル重大事態ヲ惹起スルコトガアルノデアルカラ、歩哨ハ最大ノ緊張ヲ以テ其ノ任務ニ服スルヲ要スモノデアルコトヲ肝銘セシメネバナラナイ。

## 三、歩哨ノ覺悟

歩哨ノ責務ノ重大ナルコトハ右ノ如クデアル。故ニ一度守地ニ至レバ此處ハ我が墳墓ノ地デアルト心得、己ガ守地ニ在ル間ハ蟻一匹モ通サヌ警戒眼ヲ以テ服務スルヲ要スル。斯クノ如キ覺悟アリテこそ過早ニ歩哨線ヲ撤退スルコトモナク、濫リニ歩哨線ヲ離ルルガ如キコトモナク、機宜ニ適スル動作ヲ實施シ得ルモノデアル。

斯ク重キ任務デアアルガ故ニ陸軍刑法モ歩哨ノ犯シタ罪ハ重ク處斷セララルノデアアル。吾人元ヨリ刑罰ノ輕重ニ依ツテ任務ヲ左右スベキモノデハナイガ、爲ニ一生ヲ過リ父祖ノ名譽ヲ傷クルガ如キコトガアツテハナラナイ。



## 第二章 歩哨勤務ニ服スル

### トキノ準備

#### 一、軍装ノ整備

歩哨ニ服スル場合ハ晝間激務ニ服シタ後ニ於テ從事スル場合ガ多イノデ服務ニ方ツテハ軍装ヲ改装シ服務中不都合ノナイヤウニ心懸クルコトガ必要デアル。特ニ夜間音響ヲ發セザル如ク著装スルコトニ注意スルヲ可トスル。

#### 二、兵器彈藥ノ整備

自己ノ携帶兵器ニ損傷ナキヤ、若シ損傷アレバ情況之ヲ許セバ交換ヲ受ケ

或ハ部品ノ交換ヲ行ヒ彈藥不足シアレバ之ヲ充實シ、手榴彈、眼鏡、對戰車地雷、輕機關銃、擲彈筒、信號用兵器等ノ携行ヲ命ゼラレタルトキハ之ガ整備用法等ニツキ完全ニ理解スルヲ要スル。又彈藥ヲ裝填シアラザルトキハ之ヲ裝填スル。(五發裝填スルヲ可トスル)。

#### 三、其ノ他必要ナル携帶品ノ準備

報告用紙(必ズシモ制規ノ通信紙ナルヲ要セス)、筆記具、磁石、携帶電燈、偽裝、遮蔽材料等ノ中必要ノ品ヲ携行スルノ準備ヲ爲ス。

#### 四、背囊ハ小哨ノ位置ニ設置スルヲ通常トスル

#### 五、立哨前必ズ用便ヲ済シ置クコト



## 第三章 歩哨守地ニ到ル

### マデノ動作

歩哨ガ任務ヲ受ケ守地ニ到ル間ノ動作ハ歩哨掛ノ指揮ニ從ツテ動作スベキモノデアアルガ、兵トシテ注意スベキ事項ハ左ノ通りデアアル。

一、歩哨ガ小哨ノ位置ヨリ守地ニ至ル間ノ動作ハ敵ノ遠近ニ依ツテ差ハアルガ概ネ斥候ノ動作ニ準ズルモノデアアル。能ク地形、地物ヲ利用シ敵ニ遮蔽シ且警戒ヲ怠ルコトナク前進スルモノデアアル。

二、前進間小哨ト歩哨ノ位置トノ間ノ地形ノ觀察ヲ爲シ、交代竝ニ報告ノ爲往復スル連絡路ニ注意スルヲ可トスル。之レガ爲要スレバ敵ニ察知セラレ

ザル如ク道標ヲ設クルヲ可トスルコトガアル。陰蔽地及岐路多キ地方ニ於テ殊ニ必要デアアル。

三、速カニ守地ニ至リ監視ヲ始ムルコト。

## 第四章 歩哨守地ニ就キタル

### トキノ動作

歩哨掛若クハ分哨長ノ指揮ニ依ツテ動作スベキモノデアアルガ、歩哨トシテハ左ノ件ニ著意スルヲ要スル。

一、小哨長ガ到着スル迄ノ動作

### 1、監視要領

歩哨教育・歩哨守地ニ就キタルトキノ動作



作戰要務令第二百三十一「歩哨掛又ハ分哨長ハ任務ヲ受クルヤ部下ヲ率  
キ所要ノ警戒ヲ爲シツツ其ノ哨所ニ到リ遮蔽シテ取敢ズ監視ニ任ジ……  
……」ト示サレアリ。

歩哨掛若クハ分哨長ハ兵若干名ヲシテ監視ニ任ゼシム。此ノ際歩哨トナ  
ルベキ者ハ未ダ守則ハ授ケラレテハ居ラヌガ、歩哨監視ノ要領ニ從ツテ  
前方ノ要點等ヲ監視スベキモノデアル。此ノ際敵ニ歩哨線ノ位置ヲ發見  
セラルルコトヲ避クル爲地形、地物ノ利用ニ注意スルコトガ肝要デアル。

### 2、遮蔽、偽裝等ノ處置

遮蔽ニ就テハ小哨長ヨリ指示セラルルヲ通常トスルヲ以テ之ニ關スル處  
置ヲ小哨長ノ來ル迄ニ過度ニ實施スルコトハ考慮ヲ要スルガ、附近ノ地

形ノ關係上歩哨ノ位置ハ殆ンド限定セラレアル如キ場合ニ在ツテハ多少  
之ヲ實施シ或ハ實施ノ準備ヲ爲シ置クヲ要ス。  
偽裝ハ附近ノ地物ニ類似セシムルヲ要スルヲ以テ主トシテ現地到着後ニ  
於テ實施スベキモノデアル。

### 二、地形ノ觀察

速カニ附近ノ地形、地物ヲ觀察スルコト。其ノ著眼ハ夜間單獨ノ人及部隊  
等ト誤リ易イ地物ノ確認、夜間敵ノ潛行シ來ル虞レノアル地形ノ觀察、方  
位ヲ誤ラヌ爲ニ前後左右ニ於ケル目標トナルベキ地物ノ認識等デアル。

### 三、距離目測

必要ノ地點ニ至ル距離目測ヲナシ置クコト。

歩哨教育・歩哨守地ニ就キタルトキノ動作



小哨長若クハ歩哨掛又ハ分哨長ヨリ要圖又ハ寫景圖ヲ以テ示サレタルトキハ天明ノアル間ニ實物ト對比シテ認識ヲ確實ニスルコト。

四、小哨長ヨリ守則ヲ授ケラレタ後ハ敵方ノ監視ヲ主トシ前記ノ諸事項ハ其レマデニ成ルベク實施スルコト。

### 五、地物ノ利用法

地物ノ利用法ニ就テハ左ノ注意ヲ爲スベシ。

1、地物ノ價值ハ晝間ト夜間トニ依ツテ大ナル差ガアル。  
晝間ニ於テハ視界廣クシテ遠ク敵ヲ監視スルニ便ニシテ射撃ニ便ナルコト。敵彈ニ對シ安全ナレバ更ニ可ナルコト。  
夜間ニ於テハ視界著シク低下スルヲ以テ寧ロ聽力ノ活用ニ便ナル爲之ヲ

害セザル地點ヲ選定スルコトガ必要デアル。遮蔽ノ必要度モ晝間ニ比シ輕減セラレル。射撃效力及敵彈ニ對スル顧慮モ其ノ度ヲ減ズル。

尙注意スベキコトハ晝夜何レノ場合ト雖モ地物ヲ利用センガ爲ニ監視ニ不便ヲ來タスガ如キコトアルハ不可デアル。

2、地物ノ利用ニ方リテハ自然ノ状態ヲ其ノ儘利用スルコトニ勉メ、改修ヲ行フ場合ニ於テモ敵ニ面スル側ニ於テハ變化ヲ與ヘザル如ク爲スヲ要スル。

3、著名ナル地物ノ附近ニ位置スルコトハ敵ノ認識ヲ容易ナラシムル害アルヲ以テ勉メテ之ヲ避クルヲ要スル。

4、廣漠地等ニシテ據ルベキ地物無キトキハ小起伏等ヲ巧ニ利用スルコト



ニ著意スベシ。

### 七、歩哨位置ノ設備要領

#### 1、監視ヲ便ニスル爲

監視ヲ便ナラシムル爲歩哨位置附近要スレバ前地ニ於ケル地物ヲ除去スルヲ可トスルコトガアル。此ノ際之ガ爲ニ敵ノ注意ヲ惹ク虞レアルヲ以テ、自然ノ状態ニ變化ヲ與ヘザルコトニ注意スルヲ要スル。

#### 2、射撃ノ設備

射撃ヲ便ナラシムル爲防害トナル地物ヲ除去スルヲ要スルトキハ前項ノ要領ニ依ル。又效力ヲ増加スル爲出來得レバ依托シ得ル設備ヲ爲ス。

#### 3、敵ノ近接ヲ容易ニ知ル處置

夜間敵ノ必ズ通過スベキ地點、近接シ易キ地域等ニ敵ノ近接ヲ容易ニ知リ得ル如キ設備ヲ爲ス。例ヘバ繩ヲ張り、棒ノ類ヲ立テテ之ニ鳴子、鐘ノ類ヲ附シ、或ハ地面ニ音響ヲ發シ易キ物體ヲ敷置シ、或ハ地面ニ近ク草ト草トヲ結び附ケテ轉倒シ易キ設備ヲ爲ス等現時ノ狀況ニ適應セシムルヲ要スル。

4、擲彈筒、手榴彈、對戰車地雷、輕機關銃等ヲ附セラレタルトキハ之ガ使用ニ便ナル設備ヲ爲ス。

#### 5、方向維持ノ設備

夜間廣漠地等ニシテ方向ヲ誤ル虞アルトキハ主要ナル方向ニ對シ棒ヲ植テ之ニ白布若クハ白紙等ヲ附シテ方向維持ノ補助ト爲ス。



## 第五章 歩哨守則

### 第一節 歩哨守則ノ類別及之ニ

#### 對スル心得

歩哨ノ守則ニハ「一般守則」及「特別守則」ノ區別ガアル。

- 一、一般守則トハ歩哨トシテ何レノ場合ニ於テモ守ルベキ規則デアアル。
- 二、特別守則トハ歩哨ガ某哨所ニ立ツ毎ニ定メラレ、小哨長等ヨリ授與セラレルモノデアアル。而シテ特別守則ハ土地ガ變ルダケデナク狀況ノ變化ニ依ツテモ變ルノデアアルカラ同一場所ニ立哨スル間ニ於テモ補修訂正セラレル

コトガアル。

### 三、守則ニ對スル心得

歩哨ノ任務ヲ遂行スルニハ守則ヲ準繩トセネバナラヌ。故ニ先ヅ一般守則ヲ平素ヨリ確實ニ記憶理解シ、之ガ實行應用ニ熟スルヲ要スル。又特別守則ヲ授ケラレタナラバ速カニ之ヲ記憶理解シテ其ノ處置ヲ誤ラヌ事ニ注意シナケレバナラナイ。苟モ守則ノ記憶不充分ニシテ之ガ爲處置ヲ誤ルガ如キコトアラシカ番ニ軍律ヲ誤ルノミナラズ、後方ノ哨及所部隊ニ及ボス危険ハ之ヨリ大ナルモノハナイ戒心スルヲ要スル。

### 第二節 一般守則及其ノ應用



一般守則 作戰要務令第二百三十一ニハ左ノ如ク示サレテ居ル。

歩哨線ニ在ル歩哨ハ左ノ一般守則ニ基キ行動スベキモノトス。

一、絶エズ敵方ヲ監察シ併セテ四圍ヲ警戒シ總テノ徵候ニ深ク注意ス。

敵ニ關シ發見セバ良ク之ヲ確メテ其ノ一名ハ報告シ、若シ猶豫シ難キト

キハ急射撃又ハ信號ヲ爲シ且一名ハ急報ス。

少數ノ敵兵近接セバ殺スカ捕獲スベシ。

二、歩哨線ノ出入ヲ許スハ我が軍ノ部隊、將校、斥候、巡察、傳令トシ、爾

餘ノ者ニ關シテハ小哨長ノ指示ヲ受ク。

夜間近ヅク者アラバ銃ヲ構ヘテ良ク確メ、彼我判明セザルトキハ機先ヲ

制シテ「誰カ」ト呼ブ。三回呼ブモ答ナケレバ殺スカ又ハ捕獲スベシ。

自動車ハ停止セシメテ取調ブベシ。

歩哨ノ命ニ反スル者ハ殺スカ又ハ捕獲スベシ。

三、出發スル斥候ヨリハ任務、經路、歸來ノ地點、時刻等ノ概要ヲ聽キ自

己見聞ノ狀況ヲ告ゲ歸來スル斥候ヨリハ其ノ見聞セシ事項ヲ聞クベシ。

四、白旗ヲ掲ゲ遠方ヨリ軍使タルヲ表ハス者ト降參人トニ對シテハ敵トシ

テ取扱ハズ歩哨線外ニ之ヲ止メ敵ノ方向ニ面セシメ降參人ニハ武器ヲ棄

テシメ乘馬(車)者ハ下馬(車)セシメ速カニ報告スベシ。此ノ際無用ノ談

話ヲ避ケ特ニ欺カレザル様注意スベシ。

五、歩哨ハ喫煙スベカラズ。命令ナケレバ坐臥スルヲ得ズ。銃ハ手ヨリ放ス

ベカラズ。晝間ハ立銃、提銃又ハ腕ニ銃ヲ、夜間ハ提銃又ハ腕ニ銃ヲ爲



ス。

第一款 歩哨ノ監視要領

一、歩哨ハ「絶エズ敵方ヲ監視シ併セテ四周ヲ警戒シ」ト一般守則ノ冒頭ニ示サレテ居ル。

歩哨ハ敵方ヲ監視スルコトニ重キヲ置クコトハ勿論デアルガ、側方後方等己レノ四周ニ對シテモ警戒ヲ怠ラザルヲ要スル。側方及後方ニ蔭蔽地ノアル場合及夜間ニ於テハ特ニ注意ヲ要スル。

歩哨ガ敵方ヲ監視スルニハ見落スコトナク且要點ニ最モ注意ヲ拂ヒツツ見廻ハスノデアアル。此ノ際假設敵ヲ設ケテ行フ演習等ニ在ツテハ兎角遠距離ノ地ニ之ヲ派遣スルコトノ困難ナル事情ヨリ比較的近距离ノ敵ニ對スル動

作ヲ演練スルコトニ傾キ易イ。之ガ爲兵ハ遠距離ノ監視ヲ忘ルルニ至ル弊ニ陥リ易イ。演習ノ構成上止ムヲ得ナイコトデアアルガ、成ルベク遠ク敵ヲ發見シ得ル能力ヲ養成スル必要ガアル。監視ノ要領ヲ示セバ概ネ左ノ如クデアアル。

1、監視ノ要訣ハ敵ヨリ先ニ發見セラルルコトナク、我ヨリ先ニ敵ヲ發見スルニアアル。

2 全般ヲ漏レナク監視スルニハ己ニ近キ所ヨリ漸次遠キニ及ボシ見落スコトナキ様見渡スベシ。

3、要點ノ監視觀察ニ注意スベシ。即チ住民地、森林等ノ出口、縁端、展望良好ナル地點、敵ノ潜入ニ便ナル地點等ハ特ニ注意シテ監視スルヲ要



スル。

4、道路、河川、堤防、高地ノ稜線等ニ添ヒテ視察スルトキハ容易ニ敵ヲ發見スルコトガアル。

5、敵ハ偽装シテ接近スルコトガ多イ。故ニ前方ノ地區、地物ハ綿密ニ視察シ置キ些細ノ變化ヲモ發見シ得ルコトガ必要デアアル。

6 歩哨ハ常ニ我が身體ヲ動搖シテハナラヌ。殊ニ急激ナ動搖ハ絶対禁物デアアル。

7、監視區域ノ分割ノ可否。監視區域ヲ分割スルコトハ不可デアアル。何トナレバ人各々著眼ニ相違ガアルカラ甲ノ氣付カザルコトヲ乙ハ氣付キ、乙ノ發見セザルコトヲ甲ハ之ヲ發見スルガ如キコトハ間々有勝チノモノ

ナルヲ以テ地形其ノ他ノ關係上小哨長等ヨリ特ニ規定セラレタルトキノ外歩哨ノ全部ヲ以テ同一區域ヲ監視スルヲ可トスル。  
尙監視區域ヲ區分スルトキハ歩哨ノ一人ガ報告ニ赴キタル間ノ監視等ニモ缺陷ヲ生ジ易イ。

## 二、監視ノ爲耳目ノ活動要領

歩哨ガ監視ノ爲ニハ耳目ノ活動ニ依ルモノデ、其ノ活動モ最大ノ活動デナケレバナラヌ。

其ノ注意スベキ要領左ノ如シ。

1、視力ノ強弱ハ監視ニ大ナル關係ヲ有スルヲ以テ歩哨勤務ニ服スル者ハ成ルベク視力ノ強キモノヲ立哨セシムルヲ可トス。尙平素遠キ距離ヲ見



得ル練習ヲ爲サシメ視力ノ増強ニ勉ムルヲ要スル。

2、雙眼鏡ヲ所持セシムルヲ得バ最モ可デアル。之ガ爲雙眼鏡ノ用法ニ就テ教育スルヲ要スル。

### 三、耳ノ活動

耳ノ活用ハ目ニ次デ重要デアル。夜間ニ於テハ寧ロ目ヨリモ重要ナ場合モ少クナイ。

耳ノ活用ニ就キ二、三ノ注意ヲ示セバ左ノ如シ。

1、音響ヲ發スル地區、地物ノ附近ニ位置セヌコト。

激流ノ附近、風アルトキノ樹木ノ附近、水車ノ附近等ハ歩哨ノ位置トシテ不適當ナルヲ以テ出來得ル限り之ヲ避クルヲ要ス。

2、怪シキ物音等ニ注意スルコト。

聞キ慣レザル怪シキ物音、新タニ聞エ來タル音等ハ特ニ注意シテ之ヲ聞キ分ケルコト。

例ヘバ散兵壕堀開ノ音、軍隊ノ移動スル音、要塞戰ニ於ケル抗道堀開ノ音、軍隊ノ移動ニ驚ク鳥獸類ノ飛ビ立ツ音急ニ虫ノ鳴聲ノ止マルコト等ニモ細心ノ注意ヲ要スル。

3、補助手段ヲ用フルコト。

異様ノ物音等ヲ感ズルモ微音ニシテ聞キ取り悪キトキハ地上ニ近キ物體ニ耳ヲ當テ或ハ地ニ近ク耳ヲ接シテ聞クトキハ之ヲ聽取シ得ルコトガアル。



掌ヲ外耳ニ當テテ聞クトキハ聽力ノ補助トナルモノデアアル。

4、天候不良ナルトキ。

風、雨、雪、雷等ノ場合ハ物音ヲ聞キ取ルコト困難ナルノミナラズ、往

々誤聞スルコトアルヲ以テ特ニ注意ヲ要ス。

### 第二款 徵候

一、徵候トハ各種ノキザシノアルコトヲ云フ。

二、徵候教育上ノ注意

徵候ノ教育ハ實戰ノ爲ニハ重要ナ教育デアアルガ、平時ニ於テ有ユル徵候ニ就キ實際教育ヲ行フコトハ甚ダ困難デアアル。從ツテ平時ニ於テ學科的教育ニ陥ルコトガ多クナル。又同ジ徵候ニ對シテモ其ノ判斷スル者ノ眼識ニ俟

タナケレバナラナイ。源義家ガ行雁ノ亂ルルヲ見テ敵ノ伏兵アルヲ知リタルハ餘リニモ有名デアアルガ、義家程ノ名將ナレバコソ之ヲ見テ的確ナ判斷モ下シ得タノデ一步哨ニ至ルマデ斯ル能力ヲ附與スルコトハ至難デアアル。又一面ニ於テ斯ル能力ナキ者ヲシテ強イテ判斷セシムルハ却ツテ百害アツテ一利ナキノミナラズ甚ダ危険ヲ伴フコトガアル。故ニ兵ニハ斯ル高級ノ能力ヲ附與スルヨリハ單純ナル判斷若クハ單ニ徵候其ノ物ノ實際ヲ報告セシムル等ノ要領ニ依リ教育スルヲ適當トスル。

1、塵煙ニ依ル判斷。

低ク濃ク揚ル塵煙ハ徒歩部隊ノ行進ノ徵。

高ク稍、濃キハ騎兵ノ行進ノ徵。



高ク且キレギレナルハ繫駕砲兵行進ノ徵。

濃ク且塵煙發生ノ位置ガ迅速ニ移動スルハ自動車部隊ノ行動ノ徵。

激シキ爆音及金ノ軌ル音ヲ伴フモノハ戰車部隊ノ行動ノ徵。

2、動物ニ關スル徵候。

犬ノ吼聲ハ怪シキモノノ來タリシ徵。

夜間虫ノ聲ガ忽チ止ルハ人ノ近寄りタル徵。

野鳥ノ急ニ飛ビ立ツモノノ近ヅキタル徵。

鳩ノ飛ビ立チテ二、三回旋回ノ後敵方ニ飛ビ去ルハ敵ノ斥候等ガ傳書鳩

ニ依ル通信ノ徵。

3、人馬ノ喧噪ナル聲。

敵方ニ方リ喧噪ナルハ何事カ新タニ狀況ノ變化ヲ示ス。

時ヲ間シテ時々蹄音及馬ノ啼クハ敵軍徘徊スルノ徵。

器具ノ衝突スル音ハ敵兵工事ヲ行フノ徵。

4、銃聲ニ關スル徵候。

數發宛緩除ニ起ルハ斥候等ノ衝突スル徵。

俄然激シキ銃聲ノ起ルハ彼我ノ部隊衝突セルノ徵。

5、土民ニ關スルモノ。

土民ガ敵意ヲ有スルカ、強ガリヲ示スハ敵ノ近接シアルノ徵。

土民急ニ避難セントスルカ或ハ落付カザルハ敵情ニ何等カノ變化アルノ

徵。



土民長ク高處、交通路ノ附近等ニ止ルハ間諜ニハ非ザルカ。

6、火光其ノ他ニ關スル件。

燈火ノ明滅スルハ其ノ前ヲ何者カガ頻繁ニ交通スルノ徵。

村落、森林、雲、霧等ニ火光ノ反影スルハ何者カガ火ヲ焚クノ徵。

焚火ヲ滅スルハ敵兵移動ノ徵。

### 第二款 敵兵發見ノ動作

#### 一、敵ヲ發見直後ノ動作

敵ヲ發見セバ他ノ歩哨ニ小聲ヲ教ヘ地物ヲ利用シテ身體ヲ遮蔽スルヲ要ス。此ノ際急激ニ身體ヲ屈スルコトナク徐ニ陰蔽スルヲ可トス。然ラザレバ急ニ動ク物ハ却ツテ敵側ヨリ發見セラルルモノデアル。

#### 二、敵情ノ監視

敵ニ關シ發見セバ良ク之ヲ確メ先ヅ彼我ノ區別、敵ノ斥候ナリヤ、斥候ナレバ兵種ハ何カ、後續部隊ハ無キカ、敵ハ何ヲ爲シツツアリヤ、何ヲ爲サントスルヤ、敵ハ我ヲ發見セシヤ、等ヲ觀察スルヲ要ス。

又一旦敵ヲ發見シタル後ニ於テ其ノ敵ニミ注意ヲ奪ハレ他ノ方面ノ警戒ヲ怠ラザルコトハ特ニ必要デアル。之ガ爲特ニ一名ヲ以テ發見シタル敵ヲ監視シ、他ノ歩哨ハ他ノ方面ニ對スル警戒ヲ特ニ注意スルヲ適當トスルノデアアル。

#### 三、射撃ノ準備

敵ヲ發見セバ必ズシモ之ヲ射撃スルモノデハナイ(第九章參照)。而シ射撃



スルヲ要スル場合ハ好機ニ乗ジ有效ナル射撃ヲ爲シ得ルヲ要ス。故ニ何時  
デモ射撃シ得ル如ク先ヅ射撃ノ準備ヲ爲スヲ要スル。

#### 第四款 歩哨ノ報告

一、「敵ニ關シ發見セバ良ク之ヲ確メテ其ノ一名ハ報告シ」ナル一般守則ノ意  
義

先ヅ敵ニ關スル狀況ヲ確メルコトガ必要デアアル。從來往々敵ヲ發見スレバ  
直チニ其ノ重要度ノ如何ニ拘ラズ直チニ之ヲ報告スル者ガアル。又幹部モ  
斯クスベキモノト解釋シアリシ者モアツタ。舊要務令ニハ「敵ニ關シ發見  
セシコトアラバ其ノ一人ハ小哨長ニ報告スベシ」トアリシヲ以テ斯ル誤解  
ヲ生ゼシモノナラン。之ガ爲今回ノ改正作戰要務令ニ於テハ「良ク之ヲ確

メ」ト添加セラレ其ノ疑問ヲ除カレタノデアアル。

「良ク確メ」タナラバ何レノ場合デモ報告スベキヤ否ヤト云フニ此ノ「良ク  
確メ」ナル語ハ其ノ中ニ良ク確メタ後報告ノ必要アリヤ否ヤヲ判斷スベキ  
コトヲモ含ミ居ルモノト解釋スルヲ適當ナリト信ズ。即チ之ヲ纏メテ再記  
スレバ「敵ニ關シテ發見シタナラバ敵ハ如何ナルモノデ何ヲ爲シテ居ルカ、  
將來如何ナル行動ニ出ズベキカ、之ニ對シ如何ナル動作ヲ爲スベキカ、報  
告ヲ爲スベキカ、其ノ報告ハ直チニ爲スベキカ、又交代時ヲ待チテ爲スベ  
キカ、報告スルニ及バザルカ」等ヲ判斷スルヲ要スルモノデアアル。

二、猶豫シ難キトキハ急射撃又ハ信號ヲ爲シ且一名ハ急報ス」ノ意義。

快速力ヲ有スル敵ノ襲撃、敵ノ優勢ナル部隊ノ襲撃等ヲ受ケ猶豫セバ大事



ニ至ル虞レアルトキハ急射撃ヲ行フカ又ハ豫メ定メラレタ信號ニ依ツテ速急ノ報告ニ換ヘルモノデアル。即チ歩哨ガ駈歩ヲ以テ報告ニ至ルモ敵ノ急襲ニ對シテ間ニ合ハザルトキ之ヲ行フベキモノデアル。急射撃及信號ニ依ル報告ハ狀況止ムヲ得ザル爲行フモノデ、之ニ依ツテ歩哨線ニ如何ナル程度ノ事件ガ發生シタノデアルカ元ヨリ不明デアル。從ツテ實際ノ狀況ヲモ速カニ報告スルヲ要ス。之ガ爲「且一名ハ急報ス」ト示サレタノデアル。舊要務令ニ「其ノ一人ハ速カニ小哨ニ報告スベシ」ト示サレアリタルモノト意義ニ於テ差ハナキモ簡單ニシテ意義ヲ明瞭的確ナラシメタモノデアル。

### 三、報告ノ要度、要否、時機等ノ判斷

敵ニ關シ發見シタル場合デモ必然報告ヲ要スルモノ、左程ニ報告ヲ要シナ

イモノ、或ハ全ク報告ヲ要セザルモノ、急射撃或ハ信號ヲ以テ先ヅ急報ヲ要スルモノ、直チニ報告ヲ要スルモノ、交代時ヲ利用スルヲ適當トスルモノ、斥候ノ歩哨線通過時ヲ利用シテ傳言スレバ足ルモノ等ヲ判斷スルヲ要ス。以上ノ如キ判斷ハ頗ル困難デアルガ概ネ左ノ如キ要領ニ依ル。

1、急射撃及信號ヲ以テ急報ヲ要スル場合。

急報ヲ要スル場合デ例ヘバ

- イ、敵ノ騎兵ノ襲撃ヲ受ケタトキ。
- ロ、敵ノ戰車、装甲車等ノ快速部隊ノ襲撃ヲ受ケタトキ。
- ハ、敵ノ部隊等ノ襲撃ヲ受ケタトキ。
- ニ、其ノ他急報スルヲ要スルモノト認メシトキ。



2、歩哨ノ一名急報ヲ要スル場合。

急射撃及信號ヲ以テ急報スルヲ要スル場合ト同ジ場合デ、急射撃竝ニ信號ヲ以テ急報シタダケデハ其ノ真相ガ不明デアルカラ、實際見タコトヲ速カニ報告シ、小哨長等ヲシテ實際ニ適スル處置ヲ迅速ニ實施シ得シムル爲デアル。

3、歩哨ノ一名ヲ以テ報告スル場合。

歩哨ガ敵ニ關シ發見シタトキハ良ク之ヲ確メテ報告スベキモノナルコトハ前述ノ通りデアル。之ニ依リ直チニ報告スベキヤ、尙詳シク見定ムベキヤ、又報告ハ成ルベク早ク實施シ度キモ一名報告ニ歸レバ歩哨線ノ兵力不足トナリ、其ノ虛ニ乗ジテ敵ニ致サルルコトアルベキ事情ヲモ考慮

セザルヲ得ナイ。故ニ敵ヲ目ノ前ニ置キテ報告セザルベカラザル場合ハ概ネ左ノ如シ。

イ、歩哨ハ未ダ敵ニ我方位置ヲ察知セラレズ而モ報告ニ歸ル行動ヲ敵ニ秘匿シ得ルヲ要シ且其ノ間歩哨線ノ兵力不足ノ虛ニ乗ゼラルルノ虞少ナキトキ。

ロ、報告事項比較的緊要且急ヲ要シ報告ノ爲一名後退シタルガ爲歩哨線ノ兵力不足シ其ノ虛ニ乗ゼラルルノ虞アルモ狀況上躊躇スルヲ得ザルガ如キ場合。

ハ、三人哨、四人哨等ニシテ一名報告ニ赴クモ歩哨線ノ兵力ノ減少ガ大ナル影況ナキ場合。



4、歩哨交代時ヲ利用シテ報告スル場合。

報告事項左シテ急ヲ要セザルカ或ハ其ノ要度少ナキ場合ニ於テハ歩哨交代時ヲ利用スルヲ有利トスルコトガアル。稍、急ヲ要スルガ如キ場合デモ交代時刻近ク其レ迄留保スルコトヲ得ル場合等モ又此ノ方法ニ依ルヲ得ルノデアアル。

5、斥候巡察等ニ報告ヲ依頼スルヲ適當トスル場合。

報告ガ左程重要デナク又急ヲ要シナイ場合等デ兎ニ角報告スルヲ有利トスルトキデ、歩哨線ヲ通過シテ歸ル斥候、或ハ巡察等ノ幸便アリシ場合ニハ之ヲ利用スルコトモ又有利デアアル。斯クスレバ歩哨線ノ手薄トナルノヲ防グ爲ニモ可デアアル。

6、報告ヲ要セザル場合。

作戰要務令ニハ「敵ニ關シ發見セシコトアレバ良ク之ヲ確メ其ノ一名ハ報告シ」ト記シテアルノミデ報告ヲ要セザル場合ハ規定シテ居ラヌ。故ニ敵ニ關シ發見シタコトガアレバ如何ナル微細ナルコトト雖モ報告スルヲ適當ト信ズル。然レドモ之ガ爲一々歩哨ノ一人ガ報告ニ歸ルコトハ前述ノ如ク適當デナイ場合ガアル。此處ニ報告ヲ要セザル場合ト掲ゲタルハ寧ろ不適當ナル標題デアアルガ、立哨中強ヒテ報告ヲ要セザル場合ヲ意味スルモノデアアル。從ツテ斯ル場合デモ交代歸哨シタルトキ、或ハ斥候、巡察等ヲ利用シテ報告スルヲ要スルノデアアル。

四、報告ニ具備スベキ事項



報告ニ具備スベキ事項及其ノ順序ハ概ネ左ノ如シ。

イ、歩哨ノ番號

ロ、「敵ノ兵種、兵數

ハ、時刻

ニ、敵ノ位置及行動」

之ヲ通俗的ニ「何が、何ボ、何時、何處デ何ヲシテ居ル」ト記憶セシムルヲ可トス。

(此ノ方法ハ斥候等ノ報告ニモ之ヲ應用スルコトガ出來ル。)

### 第一複哨報告

「只今敵ノ歩兵四名旭村南端ニ現レ停止シテ居リマス。」

### 第二複哨報告

「十五時三十分敵ノ騎兵三騎大和街道ヲ東進シ田中村ニ進入シマシタ。」

### 五、報告ニハ誰ガ歸ルヲ適當トスルヤ

報告ニ歸ル者ハ最初ニ敵ヲ發見シタル者之ヲ報告スベシ、ト稱スル者アルモ一應最モナルガ如シト雖モ全ク無意味デアアル、寧ロ歩哨線ニ残りテ監視スル者ニ重キヲ置クベキデアアル。何トナレバ、歩哨線ニ一人居殘ルコトハ監視上重要ナル任務タルノミナラズ、最モ大擔ナルヲ要スルノデアアル、故ニ歩哨線ニハ進ンデ居殘ルノ勇者タルヲ要スル。



## 六、報告ノ動作

- 1、報告ニ歸ル者ハ他ノ者ト協議ノ上決定スベキモノデ、演習等デ時々見ル如ク全ク他ノ者ニ告知モセズニ勝手ニ出發スル者ガアルガ之ハ適當デナイ。何事デモ他ノ歩哨ト協議シテ決定シ或ハ判断スベキデアル。殊ニ報告ニ歸ル前ニハ歩哨協力シテ各種ノ判断ヲ爲シ然ル後歩哨中誰ガ報告ニ歸ルベキヤヲ決定シタル後ニ於テスルヲ適當トス。
- 2、報告ニ歸ルベキ道路ハ小哨長ヨリ歩哨特別守則ヲ以テ示サレルガ、敵ニ發見セラレザル如ク注意スルヲ要スル。
- 3、急射撃ヲ爲シタル後ニ急報スルヲ要スルトキハ遠方ヨリ大聲ヲ以テ「氣ヲ附ケ」ト叫ビ尙「第何複哨ノ方向ニ敵襲」ト叫ブヲ可トスル。

單ニ「敵襲々々」ト連叫スルハ動トモスレバ戰場ニ於テ志氣ヲ沮喪スルノ虞ガアル。但シ斯ル場合ニ於テハ如何ナル言葉ヲ以テシテモ大體同一デアアル。故ニ其ノ部隊ノ状態ニ鑑ミテ決定スレバヨイ。尙成シ得ル限り實際ノ狀況ヲ報告スルヲ可トス。

- 4、報告ハ總テ有リノ儘ヲ報告セシムルヲ可トス。歩哨ガ勝手ニ自分ノ判断シタコトヲ報告スルガ如キハ禁物デアアル。

## 第五款 歩哨ノ警報

### 一、急射撃ヲ以テ行フ警報

猶豫シ難キトキ行フモノデアアル。即チ狀況急迫シ普通ノ報告ヲ以テシテハ到底間ニ合ハヌト判断シタル場合ニ行フモノデアアル。而シテ其ノ方法ハ出



來得ル限り短時間ニ多クノ彈數ヲ發射スルヲ主眼トシ敵ニ對シ射撃效力ヲ現スコトハ問題デハナイ。之ガ爲裝填ニ方リテハ必ズ五發ヲ裝填シテ置カネバナラヌ。又敵ヲ倒スコトハ問題デハナイガ概ネ敵ノ方ニ向ケテ發射スルヲ可トスル。

輕機關銃射撃ヲ以テ急報スル場合ニ在ツテハ豫メ裝填シ置クヲ要スル。

## 二、信號ヲ以テスル警報

擲彈筒ニ依ツテスル信號彈ノ發射、其ノ他信號用煙火、火矢、照明火等ノ方法デ小哨長等ヨリ豫メ規定セラレタ方法ニ依ツテ行フモノデアル。其ノ方法及色別等ニ就テモ必要ナ規定ヲセラルルモノデアルガ、之ガ實施ニ方ツテハ有效適切デ絶對誤リノナイコト。又故障等ノ爲實施ガ出來ナイトカ或

ハ遂ニ信號出來ナイコトガアツテハナラナイ。豫メ充分ノ準備ヲ必要トスル。

## 第六款 小數ノ敵ニ對スル動作

一、一般守則ニハ「少數ノ敵兵近接セバ殺スカ又ハ捕獲スベシ」トアル。殺スカ捕獲スルカハ狀況及目的ニ依ツテ差違ガアル。即チ概ネ左ノ如シ。

## 二、殺ス場合及方法

射殺スベキカ、銃劍ヲ以テ刺殺スベキヤハ至ク狀況ニ依ル。晝間ハ多クノ場合射殺ニ依ラナケレバ我又却ツテ危險ナルヲ以テ概ネ射殺スルヲ要スル。土地蔭蔽シテ敵兵歩哨ニ近接スルモ氣付カズ不意ニ之ヲ刺殺シ得ル如キ場合ハ成ルベク刺殺スルヲ可トスル。



夜間ハ概ネ刺殺スルヲ適當トスル。之レ夜間ハ命中不確實トナリ射撃スル爲却ツテ敵ヲ逸スル虞ガアルカラデアル。

何レノ場合ニ在ツテモ射撃ハ歩哨線ヲ喧騒ニシ、之ガ爲敵ニ歩哨ノ位置ヲ發見セラルルノ不利ガアル。ノミナラズ後方部隊ニ不安ヲ懷カシムル虞モアルノデアアルカラ出來得レバ射殺ヨリモ刺殺ニ依ルヲ有利トスル。

### 三、捕獲スル場合及方法

敵ハ出來得レバ之ヲ捕獲スルヲ有利トスル場合ガ多イ。何トナレバ之ニ依ツテ種々ノ情報ヲ得ル爲最モ有效ナ場合ガ多イカラデアル。

捕獲スルニハ敵兵ヲ發見スルヤ敵ノ爲發見セラレザル如ク遮蔽シテ近接スルヲ待ち、不意ニ包圍スル如クシテ捕フルヲ可トス。此ノ際却ツテ敵ノ爲

危害ヲ被ルコトナキ様注意スルヲ要ス。

### 四、殺スベキカ、捕獲スベキカ

敵ヲ殺スベキカ、捕獲スベキカハ前述ノ如クデアアルガ、重ネテ之ヲ述ブレバ左ノ如シ。

1、敵ハ成ルベク捕ヘルコト。

敵ヲ捕ヘルトキハ之ヲ利用シテ敵ニ關スル情報ヲ得ラルルヲ以テ有利ナルモノトス。

2、殺スコトハ止ムヲ得ザルトキニ限ル。

前述ノ如ク敵ハ成ルベク捕フルヲ可トスルモ之ガ爲自身ノ危険モ伴フモノナルヲ以テ敵ヲ捕ヘントシテ敵ヨリ危害ヲ被ルコトナカラシムルニハ



之ヲ殺スヲ有利トナス場合アルヲ以テ其ノ時ノ狀況ニ依リ何レニ依ルベキヤヲ歩哨協同決定スベキモノデアル。

第七款 歩哨線ヲ出入スル者ニ對スル動作

一、一般守則ニハ「歩哨線ノ出入ヲ許スハ我が軍ノ部隊、將校、斥候、巡察、傳令トシ」トアリ。

以下之ニ就テ解説スレバ、

1、我が軍ノ部隊。

我が軍ノ部隊ガ歩哨線ヲ出ルトキハ其ノ任務、行先、歸來ノ時刻ノ概略ヲ聽キ歩哨ノ知リタル新敵情等ヲ部隊ノ長ニ知ラシメ、要スレバ警戒上部隊ノ遮蔽通路ノ選定等ニ就テ指揮官ニ注意ヲ爲スヲ必要トスルコトガ

アル。部隊ガ歩哨線ヲ入ルトキハ前述ニ準ズルノ外部隊ノ知リ得タル必要ノ情報ヲ聞キ取ルヲ可トスル。

2、將校。

將校ニ對シテハ遮蔽、通路等ニ就テノ注意ノ外前項ニ準ズル。

3、斥候、巡察、傳令。

斥候ニ對スル動作ハ後節ニ於テ詳述スルガ、巡察、傳令等ニ對シテモ概ネ斥候ニ準ズル。

二、「爾餘ノ者ニ關シテハ小哨長ノ指示ヲ受ク」

此ノ外ノ單獨兵、證明書ヲ所持スル我が軍ノ間諜、一般從軍ヲ許可セラレタ者等ヲシテ歩哨線ノ通過ヲ許可スルコトガアル。之等ノ通過ニ關シテハ



小哨長(之ニ準ズル者)ヨリ指示ガアルモノデアルカラ豫メ指示セラレタ場合ハ其レニ從ツテ動作シ、然ラザル場合ハ小哨長ニ報告シテ指示ヲ受ケタル後處置スルモノデアアル。

軍使、降參人、住民等ニ關シテハ先ヅ報告シタル後其ノ指示ヲ待ツテ動作スベキモノデアアル。

### 第八款 夜間近ヅク者ニ對スル動作

一、「夜間近ヅク者アラバ銃ヲ構ヘテ良ク確メル」

夜間歩哨ニ近ヅク者ハ其ノ我方軍ノ者タルカ敵デアアルカガ不明デアルカラ、若シ敵デアツタリ又敵地ノ住民等ガ歩哨ニ危害ヲ加ヘントシテ近ヅク場合何時デモ之ニ應ジ得ルノ準備ヲ以テ銃ヲ構ヘルノデアアル。從ツテ一般

守則ニハ單ニ銃ヲ構ヘトアルカラ射撃ノ構ヘデアアルカ、或ハ銃劍術ノ構ヘデアアルカハ明示サレテ居ラヌ。從ツテ或論者ハ夜間デアアルカラ刺突スルコトヲ主眼トスルカラ銃劍術ノ構ヘナルヲ要スルト論ジ、又或ル論者ハ射殺スルコトモアルカラ射撃ノ構ヘデナケレバナラヌト論ズルガ、何レモ一理アル如クデアアルガ若シ斯ク區別スル必要ガアルナラバ一般守則ニ於テ之ヲ明カニスベキデアアル。依ツテ之ヲ考フルニ銃ノ構ヘ方ハ刺突、射撃ノ何レノ場合ニモ應ジ得ル如ク敵方ニ向ケ銃ヲ構ヘレバヨイノデアアル。而シテ刺突スル場合ニハ安全装置ノ儘ナルヲ可トシ、射撃スル場合ニハ撃發装置ニ在ルヲ要スルノデアアルガ、射撃スルコトヲ決心シテカラ撃發装置ト爲スヲ可トスル。之レ夜間我レニ近寄ル者ハ晝間ノ如ク急速ナルコトハナク、之



等ノ處置ヲ爲ス爲充分ノ豫猶ガアルカラデアアル。

「良ク確メル」コトハ最モ注意ヲ要スル。之レ敵デアアルカ我が軍ノ者デアアルカ、住民デアアルカ、或ハ案外動物デアアルカ等ヲ良ク確メルノデアアル。此ノ際歩哨ハ最モ沈著剛膽デナケレバナラナイ。然ラザレバ我が軍ノ者ヲ敵ト誤リ之ニ危害ヲ與ヘ、或ハ鳥獸ヲ敵ト誤リ警報ヲ爲シ全軍ノ敗退ノ因ヲ爲シタル等ノ戰例ハ東西古今ヲ通ジテ少クナイ。大ニ戒ムベキデアアル。此ノ際我が軍ノ者タルコトヲ知ラバ相手ノ者ニモ歩哨タルコトヲ知ラシムル方法ヲ講ジテ御互ニ危害ヲ加ヘヌコトニ注意スルヲ要ス。

舊陣中要務令ニ於テハ「夜間歩哨ニ近ヅク者アラバ銃ヲ構ヘ誰カト問フ」トアリシガ作戰要務令ニ於テハ特ニ「良ク確メル」ナル字句ガ加ハツタコトニ

注意スベキデアアル。

二、「彼我判明セザルトキハ機先ヲ制シ『誰カ』ト呼ブ」

敵ナルカ我が軍ノ者ナルカガ不明ナルトキ初メテ「誰カ」ト呼ブコトトセラレテ居ル。之レ舊陣中要務令ノ一般守則ノ如ク歩哨ニ近ヅク者ニ對シテハ敵味方ノ區別ナク「誰カ」ト呼ブコトハ徒ラニ歩哨ノ位置ヲ（附近ニ若シ敵アル場合ニ於テ）知ラシムル虞レガアルカラ害アツテ益ナキコトデアアル。故ニ新要務令ハ斯ク改正セラレタモノト信ズル。而シテ彼我判明セザルニ至リ「誰カ」ト呼ブノデアアル。而モ機先ヲ制シテ之ヲ行フノデアアルカラ其ノ間ノ要領ガ中々困難デアアル。故ニ良ク確メル間ハ充分ニ戒心シ沈著良ク之ヲ窺フベキデアアル。尙各歩哨此ノ怪シキ何物カヲ前ニ控ヘテノ協同動作ニ於



テモ全ク御互ノ連絡モ出來ナイカラ、歩哨ノ中一名ガ適當ノ時機ニ之ヲ行ハネバナラヌ。之レ歩哨ノ一組ハ一身一體ナルガ如ク動作シ得ルヲ要スル所以デアアル。

「誰カ」ト呼ブ、呼ビ方ニ就テハ又注意ヲ要スルモノデアアル。小ニ過グレバ聞エズ大ニ過グレバ其ノ怪シキ物以外ノ敵ニ歩哨ノ位置ヲ知ラシムルノ害ガアル。又敵ニ對シテハ物凄イ感ジヲ與ヘルコトガ必要デアアル。故ニ最も低力ノアル聲デ怪シキモノニ對シ確ニ聞ユル最小限度ノ聲ヲ發スルコトガ必要デアアル。

三、「三回呼ブモ答ナケレバ殺スカ又ハ捕獲スベシ」

我が軍ノ者デアレバ一回ニシテ適當ナ答ヘヲ爲スデアラウ、又合言葉記號、

信號等ヲ定メテアル場合ニハ之ニ依リ應答スルデアラウ。二回呼ビ、三回呼ブモ答ガナイノハ我が言葉ヲ解セザルカ或ハ尙其ノ所在ヲ秘匿セントスル如キハ敵ト判斷セザルヲ得ヌノデアアルカラ之ヲ殺スカ、捕獲セヨト規定セラレタモノデアアル。

殺スカ、捕獲スルカ。殺スニハ射殺スルカ、刺殺スルカニ就テハ前述ノ要領ニ準ズル。

第九款 自動車ニ對スル動作

一、「自動車ハ停止セシメテ取調ブベシ」

自動車ガ歩哨線ヲ通過スル如キコトハ極ク稀ナルコトナルベク、從ツテ何事カ特別ノ事情ニ依ルモノナルベキヲ以テ之ヲ停止セシメテ取調ブルノ要



アルモノトス。

「註」 本章ニ於テ説明セル歩哨ノ動作特ニ「歩哨線ニ在ル歩哨ノ一般守則ト稱スルハ歩哨線ノ「線」ナル字ニ特ニ注意スベキモノデアル。即チ第一線ノ歩哨ヲ意味スルノデアルカラ後方部隊ニ於ケル歩哨マデガ之ニ準ジテ自動車ヲ停止セシムベキデナイコトハ明カデアル。

## 二、取調ブル要領

先ヅ自動車來ラバ相當距離ヨリ停止ノ信號「片手ヲ高ク舉ゲ直チニ下ロス」ヲ爲ス。

「註」 此ノ信號ハ歩兵操典第二十五（他ノ兵科ニ在リテモ概ネ同番號ノ前後附近ニ記述シアリ）ニ規定スルトコロノ信號ナルヲ以テ軍人ナレバ容

ニ理解シ得ベク、然ラザルモ概ネ停止ト判斷セラルベシ。

自動車停車セバ乗車シ居ル者ガ何者ナルカラ調べ、本章第八節ニ示シタル規定ニ準ジ歩哨線ノ通過ヲ許スベキヤ否ヤヲ判定シ、之ヲ處置スルヲ要スル。

## 第十款 歩哨ノ命ニ反スル者

### 一、「歩哨ノ命ニ反スル者ハ殺スカ又ハ捕獲スベシ」

歩哨ノ命ニ從ハザル場合ニモ種々アルベシト雖モ、斯ル者ハ日本軍人トシテハ先ヅナキモノト判斷セラル。即チ敵兵、土民、間諜、降參人、軍使等デアル。敵兵、土民、間諜、降參人ハ守則ノ通り實行シテ差支ヘノナイコトハ勿論デアル。



然シ軍使ニ對シテハ幾分考慮ヲ必要トスル。即チ輕卒ニ之ヲ殺シタリ捕ヘルコトハ問題デアルカラ油斷ナク彼等ノ動作ヲ監視シ尙捨テ置クトキハ我が軍ニ不利ヲ及ボスコトノ見極メガツイタナラバ直チニ之ヲ殺スカ捕フベキデアアル。

二、殺スカ、捕フル場合ニ於ケル動作ハ本章第七節ノ(二)、第十章ニ示ス要領ニ依ル。

三、日本軍人ニシテ萬一步哨ノ命ニ從ハザル者アルトキハ右ノ要領ニ準ジ取扱フベキコトハ勿論デアアル。

### 第十一款 歩哨線ヲ出入スル斥候ニ

#### 對スル歩哨ノ動作

一、「出發スル斥候ヨリハ任務、經路、歸來ノ地點、時刻等ノ概要ヲ聽キ」  
1、任務ヲ聞ク。

我が軍ノ斥候ガ如何ナル任務ヲ以テ派遣セララルカハ歩哨トシテ知り置ク必要ハ間々生ズルモノデアアル。即チ敵情搜索ノ斥候デアルカ、潜伏斥候デアルカ、停止斥候デアルカ等ハ歩哨ノ動作ニ多少ノ關係ヲ持ツモノデアアル。

### 2、經路。

斥候ガ如何ナル方向ニ行動スルカハ歩哨トシテ豫メ承知シテ置ク必要ガアル。即チ前方ノ村落デ銃聲ガ起リ、犬ノ吠エ聲等ガ聞ヘタトキデモ彼我斥候ノ衝突デアルカ、或ハ同ジク犬ノ吠エ聲デモ若シ我が軍ノ斥候ノ經



路ニ當レバ其ノ行動ニ依ルコトト判斷サレルガ、若シモ我が斥候ガ全然居ラザル方面デ犬ガ吠エタナラバ敵ノ斥候部隊等ノ行動シ居ルナラントノ判斷モ下シ得ルノデ警戒上ニ有力ノ關係ヲ持ツノデアアル。

3、歸來ノ地點、時刻。

敵方カラ來ル者ハ敵ト誤認シ易ク從ツテ之ニ對シ危害ヲ加ヘ或ハ不要ノ行動ヲ爲シ却ツテ附近ニ在ル敵ヨリ歩哨線ヲ發見セラルルノ害ガアルノデアアル。夜間ニ於テ特ニ注意ヲ必要トスル。

二、出發ノトキノ動作

1、地物ノ利用。

斥候ノ全員ガ歩哨位置ニ來ルコトハ敵ニ大ナル目標ヲ呈スルヲ以テ斥候

長ノミ歩哨ニ近ク進出セシメ他ハ後方ノ地物ノアル所ニ遮蔽シテ停止セシムルヲ適當トスル。

2、斥候ヲ出發セシムベキ地點

斥候ガ歩哨ノ位置ヨリ直接出發スルコトハ多クノ場合之ヲ避ケシムルヲ要スル。即チ斥候ガ出發スル我が歩哨線ノ附近ニ在ル敵ノ斥候ニ發見セラルル虞ガアルカラデアアル。故ニ斥候ハ歩哨ノ側方ニテ成ルベク遮蔽シテ行動シ得ル地點ヨリ出發セシムルヲ要スル。而シテ其ノ選定ニ就テハ斥候長自ラ行フベキモノデアアルガ。歩哨ハ其ノ附近ノ地形ヲ最モ良ク認識シテ居ルカラ斥候ヲ指導スルヲ適當トスル。

夜間ニ在ツテハ却ツテ歩哨ノ位置ヨリ出發セシムルヲ適當トスル場合ガ



アル。

### 三、「自己見聞ノ狀況ヲ告ゲ」

敵狀、前面ノ地形(特ニ夜間ノ爲ニハ必要デアル)村落等ノ名稱、前方ニ在ル我が軍ノ狀況等斥候ノ行動上必要ト認ムルコトヲ告グルモノデアル。故ニ之ヲ告グル爲ニモ豫メ考究シ置キ無益ニ長ク斥候ヲ歩哨線ニ止メヌコトニ注意スルヲ要スル。

### 四、「歸來スル斥候ヨリハ其ノ見聞セシ事項ヲ聞クベシ」

斥候ガ前方ニ派遣サレ偵察ヲ遂ゲテ歸來スルノデアルカラ其ノ見聞セル事項ヲ聞クコトハ歩哨ノ任務上必要ナル事項ガ多々アルヲ以テ其ノ二三ヲ示セバ次ノ通りデアル。

#### 1、敵情ニ就テ。

見聞シタルモノノ中敵情ヲ聞クコトガ第一ニ重要デアル。

#### 2、地形、地物等。

前方ニ如何ナル地形、地物が存在シテ居ルカハ歩哨トシテハ未知ノ事項モ多々アルガ故ニ前方ノ地形ニ就テ知り置クコトモ歩哨勤務ニ必要デアルカラ斯ル機會ニ之ヲ聞キテ知り置クベキデアル。

#### 3、其ノ他。

前方ニ殘留スル住民ノ狀況、其ノ退去ノ狀態等モ間々參考トナルコトガアル。

「註」 聽ト聞トノ區別ニ就テモ多少注意ヲ要スル。出發スル斥候ヨリハ「聽



キ」歸來スル斥候ヨリハ「聞ク」ト作戰要務令ニハ示サレテアル、「聽」ハ先方ヨリ謂ハレルコトヲ聽クコトニシテ「聞」ハ自分カラ尋ネ聞クコトヲ意味スル。之ニ依ツテ察スルニ、出發スル斥候ハ斥候ノ方カラ言フコトヲ聽クノヲ建前トシ、歸來スル斥候ニ對シテハ歩哨ノ方カラ聞クノヲ建前トスベキモノデアアル。而シテ之等ノ動作ハ何レニシテモ歩哨ト斥候ノ協同動作デアアルカラ雙方ヨリ以上ノ件ニ注意シテ御互ニ協同ノ實ヲ舉グベキモノデアアル。

第十二款 軍使ニ對スル動作

一、「白旗ヲ掲ゲ遠方ヨリ軍使タルコトヲ表ハス者……トニ對シテハ敵トシテ取扱ハズ歩哨線外ニ之ヲ止メ敵ノ方向ニ面セシメ乘馬(車)者ハ下馬(車)

セシメ速カニ報告スベシ」

軍使ハ白旗ヲ掲ゲテ我方方ニ接近スルヲ通常トシ、時ニ軍使來ルコトヲ明カニスル爲我方軍ノ注意ヲ喚起スル目的ヲ以テ喇叭ヲ吹奏シ來ルコトガアル。而シテ軍使ニハ將校若干ト下士官、兵ヲ若干隨行セシムル場合ガ多イ。其等ニ依ツテ眞ノ軍使タリヤ否ヤヲ確ムルヲ要スル。軍使タルコトガ明カトナツタナラバ、歩哨ノ一人ハ先ヅ手眞似テ之ヲ歩哨線外ニ停止セシム。若シ了解出來ザルトキハ歩哨ノ一人ハ歩哨線外ニ出デテ之ヲ停止セシム。停止セバ手眞似或ハ身振りニテ敵方ニ向ハシム。了解出來ヌトキハ前要領ニ依ル。

乘馬(車)シテ居ル者ハ下馬(車)セシムコト前述ノ要領ニ依ル。



## 二、軍使ヲ敵トシテ取扱ハザルコト

軍使ハ國際公法ニ於テ之ヲ敵トシテ取扱ハザルコトヲ規定サレ、尙陸戰條規(明治三十二年和蘭ノ「ヘーグ」ニ於テ開カレタ萬國平和會議ニ於テ決議セラレタルモノ)ニ依ツテ軍使タルノ標識ヲ濫リニ用フルコトハ出來ヌコトガ規定サレテアル。之ニ依リ交戰國ハ軍使ニ對シテハ危害ヲ加ヘルコトハ出來ナイノデアアル。即チ敵トシテ取扱ハナイノデアアル。而シテナガラ某々國ノ如ク幾多國際公法ニ違反シテ恥ヂザル非人道的行爲ヲ敢テ爲スコトヲ憚ラザル國家ニ對シテハ之ヲ惡用シテ奸策ヲ行フコトアルニ充分ノ注意ヲ拂ハナケレバナラナイ。又我が日本人ハ歐米諸國ヨリ文化ヲ輸入シテ今日ノ文化ヲ致シタル關係上現在ニ於テモ尙白人ニ對シ過度ニ敬意ヲ拂フノ弊風

ヲ存シテ居ルコトハ甚ダ遺憾デアアル。我等日本人ハ現在ニ於テハ世界最強、最優秀國民タルノ自信力ヲ以テ之ニ對シ彼等ノ侮蔑ヲ被ル等ノコトガアツテハナラナイ。而モ我が武士道的態度ヲ失ツテハナラナイ。

## 三、軍使ヲ歩哨線ニ止メ敵方ニ向ハシムルコト

軍使ト雖モ敵デアアル。而シテ任務ヲ果シタル後ハ敵方ニ歸ルモノデアアルカラ我軍ノ狀況ハ少シデモ之ニ知ラシメナイコトガ必要デアアル。若シ歩哨ノ命ズル所ニ從ハナケレバ一般守則二項ノ末項ニ從ツテ處置スベキデアアル。

## 四、乘馬(車)者ハ下馬(車)セシム

我が狀況ヲ知ラントスルニハ高キ姿勢ヲ便トスルカラ、敵ニ我が狀況視察ノ便ヲ與ヘナイコト及逃走ヲ防グ爲デアアル。



### 五、速力ニ報告スベシ

之モ我が狀況ヲ視察セシメ又爲歩哨線附近ニ長ク敵ヲ止メテ置クコトハ不利デアルカラ速力ニ報告スル如ク規定セラレタノデアアル。

### 六、「此ノ際無用ノ談話ヲ避ケ特ニ欺カレサル様注意スベシ」

軍使ト雖モ決シテ油斷シテハナラヌ。殊ニ某々國ノ如キ國際公法ヲモ無視スル國家ノ軍使ニ對シテハ特ニ然リデアアル。而シテ歩哨トシテハ軍使ト應對スルコトノ權限ナキモノデアアル、若シ歩哨ガ勝手ニ對話ヲナストキハ上級指揮官ノ意圖ニ反シ思ヒモ據ラヌ失敗ヲ爲スコトガアルカラデアアル。故ニ歩哨ハ前記ノ「停止」「後口向」「下馬(車)」等ノ動作ヲ指示スルガ爲止ムヲ得ナイ場合ダケノ談話ニ止ムルガヨイ。

### 第十三款 降參人ニ對スル動作

降參人ニ對スル動作ハ軍使ニ對スル動作ニ準ズルノデアアルガ、軍使トハ其ノ資格、人格等ニ於テ相當特異ノ點ガアルカラ教育上注意スベキデアアル。左ニ其ノ重ナルモノヲ示ス。

#### 一、降參人ヲ敵トシテ取扱ハザルコト

敵トシテ取扱ハヌコトハ降參人ガ眞ニ降伏シタ場合ノコトデアアルノハ勿論デアアル。敵ノ單獨兵或ハ數人ヨリ成ル敵ガ降參人ナル如ク標榜シテ我が歩哨ニ近接シ所期ノ偵察ヲ遂ゲタ後逃走スルコトガアル。或ハ歩哨ヲ捕獲スルコトモアル。故ニ歩哨ハ軍使ニ對スル場合トハ一層警戒ヲ要スルモノデアアル。



二、降参人ヲ歩哨線外ニ止メル動作

軍使ノ場合ニ於テハ手間似身振ニ依ツテ了解出来ヌ場合ハ歩哨ノ一人ハ歩哨線外ニ出デテ停止サセ、後口向キヲ爲サシムル等ノ動作ヲ行フモ可デア  
ルガ、降参人ニ對シテハ前述ノ理由ニ依リ危険デアルカラ、歩哨ノ位置ニ  
アツテ停止ヲ命ズルヲ可トスル。後口向キノ動作モ又同ジデアル。

三、降参人ハ武器ヲ棄テシム

降参人ノ多クハ武器ヲ放棄シテ我ニ接近シ來ルモノデア  
ル。若シ武器ヲ所持シテ接近シ來ル者ハ先ヅ危険ト見テ充分ノ注意警戒ヲ要スルモノデア  
ル。

武器ヲ携帯スル者ハ之ヲ放棄セシムルモノデア  
ル。

四、乗馬(車)セル降参人ハ之ヲ下馬(車)セシム

降参人ハ逃走スル虞ガアルカラ乗馬シテ居ル者ハ下馬セシメ出來得レバ馬  
ノ腹帯ヲ解カセルヲ可トスル。

五、特ニ敵ニ欺カレザルコト

降参人ハ前述ノ如ク我ヲ欺ク危険性が多分ニア  
ルコトニ最モ注意スベキデア  
ル。

投棄シクル武器ヲ再ビ執ラントスル者、命ジタル動作ヲ爲サザルモノ、其ノ  
他歩哨ノ命ニ從ハザルモノハ直チニ之ヲ殺スカ、或ハ捕フルヲ適當トスル。

第十四款 歩哨ノ喫煙

一、「歩哨ハ喫煙スベカラズ」



歩哨が喫煙スベカラザルコトハ申スマデモナイコトデアル。之ガ爲敵ニ發見セラルル虞レガアルノミデナク、勤務ヲ怠ルコトニナルカラデアアル。

第十五款 歩哨ノ座臥

一、歩哨ハ「命令ナケレバ座臥スルヲ得ズ」

歩哨ハ連續激動シタ後ニ於テ服務スルコトガ多イノデ疲勞ノ結果座臥スルトキハ自然ニ眠氣ヲ催シ勤務ヲ怠ル虞レガアル。又座臥スルコトハ姿勢ガ低クナルカラ監視上ニモ不利ナコトガ多イ。従ツテ地形、地物ガ之ヲ許シタナラバ立姿ヲ以テ立哨スルヲ建前トセラルルノデアアル。

二、座臥シ得ル場合

1、小哨長(之ニ準ズル者)カラ膝姿、伏姿等ノ姿勢ヲ示サレタ場合ハ示サ

レタ姿勢ニ依ル。而シテ膝姿、伏姿等ニ依ラナケレバナラヌ場合ハ多クハ地形、地物ノ状態ガ立姿ニテ立哨スルコトヲ許サズ止ムヲ得ズ低キ姿勢ヲ用ヒザルヲ得ナイトキニ適用セラルルノデアアル。

2、敵ヲ發見シタル爲低キ姿勢ヲ取ルノ必要アルトキ、伏姿、膝姿等ノ姿勢ヲ用ヒ得ルコトハ申スマデモナイ。

三、立姿散兵壕ノ如キ地物ヲ應用スルトキ

歩哨ガ立姿散兵壕或ハ之ニ類似ノ地物ヲ利用シテ立哨スル場合ニ於テハ立哨中ハ其ノ地物ニ據ルコトナク其ノ壕内ニ立姿ヲ以テ立哨スベキモノデアアル。而シテ敵發見等ノ場合ニ於テ初メテ直接地物ヲ利用スベキモノデアアル。之レ終始直接地物ニ據ルトキハ座臥シタノト同様ノ弊害ニ陥ルカラデア



ル。

第十六款 歩哨ノ銃ノ保持法

一、歩哨ハ「銃ヲ手ヨリ離スベカラズ」

歩哨ガ手ヨリ銃ヲ離スベカラザルコトモ當然過ギル事デアアル。重要ナコトデアアルカラ守則ニ之ヲ規定セラレタノデアラウ。

二、銃ノ保持法

歩哨ガ銃ヲ保持スル方法ハ晝夜ニ依ツテ左ノ如ク異ナツテ居ル。

- 1、晝間……立銃・提銃・腕ニ銃
- 2、夜間……提銃・腕ニ銃

ヲ爲ス。

右ノ銃ノ保持法ヲ察スルニ晝間ニ於テ立銃ヲ用ヒ夜間立銃ヲ用ヒザルハ

歩哨ガ立哨中疲勞ノ爲銃ニ持タレテ知ラズ知ラズ居眠ヲ爲スノヲ防グ爲デアアル。擔銃ヲ晝夜共用ヒザルハ敵ニ發見セラルルコトヲ防グガ爲デアアル。晝間ニ於テハ特ニ然リデアアルガ夜間ト雖モ透視セラルル虞ガアルカラデアアル。

「注意」

前ノ陣中要務令時代ニ於テハ夜間ハ「擔へ銃」ヲ用ヒタガ作戰要務令ニ改正セラレタル際ニ擔銃ハ全然省カレタノデアアル。

第六章 歩哨特別守則

第一節 特別守則ノ意義



一、特別守則ノ意義

歩哨一般守則ニ於テ規定出來ザル特異ノ事項ヲ定メラレルモノデ、立哨スル場所ガ異ナル毎ニ守則モ變ルモノデアアル。又時々刻々變化スル敵情其ノ他ノ狀況ノ如キハ同一哨所ニ於テ其ノ變化ト共ニ改正補捉セララルルモノデアアル。即チ之ヲ一般守則ニ對シ特別守則ト稱スルノデアアル。

二、作戰要務令ニ規定セラレタ特別守則ハ左ノ如シ

小哨長ハ歩哨ノ特別守則ヲ定メ良ク之ヲ徹底セシム。其ノ内容ハ狀況ノ推移ニ應ジ適時補修スベキモノトス。

特別守則ニ於テ示スベキ事項及順序概ネ左ノ如シ。  
其ノ歩哨ノ番號。

必要ナル道路、村落、地物等ノ名稱(要スレバ寫景圖、要圖等ヲ利用ス)敵情。

前方ニ在ル我が部隊及斥候ノ狀況。

特ニ監視スベキ要地又ハ方向。

敵ノ瓦斯使用及之ニ對スル警戒法等ニ關シ注意スベキ事項。

隣歩哨ノ位置、番號及之トノ連絡法。

小哨、中隊等ノ位置及之ニ通ズル經路。

歩哨ノ監視法、姿勢、交代法要スレバ瓦斯兵ノ行動、敵襲ニ際シ取ルベキ處置。

信號及警報。



其ノ他特ニ注意スベキ事項。

## 第二節 特別守則作爲上ノ注意

### 一、一般ノ注意

特別守則ヲ作爲スルニハ兵ヲシテ容易ニ記憶理解セシメ得ルコトヲ第一要件トスルヲ要ス。故ニ成ルベク單純ナラシムルヲ可トスルモ之ガ爲要件ヲ具備セザルガ如キコトナキヲ要スル。

### 二、「其ノ歩哨ノ番號」

作戰要務令ニ規定スル如ク右ヨリ複哨、分哨ヲ通ジテ番號ヲ附スルコト。歩哨ノ守則ハ狀況上先ヅ重要ナル歩哨ニ守則ヲ授與シ、逐次重要ノ度ニ應

テ授與スルヲ要スルガ如キ場合ニ在リテハ最初ヨリ番號ヲ附スルコト能ハザルコトガアル。然ルトキハ假ノ番號ヲ附スルヲ要スルコトガアル。

三、「必要ナル道路、村落、地物等ノ名稱(要スレバ寫景圖、要圖等ヲ利用ス)」  
右ノ事項ハ歩哨ガ立哨中ノ敵情監視特ニ報告ニ際シ前方ノ道路、村落、地物等ノ名稱ヲ利用シテ其ノ位置方向等ヲ報告スルトキハ容易ニ小哨長トノ間ニ理解シ得ルコトヲ目的トスルモノデアルカラ之ニ必要ナル程度ニ採用スルヲ可トスル。從ツテ若シモ前方ニ固有ノ名稱ヲ有スル右ノ如キモノガ少ナキ場合ハ臨時ノ名稱ヲ附シテ採用スルヲ可トスル場合ガ間々アル。又外國名ニシテ兵ニ記憶困難ナル場合ニモ固有有名ヲ用ヒズ之ニ準ジテ臨時名ヲ用フルコトモ却ツテ有利ナ場合モアル。

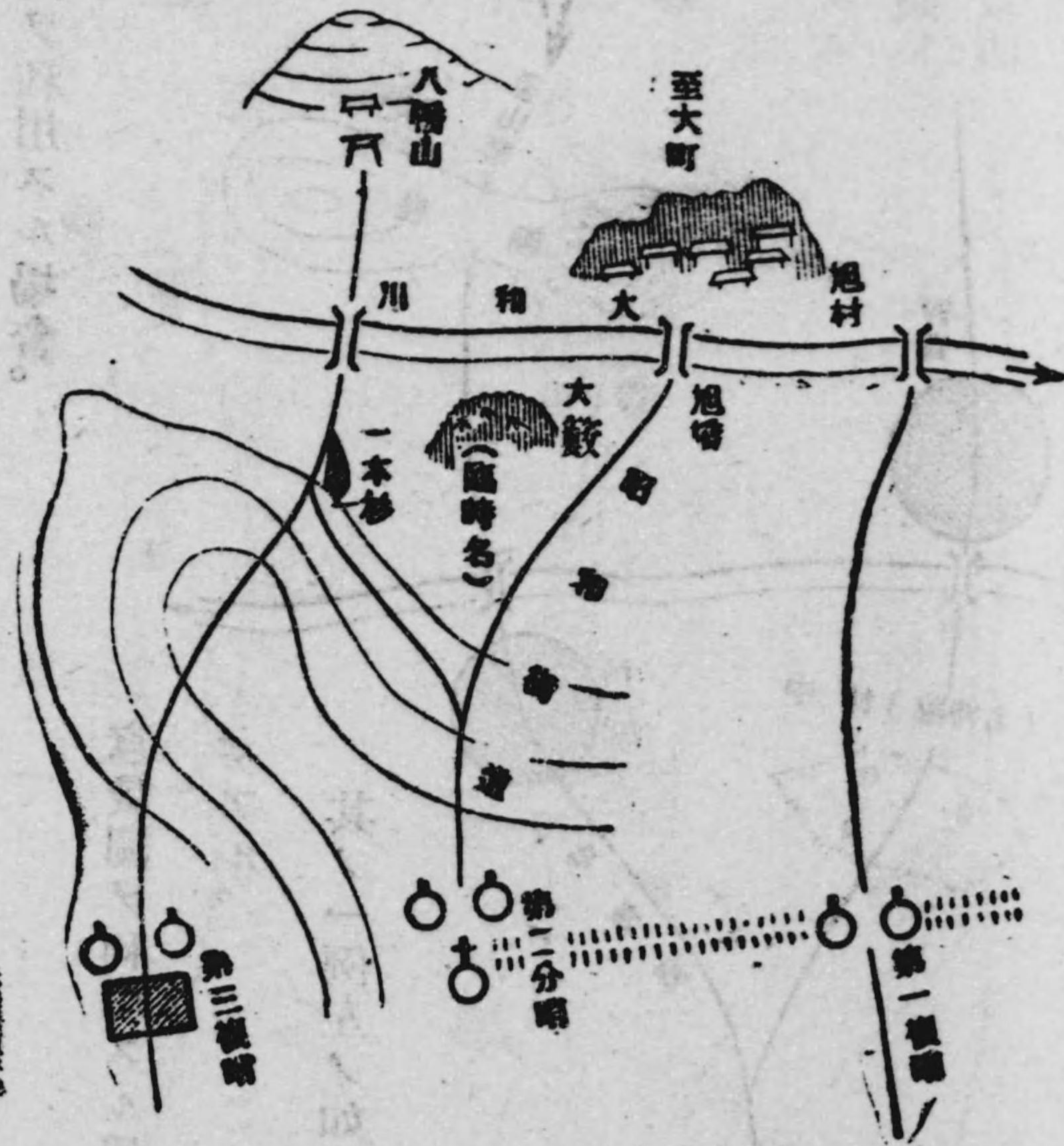


歩哨教育・歩哨特別守則

1、寫景圖ヲ利用スル場合。

寫景圖ハ通常前地ノ全景ヲ記スル必要ハナイ。右ニ述ベタル如ク守則ニ授クベキ道路、村落地物等ヲ理解シ得ルニ足レバヨイノデアアル。其ノ一例左ノ如シ。

第一圖

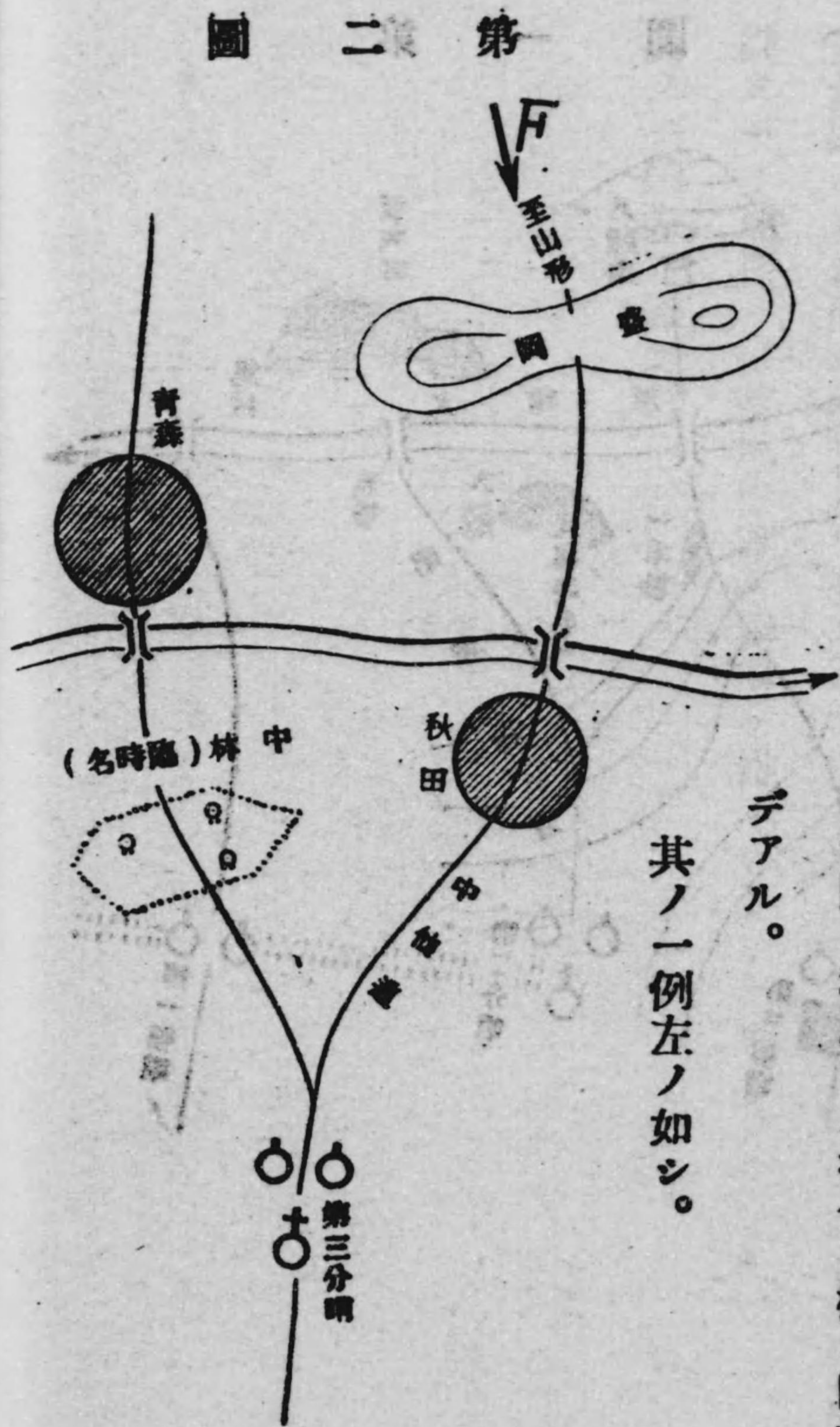


歩哨教育・歩哨特別守則



歩哨教育・歩哨特別守則

2. 要圖ヲ利用スル場合。



寫景圖ヲ利用スル場合ト概ネ同様  
デアル。

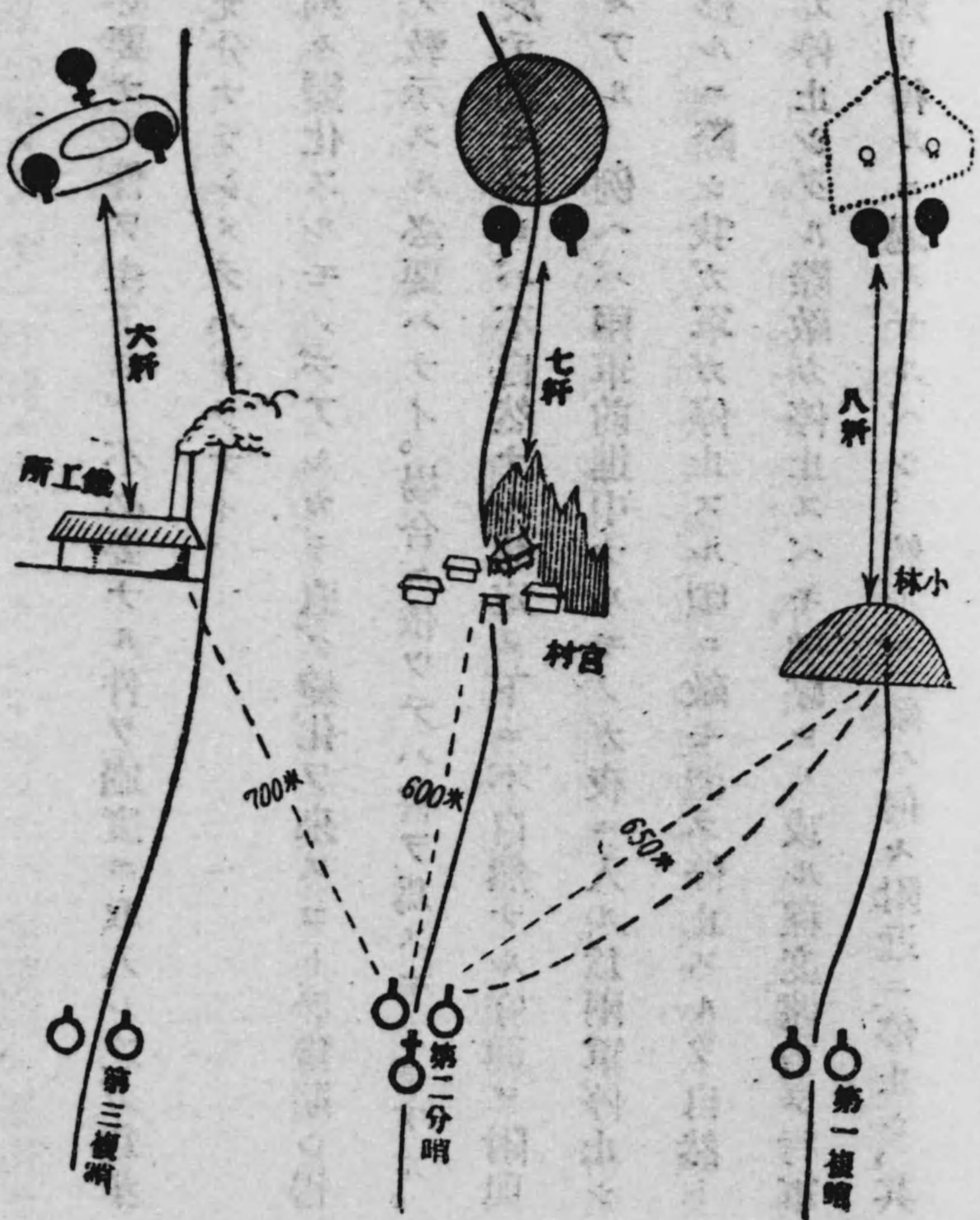
其ノ一例左ノ如シ。

圖 二 第

3. 寫景圖  
及要圖ヲ  
併用スル  
場合。

目的等  
ハ前二  
項ト同  
様デア  
ル。  
其ノ一  
例下圖  
ノ如シ。

圖 三 第



歩哨教育・歩哨特別守則



四、敵情

歩哨ノ監視上必要ナル件ヲ主トス。不必要ナル件ヲ過度ニ取入レ之ガ爲歩哨ノ理解ヲ不充分ナラシメテハナラナイ。

敵情ハ又時々刻々變化スルモノデアルカラ直グ變化ヲ來スコトヲ豫期シ得ルコトヲ強ヒテ教示スル必要ハナイ。場合ニ依ツテハ害ヲ爲スモノデアル。演習ノ想定ニ於テ動モスレバ不自然ナル想定ノ下ニ不自然ナル守則ヲ附與スルコトガ間々アル。例ヘバ兩軍前進中ナルモノガ夜ニ入ル爲兩軍停止シテ警戒勤務ニ移ルニ際シ我が軍ガ停止スル頃ニ敵モ概ネ停止スルヲ自然トシ、又我が軍ガ停止シタル際敵ガ停止スベキ地點ヨリ或ル程度遠方ヲ行軍シアル情況ヲ知り得ルニ過ギザルベシ。然ルニ「敵ハ何々附近ニ停止シ、其

ノ歩哨線ハ何々ヨリ何々ニ互ル線ニ在リ、其ノ斥候ハ何々村附近ニ出沒ス」等敵側ノ狀況ハ千里限的ニ明瞭ナル想定ヲ作爲シ、之ニ基ク守則等ヲ附與スルヲ見ルコトガ屢々デアアル。恐ラク我が軍ガ駐軍警戒ニ移ル頃ニハ敵モ亦同一状態ニ在ルベク又敵情ハ其ノ數十分乃至數時間前ノ狀況ヲ知り得ルニ過ギナイデアラウ。宜シク餘リニ演習ニ好都合ナ完成サレタ敵情ノ下ニ演習ヲ行フコトハ不可デアアル。

其ノ他實際上有ルベカラザル事項ヲ想定シ或ハ之ヲ守則トシテ授クルコトハ害ガアル。宜シク注意スベシ。

六、「特ニ監視スベキ要地又ハ方向」

前方ニ在ル部隊斥候等ニモ一時的ニ派遣セラレルモノト、連續的ニ派遣セ



ラレテ在ルモノトハ其ノ守則ニ於テ與ヘ方ガ變ラナケレバナラヌ。即チ歩哨配置掩護ノ爲派遣シタ斥候ノ如キハ前者ニ屬スルモノデアルカラ「旭橋ニハ我が停止斥候ガ居ル」ト稱スルダケデナク「今カラ四十分後ニハ此ノ歩哨ヲ通過シテ歸ル」等ト附加シ、歸ツタ後ハ歩哨ノ守則カラ除クカ或ハ最初カラ注意事項トシテ教示スルコトニスベキデアル。

之ニ反シ前方ノ重要地點ニ派遣セラレテ居ル斥候、部隊等ノ如キハ「何々ニハ我が下士官斥候ガ停止シテ居ル」ト決定的ノ守則トスベキモノデアル。

五、「前方ニ在ル我が部隊、斥候等ノ狀況」

敵ノ所在、地形ノ關係等ヲ觀察シテ特ニ監視ヲ嚴重ニスルヲ要スル要地又

ハ方向等ヲ判斷シテ決定スルヲ要スル。

七、「敵ノ瓦斯使用及之ニ關スル警戒法等ニ關シ注意スベキ事項」

敵ガ若シ瓦斯ヲ使用スル願慮ガアルナラバ警戒ノ方法ニ就テ示サネバナラヌ。而シテ警戒ノ要領ハ敵ノ企圖シ得ル瓦斯攻撃ノ方法、氣象及地形等ニ依リ緩急アルモ、氣象縱ヒ瓦斯使用ニ有利ナラザル場合等ニ在リテモ之ヲ忽セニシテハナラナイ。而シテ敵ノ瓦斯攻撃ハ隨時且隨處ニ行ハレルコトガ多イカラ歩哨線ニ於テハ特ニ注意セシムベキデアル。

歩哨ニ瓦斯兵ヲ増加シテ警戒セシムル場合ニ於テハ瓦斯兵ハ所要ノ防護資材ヲ携帯シ通常哨所ニ位置シ主トシテ瓦斯檢知其ノ他瓦斯ニ關スル特種ノ技能ヲ要スル勤務ニ服スルモノデ警戒ニ關シテ哨長ヲ補佐スルモノデア



ル。故ニ歩哨トシテハ直接警戒ニ就テハ瓦斯兵ガ配置サレテモ責任ガアルノデアル。

時トシテ歩哨ニ瓦斯警報器ヲ携帯セシメテ警報ヲ發セシムルコトガアル。以上ハ總テ前地ニ關スル事項デアアル。

#### 八、「隣歩哨ノ位置、番號及之トノ連絡法」

隣歩哨ノ位置ヲ示スニハ其ノ位置ヲ目視シ得ル場合ハ「アノ橋ノ處」「アノボザノ中」等ト實際的ニ示シ、若シ現地ヲ目撃シ能ハザルトキ始メテ「何々村ノ北端」「何々高地ノ上」等ト示スガヨイ。番號ニ就テハ別ニ述ベル事ハナイ。

連絡法ハ晝間ハ目視ニ依ルベキヤ、歩哨ノ一人隣歩哨ノ位置ニ至リ連絡スベ

キカ、何レノ歩哨ヨリ連絡スベキカ、相互ニ連絡スベキカ等ヲ規定スルヲ要ス。詳細ハ連絡法ノ研究ニ讓ル。

以上ハ右及左ニ關スル事項デアアル。

#### 九、「小哨中隊等ノ位置及之ニ通スル経路」

主トシテ報告ニ歸ル爲ノ位置ト経路ヲ示スモノデアアル。故ニ立派ナ大道ガアツテモ晝間敵ニ暴露スルトキニハ別ニ経路ヲ示スヲ要スルコトガアル。又小哨ヨリ出タ歩哨ニハ強ヒテ中隊ノ位置、之ニ至ル経路ヲ示サナクトモ宜シイ。守則ノ中ニ示サレテ居ルノハ中隊カラ直接ニ出サレタ歩哨等ニ就テモ適合スル如ク規定サレタモノデアアル。

#### 十、「歩哨ノ監視法」



二人哨ニシテ特別ナ地形デナイトキハ歩哨ニ監視法ヲ特ニ示スコトハ不要  
デアルガ、地形上歩哨ノ位置カラハ視エナイ處ガアル爲時々其ノ一名ガ移  
動シテ警戒スルヲ要スル等ノ場合及三人哨四人哨等デ其ノ中ノ一人乃至二  
人ハ主トシテ側背ヲ警戒セシムルヲ可トスルガ如キ場合ニ於テハ特ニ監視  
方法ヲ指定スル必要ヲ生ズルコトガアル。

三(四)人哨ノ動作ノ部ニ於テ尙詳述スベシ。

### 十一、姿勢

「歩哨ハ命令ナケレバ座臥スルヲ得ズ」ト一般守則ニ示サレテ居ルガ地形、  
其ノ他ノ状況上立姿ニテ監視スルコトヲ許サザル場合ニ在ツテハ小哨長ニ  
於テ特別守則ヲ以テ姿勢ヲ示スベキモノデアアル。地形、地物及状況之ヲ許セ

バ先ヅ膝姿ヲ用ヒ尙過高ナルトキハ始メテ伏姿ヲ用フベキモノデアアル。

### 十二、交代法

歩哨ノ交代モ地形敵方ニ對シテ蔭蔽シアルガ如キ場合ニ在リテハ全員同時  
ニ交代シ得ルモ、歩哨交代ノ爲其ノ進入路、歩哨ノ位置等ガ敵ニ暴露シア  
ルガ如キ場合ニ於テハ一人宛交代スルヲ有利トスル場合ガ少クナイ。或ハ  
交代ノ爲ノ往復路、進入路等ニ就テモ指定スルヲ可トスル場合ガアル。

### 十三、瓦斯兵ノ行動

「何分間或ハ何時間毎ニ氣象觀測ヲ行ヘ」「時々何々マデ進出シテ瓦斯使用  
ノ徵候ヲ偵察セヨ」等其ノ行動ヲ指定スルノデアアル。

### 十四、「敵襲ニ際シ取ルベキ處置」



歩哨が敵襲ノ際先ヅ定メラレタ警報ヲ爲スベキヤ、照明火ニ點火スベキヤ、其ノ位置ヲ固守スベキヤ、後退ヲ許ス場合ニハ何レノ方ニ後退スベキヤ等ヲ指定スルモノデアアル。

### 十五、信號及警報

敵襲ニ際シテハ如何ナル信號ヲ爲シ如何ナル警報ヲ爲スベキヤヲ規定スルモノトス。

### 十六、「其ノ他特ニ注意スベキ事項」

其ノ地方特有ノ事項(例ヘバ風向、氣温等ニ依ル各種ノ事象)、地方住民ノ状態等ニ就テ必要ノ件ヲ注意スルモノデ一定シタ形式等ニ依ルヲ要シナイ。

## 第三節 歩哨特別守則ノ一例

歩哨ノ特別守則ノ一例ヲ左ニ示ス。(第一圖参照)

- 一、此ノ歩哨ハ第一小哨ヨリ出サレタ第二分哨……(自分ノコト)
- 二、此ノ道路ハ昭和街道、此ノ方向ニ見エル橋ハ旭橋、又其ノ先ノ村ハ旭村、其ノ左指二本ノ處ニ在ル高地ハ八幡山、其ノ前ヲ流レル川ハ大和川、前ニアル籾ハ大籾。
- 三、敵ハ本日十六時頃此ノ北方約五里大町ヲ通過南進セリ。  
其ノ騎兵斥候ハ此ノ北方三里金町附近ニ前進シ來リ停止セルモノノ如シ。
- 四、我方騎兵斥候ハ昭和街道ヲ北進シタガ目下其ノ所在ハ不明デアアル。



旭町北端及八幡山ニハ我が停止斥候ガ出テ居ル。今カラ約一時間後ニ此ノ歩哨ノ位置ヨリ歸ル筈デアル。

五、此ノ歩哨ハ特ニ昭和街道方向及八幡山ヲ監視セヨ。

六、情報ニレバ敵ハ瓦斯ヲ使用セントスル如クデアル。此ノ歩哨ハ此ノ前ノ谷地ニ添フテ來ル瓦斯ヲ特ニ警戒セヨ。(以上前方ノコト)

七、右ニハアノ松ノ木ノ下ニ第一複哨ガアル。之トノ連絡ハ此ノ堤防ノ陰ヲ利用シテ少クモ歩哨交代毎ニ双方カラ一回以上行フ。(右ノコト)

八、左ニハ其ノ一軒屋ノ北端ニ第三複哨ガアル。其レトノ連絡ハ晝間ハ目視ニ依リ、夜間ハ此ノ分哨カラ約一時間毎ニ之ヲ行フ。(左ノコト)

九、小哨ハ此ノ南方三百米ノ小森林ノ中ニアル。其レニ通ズル道路ハ此ノ

道路(必要アレバ中隊ノ位置及其レニ通ズル道路ヲ示ス。(後方ノコト))

一〇、右ノ歩哨ハ時々左前ノ凹地ヲ見通シノ出來ル地點マデ移動シテ警戒セヨ。又此ノ歩哨ノ姿勢ハ晝間ハ膝姿、夜間ハ立姿トス。交代ハ一時間毎ニ行ヘ。(瓦斯兵配當セラレタナラバ其ノ行動ヲ示ス。例ヘバ瓦斯兵ハ時々左前ノ凹地ニ前進シテ敵ノ瓦斯使用ヲ警戒セヨ。)敵襲ノ際ハ此ノ位置ヲ固守セヨ。(出來ル限リ抵抗ノ後何々方向ニ後退セヨ。)

一一、敵襲ニ際シテハ何々信號ヲ以テ警報シ瓦斯襲來ニ際シテハ此ノ警報器ニ依リ警報セヨ。

一二、此ノ歩哨ハ八幡山ニアル停止斥候ノ狀況ニ特ニ注意セヨ。

(以上其ノ他ノ件)



### 第四節 特別守則ノ記憶法

#### 一、特別守則ハ絶対記憶セネバナラヌ

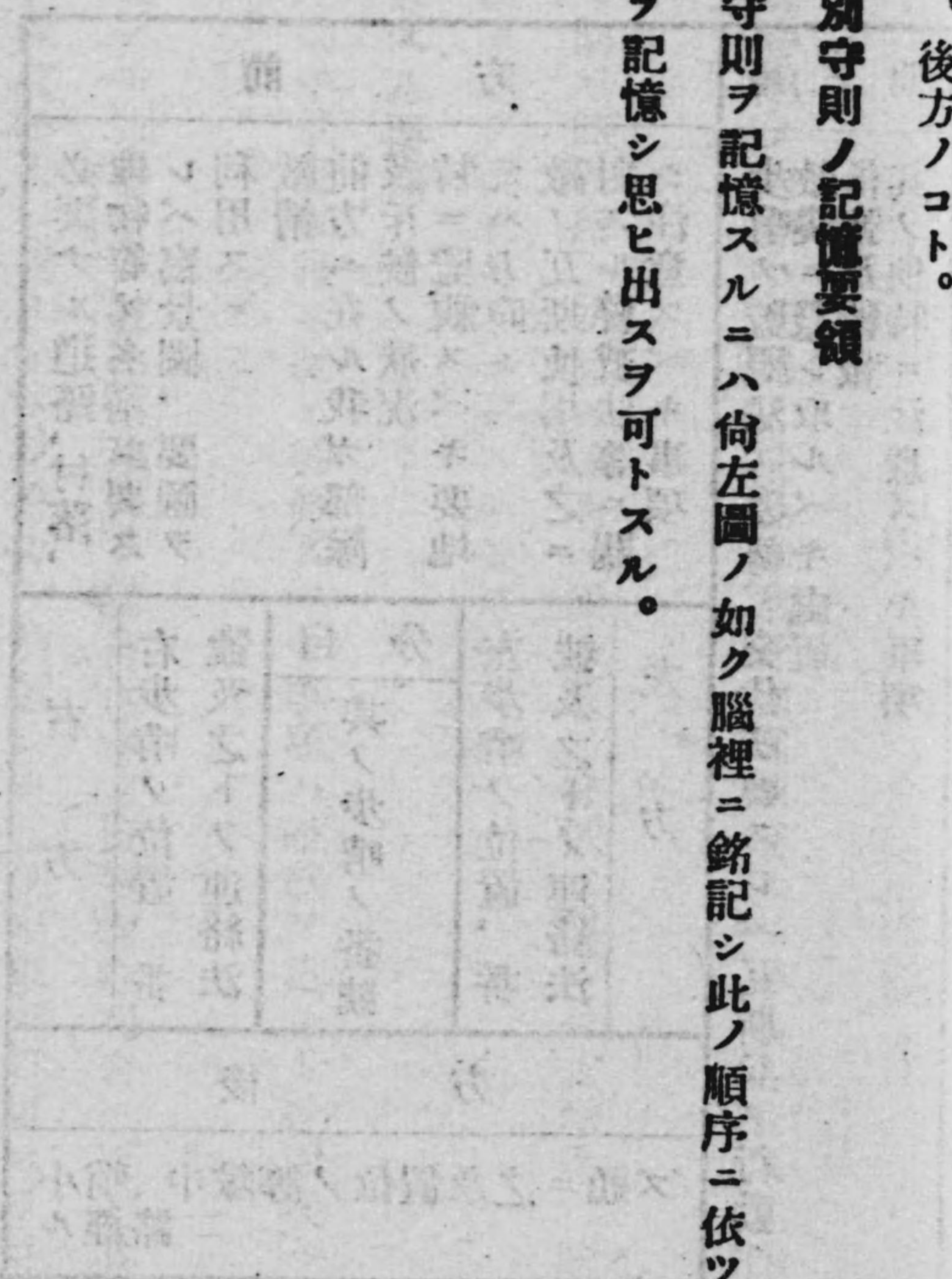
之ヲ記憶スルニハ特別守則ニハ如何ナル事項ガ盛り込マレテ居ルカヲ第一  
覺エルコトガ必要デアル。其レニハ便宜上先ヅ左ノ如ク區別シテ記憶スル  
ノデアル。

- 1、自分ノコト。
- 2、前方ノコト。
- 3、右ノコト。
- 4、左ノコト。

5、後方ノコト。

#### 二、特別守則ノ記憶要領

特別守則ヲ記憶スルニハ尙左圖ノ如ク腦裡ニ銘記シ此ノ順序ニ依ツテ特別  
守則ヲ記憶シ思ヒ出スヲ可トスル。





第五圖

其ノ他	前方		後方	
	必要ナル道路、村落、 地物等ノ名稱（要ス レバ寫景圖、要圖ヲ 利用ス） 敵情 前方ニ在ル我方部隊 及斥候ノ狀況 特ニ監視スベキ要地 又ハ方向 敵ノ瓦斯使用及之ニ 對スル警戒法等ニ關 シ注意スベキ事項		右方	左方
	自	分	右歩哨ノ位置、番 號及之トノ連絡法	左歩哨ノ位置、番 號及之トノ連絡法
其ノ他特ニ注意スベキ事項		其ノ歩哨ノ番號		後方
		左方		小隊中、哨路 等ノ位置及之ニ通ズ

### 第五節 特別守則ノ補促修正

一、特別守則ノ内容ハ狀況ノ推移ニ應ジ適宜補修スベキモノトス（作一ノ二  
 三二）  
 特別守則ハ時ト所トヲ異ニスルニ從ヒ其ノ守則ヲ異ニスル如ク、狀況ノ推  
 移ニ從ヒ之ヲ補修スルヲ要スルモノデアアル。

#### 二、補修スル要領

特別守則中狀況推移ニ從ヒ補修スベキ事項ハ敵狀ヲ第一トシ、次ニ友軍ノ  
 狀況デアアル。  
 駐軍間デモ行軍ヨリ駐軍ニ移ツタ當日ト永ク駐軍セル場合トデハ其ノ狀況  
 推移ノ變化モ大ニ異ルデアラウガ、前述シタ通り兩軍ガ行軍ヨリ駐軍ニ移



リタル場合ニアリテハ前哨配置ニ方リ敵ノ駐軍警戒ニ移リシ狀況ヲ知り得ル場合ハ殆ド稀ニシテ敵ハ尙前進中ニアル某時期ノ情報ヲ既知シアルニ過ギナイ。敵ガ愈々駐軍警戒ニ移リ何レニ警戒配備ガ設ケラレタカハ其ノ後逐次ニ情報ヲ得ルモノデアル。從ツテ歩哨ノ守則モ最初ニ與ヘラルベキモノハ敵ガ尙行軍中ノ狀況ニ依ツテ示サネバナライコトハ明カデアル。然ルニ演習ノ構成ニ於テハ敵ガ既ニ駐軍警戒ヲ爲シテ居ルモノニ對シテ我が軍ハ初メテ駐軍警戒ニ移ルガ如キ不自然ナル想定ノ下ニ實施セララルコトガ少クナイ。斯ル非實際的ノコトガアツテハナラナイ。

1、敵情ノ補修ニ就テ。

敵情ノ變化ハ前述ノ如ク千變萬化デアル。殊ニ行軍ヨリ駐軍ニ移ル前哨ニ於テ然リデアル。從ツテ最初ノ守則ニ於ケル敵情ハ逐次新情報ヲ以テ

補修スルヲ要スル。而シテ補修ノ時期ハ概ネ左ノ如クデアル。

イ、敵軍ノ駐止地點ヲ知り得タルトキ。

ロ、敵ノ前哨線ノ狀況ヲ知り得タルトキ。

ハ、敵ノ駐軍警戒状態ヲ概ネ詳知シ得タルトキ。

ニ、敵ノ行動状態即チ夜襲ノ企圖アリヤ、一部ヲ以テ夜襲スルノ企圖アリヤ、機甲部隊等ヲ以テ襲撃スル企圖アルヤ等ヲ豫期シタルトキ等。

2、友軍ノ狀況ノ補修ニ就テ。

前方ニアル我が部隊、斥候等ノ變化デアル。之ニハ或ル一時期派遣セララルモノト永續的ニ派遣セララルモノトガアルカラ、一時的ニ派遣セラレタモノガ歸還シタナラバ其ノ點ヲ補修スルヲ要スル。然シ之ヲ歩哨自身ガ補修スベキカ或ハ小哨長ノ命ニ依リ補修スベキカハ研究ヲ要スル



ガ、之ニ對シ或ル論者ハ前方ニ派遣セラレアリシ斥候ガ某歩哨ノ位置ヲ通過シテ歸還シタナラバ直チニ歩哨ニ於テ守則中ヨリ之ヲ除クヲ要スルト論ジ、又或ル論者ハ守則ハ小哨長ニ於テ授與シタルモノナレバ如何ナル場合ト雖モ小哨長ノ命ニ依リ補修スベキデアルト論ズ。何レモ理由アリト雖モ前者ハ全然不可デアル。作戰要務令第二百三十二ニハ「小哨長ハ歩哨ノ特別守則ヲ定メ良ク之ヲ徹底セシム。其ノ内容ハ狀況ノ推移ニ應ジ適時補修スベキモノトス。」トアリテ特別守則ヲ與ヘ又之ヲ補修スルニモ小哨長ニ於テ實施スベキモノト解釋スルヲ正當トスル。若シモ前論者ノ如ク歩哨隨意ニ守則ヲ補修スルコトヲ許シタナラバ、斥候ノ歸還ノ如キ簡單ナ問題ハ左程間違ノ原因トモナラナイガ、稍々複雑シタ狀況ニ於テハ直チニ間違ヒヲ起スコトトナル。然ラバ小哨長ガ補修ヲ爲スマデノ

間歩哨ハ如何ニスベキヤト云フニ、歩哨トシテハ前ニ與ヘラレタ守則ハ守則トシテ之ヲ尊重シ變化ノアツタ事項ハ別問題トシテ承知シ置クヲ可トスル。例ヘバ上官等ヨリ守則ノ試問ヲセラレタナラバ「我が停止斥候ハ旭橋ニ出テ居タガ今ヨリ二十分前其ノ斥候ハ此ノ歩哨ヲ通過歸還シタ」等ト答ヘルノヲ適當ト信ズル。

## 5、其ノ他ノ補修。

其ノ他ノ狀況ノ變化ハ大シテ起ル場合ハナイガ、隣歩哨ノ位置ガ晝間ト夜間ト變ハツタ場合、或ハ歩哨ノ數ニ増減ガアツタ場合、小哨、前哨中隊ノ位置ヲ移動シタ場合等總テ前要領ニ依ツテ補修スレバヨイ。

## 三、注意



此ノ補修ニ關スル注意ハ前々ノ陣中要務令ニハ全ク示サレテ居ラズ、前陣中要務令(作戰要務令ニ名稱改正前ノモノ)ニハ末項ニ掲ゲラレ、今回ノ作戰要務令ニ於テ第一項ニ掲ゲラレタモノデアアル。從ツテ前々要務令時代ニ於テハ補修ニ關スル注意ヲ缺キ新情報ヲ得タル數時間後ニ於テモ歩哨ノ特別守則ハ舊イ敵情其ノ儘デ置キ、敵ガ眼前ニ出現シテモ特別守則ノ敵情ダケハ數軒後方ノ敵情(而モ現在最早敵兵ノ存在スラセザル)ノミヲ固持シテ居ル如キ奇觀ヲ呈スルコトガ間々見受ラレタノデアツタガ、前要務令時代ニ於テ末項ニ此ノ字句ガ加ヘラレタルガ爲大イニ改善セラレタガ未ダ以テ充分デハナカッタノデアアル。今回ノ要務令ニ於テハ之ニ鑑ミテ第一項ニ之ヲ掲ゲラルルコトトナツタモノト信ズル。特ニ幹

部ノ注意ヲ望ム。

## 第七章 敵襲ニ對スル歩哨ノ動作

### 一、敵襲トハ何ゾヤ

敵襲ニ關シテ如何ナル程度ノ敵ノ來襲ヲ敵襲ト稱スベキカ、其ノ限界ノ決定ハ困難デアアル。作戰要務令歩哨一般守則ニハ「猶豫シ難キトキハ急射撃又ハ信號ヲ爲シ且一名ハ急報ス(作一ノ二三一)」トアル。猶豫シ難キトキ必ズシモ敵襲トハ限ラナイガ敵襲ノ場合ニハ必ズ猶豫シ難キ場合トナルノデアアル。即チ敵襲トハ敵ノ部隊、殊ニ快速部隊(機甲部隊等)ノ襲撃ヲ受ケ事態容易ナラズト判斷スベキ場合ヲ云フ。



## 二、警報

歩哨ハ敵襲ト知ツタナラバ直チニ急射撃ヲ爲スカ或ハ定メラレタ信號ヲ爲スノデアル。之ニ依リ小哨等ハ戰備ヲ整へ後方部隊ヲ掩護シ且其ノ戰備ヲ整フルノ餘裕ヲ得シムルノデアル。

## 三、報告

此ノ際前述ノ如ク急射撃或ハ定メラレタ信號ニ依ツテ警報ヲ行へバ小哨以上ノ各部隊ハ夫々戰備ヲ整フルノデアルガ、此ノ際如何ナル敵ガ如何程襲撃シ來リシヤハ全ク不明ナルヲ以テ歩哨ノ一名ハ速カニ小哨長ニ報告スルヲ要スル。

報告ハ一刻ノ猶豫モ許サナイ。故ニ遠方ヨリ大聲デ「何々方向ヨリ敵襲」ト

連呼シ小哨長ニ知ラシムルヲ要ス。而シテ小哨ノ位置ニ到達セバ直チニ稍、詳細ナル報告ヲ簡明ニ行フヲ要スル。

報告ノ爲歸リシ歩哨ハ報告終リタル後ハ狀況ニ依リ元ノ歩哨ノ位置ニ歸ルノヲ建前トスルモ、狀況止ムヲ得ザルトキハ小哨ト合スルヲ可トスルコトモアル。

## 四、歩哨ノ抵抗

敵襲ニ對シテハ寡兵能ク之ニ抵抗シ得ルモノデハナイ。然シナガラ歩哨ハ其ノ哨所ヲ墓穴ト心得極力抵抗シ少シデモ敵ノ前進ヲ遲緩セシメ以テ小哨ノ戰備ヲ完カラシムルコトニ努ムベキモノデアル。

## 五、歩哨ノ後退



歩哨ハ右ノ如ク極力抵抗ヲ試ムベキデハアルガ抵抗スルモ無益トナルニ至レバ逐次敵ヲ小哨以外ノ方向ニ誘致シテ抵抗ヲ繼續シツツ後退スルノデア  
ル。何レノ場合ニ於テモ小哨ノ正面ニ後退シテ其ノ射撃ヲ妨害シ、敵ヲシ  
テ一氣ニ小哨ヲ襲撃セシムルガ如キコトアルベカラズ。装甲車、戦車等ノ  
襲撃ヲ受ケタルトキハ歩哨ハ能ク之ニ抵抗スル能ハザルヲ以テ比較的早ク  
後退スルノ止ムヲ得ザルニ至ルモノデア  
ル。對戦車地雷ノ配當ヲ受ケテ居  
ルトキハ之ニ依ツテ敵戦車ヲ爆破スルコトニ努ムルノデア  
ル。

## 第八章 歩哨ノ交代法

### 一、交代立合

「歩哨ノ交代ハ歩哨掛立合ノ下ニ行ヒ(作一ノ二三四)ト規定セラレテ居ル。  
歩哨ハ歩哨掛ノ立合ニ依ツテ交代スベキモノデア  
ルコトヲ明カニセラレテ  
アル。

### 二、下番者ノ申送

下番者ハ見聞セシ事件及我が軍ノ斥候ニシテ前方ニ出デタル者アルトキハ  
其ノ任務、経路、歸來ノ地點、時刻等ヲ上番者ニ申送ルモノトス。  
之レ上番歩哨ヲシテ其ノ勤務ヲ全クセシムル爲是非必要デア  
ル。前述ノ歩  
哨線ヨリ出ズル斥候ト歩哨トノ動作ニ於テ述べタル要領ニ準ズベキモノデ  
アル。

五、「此ノ際監視ヲ中絶セザルコト(作一ノ二三四)」



上下番共申送りニ熱中シ監視ヲ自然緩カニスル虞レガアル。斯クノ如キコトガアツテハナラナイ。又下番者ハ之デモウ我が事終レリト爲シテ監視ヲ中絶セントスルハ宜シカラズ。宜シク如何ナル交代兵在リト雖モ歩哨線ヲ去ルマデハ自己ノ任務ヲ終リシモノト思ツテハナラヌ。又上番歩哨ハ未ダ申送りガ終ラナイカラ我が任務ガ始マツタノデハナイトノ考ヘヲ起シテハナラナイ。苟モ歩哨線ニ立ツタナラバ直チニ其ノ勤務ガ開始サレタノデアルコトヲ忘レテハナラナイ。

#### 四、交代ノ往復

「交代ノ往復等ニ際シテ敵ニ暴露セザルコトニ注意スルヲ要ス（作一ノ二三四）」

交代ノ往復ニ方リテハ出來ル限り遮蔽シテ往復シ敵ニ暴露セザルコトニ勉メナケレバナラナイ。之ガ爲ニハ地形、地物ヲ利用スルト共ニ狀況之ヲ許セバ小哨長ノ指命ニ依リ遮蔽ヲ設クルヲ可トスルコトガアル。又夜間ニアツテハ靜肅行進ヲ以テ往復スルヲ要スルコトモアル。

#### 五、交代時ニ於ケル注意事項

1、交代時ハ一時人數ヲ倍加スルヲ以テ最モ歩哨ノ位置ヲ暴露シ易イトキデアルカラ上下番者共一時姿勢ヲ低クシ地物ヲ利用シ或ハ狀況止ムヲ得ザレバ下番者ハ少シク後退シテ地物ヲ利用セシムル等ノ方法ヲ講ズルヲ可トス。

2、交代時間ヲ成ルベク短縮スルヲ要ス。之レ其ノ間多數ノ人員ガ歩哨線



ニ在ルコトハ歩哨ノ位置ヲ暴露スル虞ガアルカラデアアル。之ガ爲ニハ歩哨線ニ於ケル申送りハ前述ノ如ク下番者ノ立哨間ニ於ケル出來事（要スレバ前下番者ヨリ申送りヲ受ケタルコトニシテ尙繼續シアルコト）ニ限定セシメ其ノ他ノ事項殊ニ特別守則ノ申送り等ハ之ヲ避ケ小哨ニ於テ休憩中ニ復習スルヲ可トスル。

3、申送法 申送りノ音聲ハ成ルベク低キ聲ヲ以テシ必要ノ事項ヲ最モ簡明ニ申送ルコト。

申送りハ歩哨ノ中一人ガ之ヲ行ヒ他ノ歩哨ハ途中ニ於テ言葉ヲ入レルコトナク、全ク一人ノ申送りヲ終リタル後ニ於テ其ノ足ラザル處ヲ補足シ誤リアラバ修正スルヲ可トスル。又上番者ニ於テ聞取レザリシコト、質

問ヲ要スルコト等アルモ途中ニ於テ發言スルコトハ之ヲ避ケ一通り申送りヲ終リタル後ニ於テ之ヲ行フヲ可トスル。

### 六、交代時ニ於ケル對敵行動

交代時ニ於テ敵兵ヲ發見シ或ハ敵ヲ捕獲シ、或ハ之ヲ射殺スルヲ要スルガ如キ事ガ起リシ場合ハ歩哨ニ一任スルコトナク歩哨掛ハ上下番ノ哨兵ヲ指揮シテ適切ナル動作ヲ爲スベキデアアル。兎角平時ノ演習等ニ在ツテハ實敵ニ對スル感想ヲ缺ク爲歩哨モ歩哨掛モ離レ離レノ動作ヲ爲スニ至ルモノデアアル。教官タル者ハ注意ヲ要スル。

## 第九章 歩哨ノ射撃



一、歩哨ノ射撃ノ可否ニ就テ

歩哨ハ元來警戒ガ任務デアラカラ勉メテ射撃ヲ行フコトナク任務ヲ達成スルコトガ理想デアル。従ツテ射撃スルコトハ止ムヲ得ナイ場合ニ限ラルルモノデアル。即チ射撃ニ依リ歩哨ノ位置ヲ暴露シ、後方部隊ニ不安ヲ與フル等警戒上却ツテ不利ガアルモノデアル。又時トシテハ敵ハ歩哨線ヲ探ル目的ヲ以テ射撃スルコトガアルカラ之ニ應射シ我方位置ヲ察知セラルルニ至ルコトガアル。

二、歩哨ガ射撃ヲ爲スベキ場合

歩哨ガ射撃ヲ爲スベキ場合ハ歩哨一般守則ニ於テ規定セラレテ居ル場合ト其ノ他必要ノ場合トニ區分スルコトガ出來ル。

1、歩哨一般守則ニ規定セル場合。

イ、敵ヲ發見シ猶豫シ難キトキ。

ロ、少數ノ敵兵近接シ之ヲ殺スヲ要スルトキ射撃ニ依ラザルベカラザルトキ。

ハ、夜間歩哨ニ近ツク者ニ對シ「誰カ」ト三回呼ブモ答ナキニ方リ之ヲ殺スニ射撃ニ依ラザルヲ得ザルトキ。

歩哨ノ命ニ從ハザル者ヲ殺スニ方リ射撃ニ依ラザルベカラザルトキ。

2、其ノ他歩哨ノ射撃スルヲ要スル場合。

イ、敵ヨリ射撃ヲ受ケ自衛上射撃スルヲ要スルトキ。其ノ他自衛上止ムヲ得ザルトキ。



ロ、我が斥候、隣歩哨等ノ危急ヲ救フ爲必要ナルトキ。

ハ、敵ノ軍使、降参人タルコトヲ裝ヒテ我が歩哨ニ近寄り目的達成ノ後逃走セントシタルトキ。

## 第一節 歩哨一般守則ニ規定シアル

### 歩哨ノ射撃

#### 一、敵ヲ發見シ猶豫シ難キトキ

敵襲其ノ他ノ場合ニシテ猶豫シ難シト判断シタル場合ニ於テハ急射撃ヲ行フコトハ一般守則ニ明示シアル通りデアル。而シテ射撃ノ方法、效力ハ全ク問題デハナイ。歩哨線ニ異變アルコトヲ小哨ニ急報スルノヲ第一ノ目的

トスルノデアアルカラ出來得ル限り發射數ノ多キヲ可トスルモノデアアル。故ニ銃ノ指向等モ殆ド問題デハナイガ之モ敵アツテコソ起ツタ問題デアアルカラ概ネ敵ノ方向ニ向ケテ連續發射スルヲ可トスル。

#### 二、小數ノ敵近接シタルトキ

少數ノ敵ナレバ歩哨之ニ對シ機先ヲ制スレバ勝算ハ充分有ルノデアアルカラ或ル程度マデ引キ寄せテ之ヲ擊滅スルヲ可トスル。之レ敵兵近接シタルトキハ何レハ我が軍ノ狀況モ偵察セラルベシ。若シモ之ヲ取逃シタナラバ相當ニ我が軍ノ狀況ヲ敵ニ知ラルルコトトナルヲ以テ之ヲ殺スカ捕フルコトヲ一般守則ニ規定セラレタノデアツテ、之ヲ捕フルヲ得バ理想デアアルガ、斥候ニ選拔セラルル程ノ敵ナレバ決シテ之ヲ侮ツテハナラナイ。從ツテ多



クノ場合之ヲ殺スコトニ出ヅルハ止ムヲ得ナイ。又殺スニモ夜間ノ外ハ殆  
ンド射撃ニ依ルヲ要スルノデアアル。

歩哨少數ノ敵ニ對シ之ヲ射撃スル場合ニ在ツテハ射撃目標ヲ分擔スルコト  
ヲ忘レテハナラナイ。先ヅ射撃スベキカ否ヤ、射撃スル時期、各、何ノ敵  
ヲ射撃スベキヤ等ヲ打合セタル後射撃スルヲ要ス。若シ之ヲ協議スル暇ナ  
キカ靜肅ヲ要スル爲之ヲ爲ス能ハザルトキハ各、自分トノ關係位置ニ依ツ  
テ對向スル敵ヲ射撃スベキモノデアアル。

### 三、夜間歩哨ニ近ヅク者

夜間歩哨ニ近ヅキ「誰カ」ト呼ブコト三度ニ及ブモ答ヘガナイトキハ之ヲ殺  
スカ捕ヘルノデアアルガ、夜間ハ敵味方ノ區別ガ容易デナイ爲「誰カ」ト呼ブ

ノデアツテ三回モ呼ンデ答ヘガナイトキハ味方デナイモノト察セラレル。  
即チ敵兵デアアルカ或ハ敵ニ味方スルモノデアラウ。而シテ夜間ハ比較的  
不意ニ捕フルコトハ容易デハアルガ之トテ中々油斷ハナラナイ。從ツテ之ヲ  
殺ス必要ガ起ル。又殺スニモ夜間ハ銃劍刺突ヲ用フル機會ハ多イガ、射撃ヲ  
以テスルコトモ亦少クナイ。射撃ニ對スル分擔等ハ晝間ノ要領ニ準ズル。

### 四、歩哨ノ命ニ從ハザル者

歩哨ノ命ニ從ハザル者ハ我が日本ノ軍人中ニハ殆ド有リ得ベシトハ想像モ  
許サナイガ、敵國人民戰地ニ於ケル土人、間諜等ノ場合ガ多イ。然シ我が  
軍ノ者デモ歩哨ノ命ニ從ハヌ者ガアレバ一般守則ノ定ムル所ニ從ツテ容捨  
シテハナラナイ。之ヲ殺ス場合ノ歩哨ノ動作ハ前述少數ノ敵ノ斥候ニ對ス



ル場合ニ準ズル。

## 第二節 其ノ他歩哨ノ射撃スル場合

### 一、敵ヨリ射撃ヲ受ケ自衛上射撃ヲ以テ應戦スル場合

敵方我ニ對シ射撃シタル場合ニ於テハ之ニ應戦スベキヤ或ハ應戦スルコトナク之ヲ監視スベキヤハ、先ヅ敵ガ我ヲ發見シテ射撃シタルヤ、我が歩哨線ヲ探ル目的ヲ以テ概略之ト思フ方向ニ向ヒ探リ射チヲ爲シタルモノナルヤヲ判断スルヲ要ス。若シ前者ニ屬スルトキハ沈著シテ之ニ應戦シ自衛手段ニ出デナケレバナラヌ。此ノ際自衛ガ目的デハアルガ一旦射撃ヲ開始シタ以上積極的ニ動作シ敵ヲ撃滅スルコトニ努ムルヲ要スル。

### 二、自衛上止ム得ザルトキ

敵ヨリ未ダ挑戦セラレナクトモ其ノ敵ヲ其ノ儘ニ爲シ置クトキハ歩哨ノ任務達成上支障アルカ或ハ早晚其ノ攻撃ヲ受クルノ形勢ニアルトキハ我ヨリ積極的ニ敵ノ機先ヲ制シテ射撃ニ依リ之ヲ撃滅スルヲ可トスル。

### 三、我が軍ノ斥候、隣歩哨ノ危急ヲ救フ爲必要ナルトキ

我が軍ノ斥候ガ敵ノ攻撃ヲ受ケ苦戦ニ陥リ或ハ隣歩哨等ガ同様敵ト交戦シアル等ノ場合ニ於テハ隣機ノ處置トシテ之ヲ應援シ其ノ危急ヲ救フ爲射撃スルヲ必要トスル。

### 四、歩哨ヲ欺キシ軍使、降參人

軍使、降參人等ニシテ其ノ目的ガ我が歩哨線ノ偵察ニ在ル者等ニシテ之等



ノ姿ヲ装ヒテ我が歩哨線ニ近接シ來リ其ノ目的ヲ達成シタル後逃避セントスル者アラバ如何ニ軍使、降參人タルノ姿ヲ爲スモ、眞實ノ軍使デモ降參人デモナイノデアルカラ、全然敵トシテ取扱フベキデアル、之等ヲ装ヒタル敵ノ斥候ガ我が軍ノ狀況ヲ偵察シテ歸ルモノナレバ斷然射殺スルヲ要スルモノデアル。

## 第十章 歩哨敵ヲ捕獲

歩哨一般守則中ニ敵ヲ捕獲スベキコトヲ規定サレテ居ルガ、敵ヲ捕フルコトハ之ニ依リ敵ニ關スル情報ヲ得ルニハ誠ニ好都合デアル。然レドモ敵ヲ捕フルコトハ言フハ易ク行フハ極メテ難事デアル。敵ト雖モ我ニ接近シ來ルモノ

ハ至嚴ノ警戒ヲ爲シ敵モ亦我ヲ捕獲乃至ハ射殺セントスル計畫企圖ヲ有スルモノト判斷セザルヲ得ナイ。即チ我が方ニノミ有利ナル狀況ニ在ルモノトシテ計畫スルコトハ頗ル危険デアル。又如何ニ之ヲ捕獲セントシテモ優勢ナル敵ヲ捕獲スルコトハ出來ナイ。又敵ニ發見サレタナラバ捕獲ハ先ヅ見込ミガナイ。

### 第一節 捕獲ノ要領

#### 一、地形、地物ノ利用

敵ヲ捕フルニハ敵ニ發見セララルコトナク敵ヲ充分ニ近接セシメタル後ニ於テ不意ニ乘ズルニアラザレバ其ノ目的ヲ達スル能ハズ。故ニ歩哨ハ極力



我ヲ遮蔽スルヲ要ス。之ガ爲巧ニ地形、地物ヲ利用シテ我が所在ヲ敵ニ發見セラレザル如クスルモノトス。

## 二、敵ノ動作ヲ監察

1、敵ハ幾人ナルカ。

敵ノ人數ハ之ヲ捕獲スル動作ニ大ナル關係ヲ有ス。敵若シ二三名ヨリ成テ小斥候ナレバ之ヲ捕フルコトヲ得ルモ若シモ敵ノ人數五六名以上ニシテ我ヨリ優勢ナルトキハ之ヲ捕獲スルコトハ斷念セザルヲ得ナイ。

2、敵ハ我ヲ發見セルカ。

敵ヲ捕フルニハ敵ノ不意ニ乗ゼザルベカラズ。之ガ爲敵ハ我ヲ發見セシヤ否ヤニ依リ敵兵捕獲ノ動作ニ大ナル關係ヲ有ス。即チ敵兵我ヲ發見セ

バ之ヲ捕獲スルコトハ斷念シテ射殺等他ノ方法ニ依ルヲ要シ、敵我ヲ發見セザルトキハ捕獲シ得ル見込ミヲ有スルモノトス。

3、敵ノ警戒至嚴ニシテ其ノ協同動作適切ナル敵ノ斥候ニ對シテハ之ヲ捕獲スルコト困難ナリ。故ニ我モ亦慎重、至嚴ノ態度ヲ以テ臨マナケレバナラヌ。

4、敵ガ我が位置ヲ全ク知ラズ、其ノ警戒不充分ナルトキハ我之ニ乗ズベキ好機會デアアル。又敵ガ協同動作ヲ缺キ分離シアルトキモ亦乘ズベキ機會デアアル。

## 三、協同動作

歩哨ハ一地ニ停止シ居リ敵ノ斥候ハ變化極リナキ地形ヲ行動シツツ我ニ接



近スルノデアアルカラ協同動作ハ我ニ有利ナルコトハ明デアアル。故ニ豫メ協同動作ニ就テハ其ノ附近地形、地物ノ關係ヲ顧慮シテ充分研究シ置キ遺憾ナキヲ期セナケレバナラヌ。

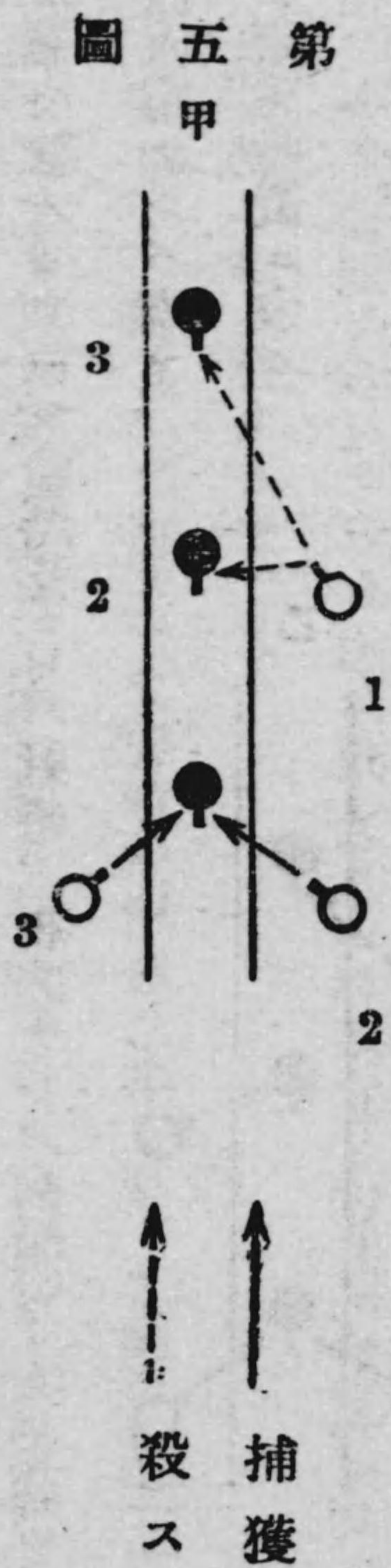
敵愈々接近セバ豫メ研究セル協同動作ノ要領ニ依リ最モ機敏ニ突如トシテ敵ノ前後左右ニ進出シ敵ヲシテ全ク何事ヲモ爲ス能ハザラシムル如クスルヲ要ス。此ノ際最モ好機ニ乗ズルヲ要スルモ歩哨ノ一人ガ若シ動作ヲ開始シタルトキハ他ノモノハ其ノ利、不利、過早等ヲ意トスルコトナク直チニ起ツテ之ニ協同スルヲ要ス。

#### 四、敵捕獲ノ要領

前述ノ如ク協同動作ニ依リ歩哨ガ全部ノ敵ヲ一時ニ捕獲シ得レバ最モ理想

トスル所デアアルガ、之ガ爲却ツテ我が歩哨ガ損害ヲ受ケ目的ヲ達成スルコトガ不可能ニ成ルコトガアツテハナラナイ。故ニ全部ヲ捕フル見込ノナイトキハ其ノ中ノ一名ヲ捕へ、他ハ殺シテモヨイカラスル場合ニハ次圖ノ如クスルヲ可トスル。

三人哨ナレバ一人(1)ハ稍々前方ニ潜伏シ敵ノ先頭ノ一名ハ之ヲ通過セシメ(2)(3)ハ概ネ先頭ノ敵ヲ左右ヨリ狭撃シ得ル如ク進出スルヲ可トスル。而シ

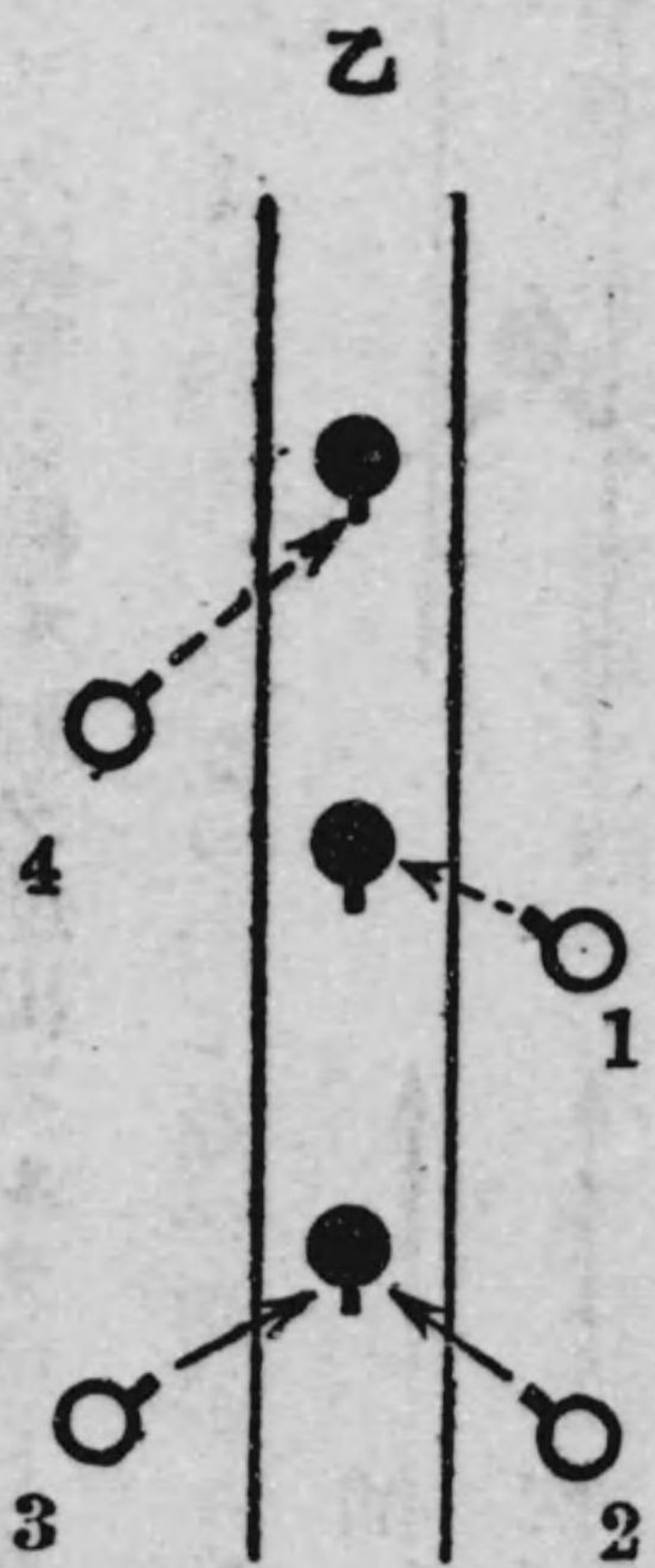


歩哨教育・歩哨敵ヲ捕獲



テ(1)ハ敵ノ(2)ヲ殺ス(晝間ナレバ射撃、夜間ナレバ刺突)。次デ(3)ヲ殺ス。四人哨ナレバ概ネ

下圖ノ要領ニ依ル  
ノデアル。



又要スレバ敵ヲ負

傷セシメテ之ヲ捕フル如クスルコトモ良イ。

要スルニ敵モ相當ノ對應手段ヲ講ズルコトハ明カデアアルカラ絶対油斷セヌ  
コト、又無理シテ全部ヲ無傷ニテ捕ヘントスルハ却ツテ失敗ノ虞レガアル  
カラ、多クノ場合一名ヲ生捕リ他ハ殺スカ負傷セシメテモヨイカラ成ルベ  
ク確實ナ方法ヲ選バナケレバナラヌ。

## 第二節 捕獲後ノ處置

### 一、兵器

捕獲シタナラバ直チニ兵器ヲ取上ゲルコト。

### 二、護送

出來得レバ成ルベク早く小哨ニ護送スルヲ要スル。

歩哨ノ兵員ヲ以テ護送スル能ハザルトキハ歩哨交代時ヲ待ツカ或ハ巡察派  
遣ヲ要求(信號ヲ定メアレバ之ニ依ル)スル等適宜ノ方法ヲ講ズルヲ可トス。

### 三、歩哨線ニ止メ置クトキ

目ヲ被ヒ手ヲ縛スルヲ要ス。又暫時歩哨線ニ止メ置クヲ要スルトキハ木等  
ニ縛シ足ヲモ縛シ置クベシ。若シ縛ル材料ナキトキハ袴下ノ腰紐ヲ切斷ス



ルモ逃亡ヲ防グニ有效デアル。

#### 四、談話

敵兵ト談話ヲスルコトヲ禁ズ。

## 第十一章 合言葉及識別法

### 一、合言葉ヲ定ムル場合

合言葉ハ通常高級指揮官之ヲ定ムルモノデ左ノ如キ場合ニ定メラレル。

- 1、對陣長キニ互ル場合。
- 2、他國軍ト協同スル場合。
- 3、其ノ他必要アル場合。

### 二、合言葉ノ用法

合言葉トハ赤穂四十七士ガ討入ニ方リ定メタ「山」ト甲ガ言ヘバ乙ハ「川」ト答ヘ夜間敵味方ヲ識別スルニ用ヒタルハ最モ好適ノ例デアル。

然ラバ何故斯ル必要ガアルカト云フノニ、歩哨デ謂ヘバ長キ對陣間等ニ在ツテハ一般守則ニ夜間歩哨ニ近ヅク者ニ對シ「誰カ」ト呼ブコトヲ規定サレテ居ルガ、敵モ斯ルコトヲ知り之ニ答ヘル言葉ヲ案出練習シテ之ニ應ズルガ如キコトハ屢々其ノ戰例ガアル。故ニ「誰カ」ト呼ブ代リニ合言葉デ應答スルカ、或ハ「誰カ」ト呼ビ之ニ答ヘタル後合言葉ヲ以テ應答ヲ求ムルノデアル。之ハ歩哨バカリデナク斥候、巡察、傳令、其ノ他必要ニ應ジ一般部隊ニモ之ヲ徹底セシメ置クモノデアル。從ツテ或ル期間ノ後、或ハ敵ニ察



知セラレタル虞ノアルトキハ之ヲ改正スルモノデアル。然シテ歩哨ハ最モ之ヲ用フル機會ガ多イノデアルカラ之ガ適用ヲ誤ルコトナキヲ要スル。

### 三、夜間ノ識別法ヲ定ムル場合

「前哨大隊長若クハ前哨中隊長ハ要スレバ夜間互ニ相識ルヲ容易ナラシムル爲識別法ヲ定ムルヲ可トス。」(作要一ノ一九一)

右ノ「要スレバ云々」ナル意味ヲ案ズルニ概ネ左ノ如キ場合ナルベシ。

1、敵ト近ク對峙シ敵ノ斥候小部隊等我ガ前哨線附近ニ迄絶エズ出沒スルガ如キ場合。

2、對陣中尙高級指揮官ヨリ合言葉等ノ規定無ク或ハ之アルモ尙識別法ヲ定ムルヲ必要トスルトキ。

3、他國軍等ト協同スルトキ。

### 四、識別ノ方法

1、第二項ノ如ク合言葉ヲ設クルコト。

2、識別標識(例ヘバ白腕章、白襷等)

3、小音響ニ依ル法(例ヘバ口笛、彈藥盒ヲ敲ク等)

以上ノ如キ識別法ハ比較的臨機ニ設クル場合多キモノトス。而シテ前述合言葉ハ全軍畫一的ノモノデアルガ、識別法ハ其ノ前哨大隊、或ハ前哨中隊ニ限ラレタモノデアアル。從ツテ他隊ノ斥候、連絡兵、傳令等ガ來ル場合ニハ注意シナケレバナラナイ。



## 第十二章 土民ニ對スル動作

### 一、土民ノ状態

土民ガ我ニ對シ好意ヲ有スル場合ト敵意ヲ有スル場合トニ依リ之ニ對スル動作ニモ變化アルモノトス。

### 二、敵意ヲ有スル土民

其ノ地方一般ノ土民ガ敵意ヲ有スルトキハ之ニ對スル歩哨ノ動作ハ概ネ敵ニ對スル動作ニ準ズベキモノトス。斯ル場合ニ於テ土民歩哨線ニ近ヅケバ直チニ捕ヘ之ヲ小哨長ニ報告シ其ノ指示ヲ受クベシ、此ノ際其ノ舉動ニ注意シ決シテ油斷スベカラズ。尙武器ヲ陰シ持ツ者ナキヤニ注意シ、人員多

數ナルトキハ之ヲ集團セシメ目前ニ於テ裝填セル銃ヲ示シ逃走セバ射殺スベキコトヲ告ゲ(或ハ形ヲ以テ示シ)、且互ニ談話スルコトヲ禁ジ、歩哨元來ノ任務ヲ害セザル限り監視ヲ嚴ニスベシ。

### 三、土民我ニ好意ヲ有スル場合

土民我ニ好意ヲ有スル場合ニ在リテモ土民ガ歩哨線附近ニ來ル者ニ對シテハ決シテ油斷ヲ許サズ如何ナル事情ノ下ニ來リシヤハ先ヅ別物トシテ一應ハ之ヲ捕ヘ小哨長ノ指示ヲ受クベシ。其ノ他ノ動作ハ概ネ前項ニ同ジ。

## 第十三章 歩哨ノ連絡法



## 第一節 連絡ノ目的

歩哨ノ連絡ノ目的左ノ如シ。

- 一、其ノ歩哨方面ノ情報ヲ隣歩哨ニ知ラシムルコト。
  - 二、隣歩哨方面ノ情報ヲ知得スルコト。
- 即チ隣歩哨互ニ其ノ方面ノ情報ヲ知り居ルコトハ歩哨相互ノ連繋ヲ確實ニシ其ノ協同動作ヲ容易ニシ以テ歩哨線ガ警戒線タリ監視線タルノ實ヲ擧グルコトヲ得ルモノデアアル。

## 第二節 連絡ノ方法

### 一、方法

連絡ノ方法ハ通視又ハ動哨ノ方法ニ依リ行フモノデアアル。

### 二、通視ニ依ル方法

- 1、此ノ方法ハ歩哨相互ニ目視ヲ以テ行フモノニシテ主トシテ晝間ニ應用セラルルモノデアアル。而シテ其ノ要領ハ監視中時々隣歩哨ヲ注視シテ其ノ行動ニ注意スル。若シ立哨シ居ル位置ヨリ通視シ得ザルトキハ若干移動シテ通視スルヲ要スルコトモアル。此ノ場合ニ於テハ小哨長之ヲ指示スルモノデアアル。

- 2、敵情ノ通報ニハ豫メ約束(小哨長ノ指示ニ依リ)シタル信號等ニ依ルヲ可トスルガ、之ガ爲敵ニ我が位置ヲ偵知セラルルコトガ在ツテハナラナ



イ。

敵情ノ通報ダケハ次項ニ述ブル要領ニ依ルヲ可トスルコトガアル。

3、夜間ニ於テモ歩哨線ガ高地稜線上等ニアル場合ニハ其ノ後方ニ於テ火光ヲ以テ連絡シ得ルコトガアル。

### 三、動哨ニ依ル法

動哨ニ依ル方法ハ分哨、三人哨以上ノ場合及二人哨ニ在ツテハ歩哨間ノ距離近キ場合等ニ於テ採用セララルモノデ、蔭蔽地カ又ハ夜間ニ於テ行ハルルモノデアアルガ、晝間開轄地ニ於テモ堤防、凹地等ヲ利用シ敵ニ遮蔽シテ連絡シ得ル場合ニハ屢々動哨ヲ採用セラレル。

### 四、半動哨ニ依ル法

地形稍々蔭蔽セルカ、或ハ歩哨間ニ交通不可能ナル河川等ノ在ル場合ニ行ハルルモノデアアル。斯ル狀況ニ於テハ一方ノ歩哨ガ他ノ歩哨ヲ通視シ得ル所マデ赴キテ通視ニ依リ連絡ヲ爲スカ或ハ時刻ヲ定メ兩歩哨ヨリ或ル地點マデ互ニ會同シテ情報ヲ交換スルモノデアアル。

## 第三節 連絡路ノ選定

連絡路ハ概ネ左ノ如キ著眼ニ依ツテ選定スルヲ要スル。

一、敵眼ニ遮蔽スルコト。

之ガ爲ニハ凹地、凹道、乾壕、地隙、高地稜線ノ後方、林縁、堤防ノ敵ニ反スル方ノ側等ハ適當ナル連絡路デアアル。



- 一、交通容易ニシテ進路ヲ誤ル虞ナク成ルベク捷路ナルコト。
- 二、成ルベク歩哨ノ位置ニ近ク進出シ得ルコト。

#### 第四節 動哨間ノ動作

歩哨ノ動哨間ハ敵ニ歩哨線ノ位置ヲ暴露スル虞アルノミナラズ此ノ間ニ狙撃セラレ或ハ捕獲セラルル等ノ危険ガアルモノデアアル。故ニ左ニ示ス如キ注意ガ必要デアアル。

- 一、常ニ敵ニ暴露セザル如ク行動スルヲ要ス。若シ地形上止ムヲ得ザルトキハ一地ヨリ一地ニ躍進スルヲ可トスベシ。
- 二、行進間ニ於テモ絶エズ監視竝ニ警戒ヲ怠ラザルコト。

三、連絡中ニ敵ヲ發見シタルトキハ立哨間ニ準ジテ動作スベキデアアルガ、此ノ場合自己ノ歩哨ト協同スベキカ、隣歩哨ト協同スベキカハ連絡ノ爲進出セシ位置ニ依ツテ決定スベキモノデアアル。之ガ爲常ニ兩歩哨ノ方向ニ注意ヲ拂ヒ若シ何レカノ歩哨ニ異狀アレバ之ニ向ヒ急進シテ協力シ之ニ當ルヲ可トスル。

#### 第五節 連絡ノ爲隣歩哨ニ到著時ノ動作

隣歩哨ノ位置ニ到ラバ己レ先ツ情報ヲ隣歩哨ニ知ラシメ、次デ隣歩哨ヨリ情報ヲ聞クコト、其ノ連絡スベキ事項概ネ左ノ如シ。



### 一、我方方ヨリ連絡スルコト

- 1、我方歩哨ノ狀況(最初ノ連絡ニハ其ノ位置要スレバ監視法)
- 2、敵ニ關シ得タル情報。
- 3、我方歩哨ヲ通過セル我方軍ヨリ出デタル斥候ノ任務、經路歸來ノ地點、時刻等ノ概要。
- 4、連絡路ノ途中ニ於テ見聞セシ事項(敵情、途中ノ經路、地形、地物等ニシテ歩哨ノ爲必要ト認ムル事項)

### 二、隣歩哨ヨリ聞クベキ事項

- 1、隣歩哨ノ狀況。
- 2、敵ニ關シ得タル情報。
- 3、隣歩哨ヨリ出デタル我方軍ノ斥候ノ任務、經路、歸來ノ地點、時刻等ノ概要。

## 第六節 連絡ヲ取ルベキ時機

連絡ノ時機ハ小哨長ヨリ指定セラルルモノデアルガ之ハ定期連絡トデモ申スベキモノデ、其ノ他ニ臨時ニ連絡スベキ場合ガアル。概ネ左ノ如シ。

- 一、歩哨ガ初メテ其ノ位置ニ就キシトキ。
- 二、隣歩哨ノ附近ニ異狀アリト認メタルトキ。(銃聲、喧騒、信號、警報等)
- 三、敵ノ斥候或ハ部隊ガ隣歩哨ノ方面ニ行動セシトキ。
- 四、我方斥候ノ歸來ノ地點、時刻等ヲ通報スルヲ要スルトキ。



五、其ノ他特ニ必要ヲ認メタルトキ。

## 第十四章 歩哨ノ負傷シタルトキ

歩哨ガ負傷スル場合ハ必ズシモ戦闘ノミニハ限ラナイガ此處デハ戦闘ニ依ル負傷ノ場合ヲ述ベル。

- 一、歩哨敵ト戦闘間負傷シタルトキハ百方手段ヲ盡シ戦闘ヲ繼續スベキモノデアル。(歩操第百十戦闘間兵一般ノ心得参照)
- 二、負傷ノ手當ハ出來得ル限り敵ヲ擊退シ或ハ捕獲シ或ハ殺シタル後ニ於テスベキモノデ、自ラ之ヲ行フカ或ハ戰友ノ補助ヲ得テ之ヲ行ヒ監視ヲ繼續スベシ。

三、重傷ノ場合ニ於テハ其ノ附近ニ於テ安靜ニシ置キ交代兵ヲ待ツベシ。若シ三、四人哨ノ場合ハ之ヲ報告シテ援助ヲ受クベシ。但シ之ガ爲歩哨線ヲ空虛ニスルコトハ絶対ニ許サナイ。

## 第十五章 三人、哨四人哨ノ動作

### 第一節 三、四人哨ノ目的

歩哨ノ人員ヲ多クスルコトハ歩哨監視警戒ヲ一層嚴重ニシ、其ノ抵抗力ヲ増大スルヲ目的トス。

### 第二節 三、四人哨ヲ設クル場合



歩哨教育・三人哨、四人哨ノ動作

一五八

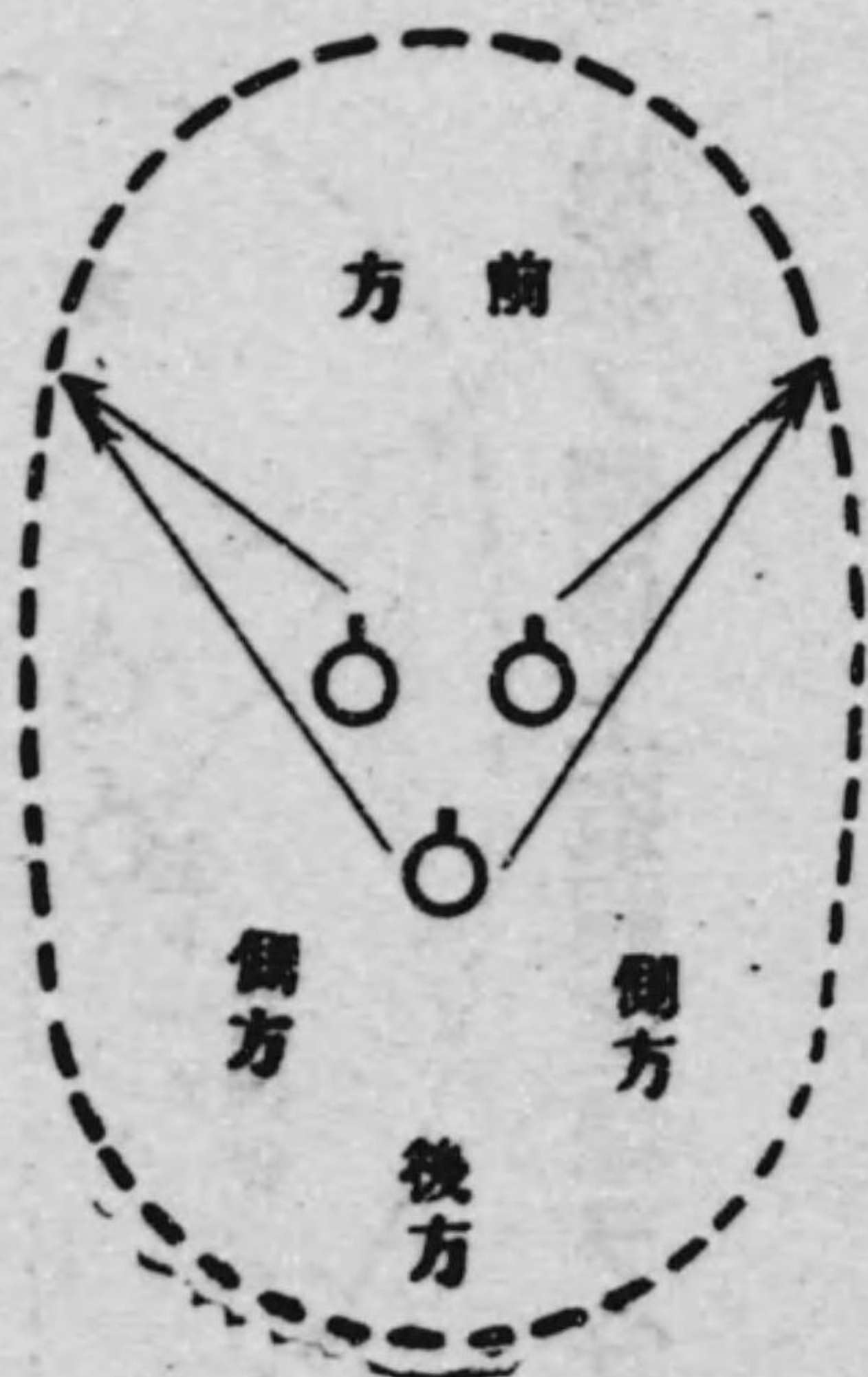
- 一、復哨中特ニ重要ナル地點。
- 二、復哨中比較的小哨ヨリ遠キ位置ニ在ルモノ。
- 三、暗夜風雨等ノ爲監視ヲ嚴ニスルヲ要スルトキ。
- 四、地形上歩哨ヲ分置スルヲ要スルガ如キ場合。
- 五、敵ト近ク對峙スル場合。
- 六、敵國內ニ於テ土民敵ト協同シアルトキ。
- 七、兵ノ素質低下(補充兵等ヲ歩哨ニ用フルヲ要スルガ如キ場合)、志氣ノ減退、疲勞セルトキ等。

### 第三節 監視法及其ノ他ノ動作

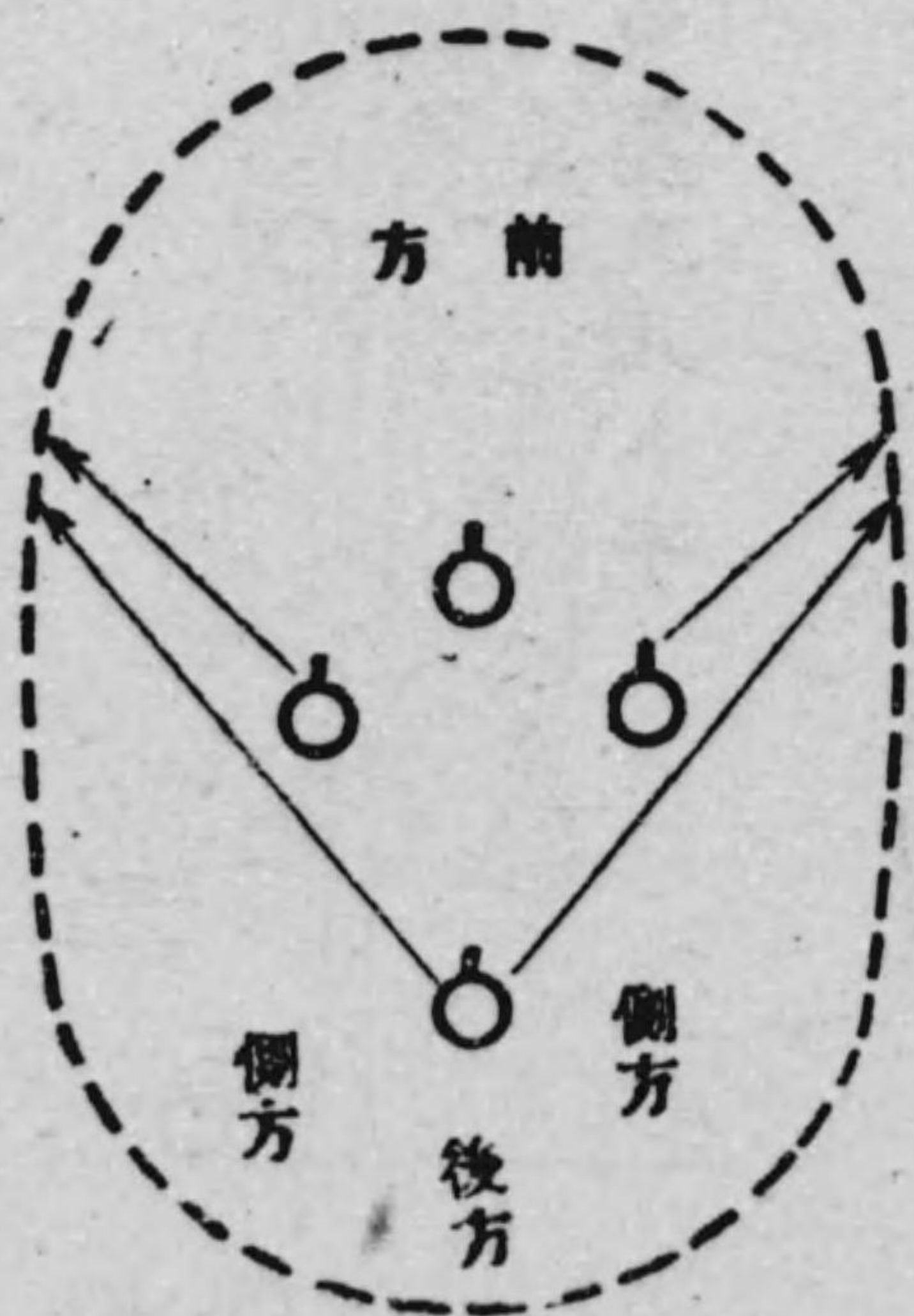
#### 一、監視法

- 1、通常二(三)人ハ前方ヲ他ノ一(二)人ハ後方及側方ヲ監視ス。又併せて隣哨トノ通視連絡、傳令等ニ任ゼシム。

圖六第



圖七第



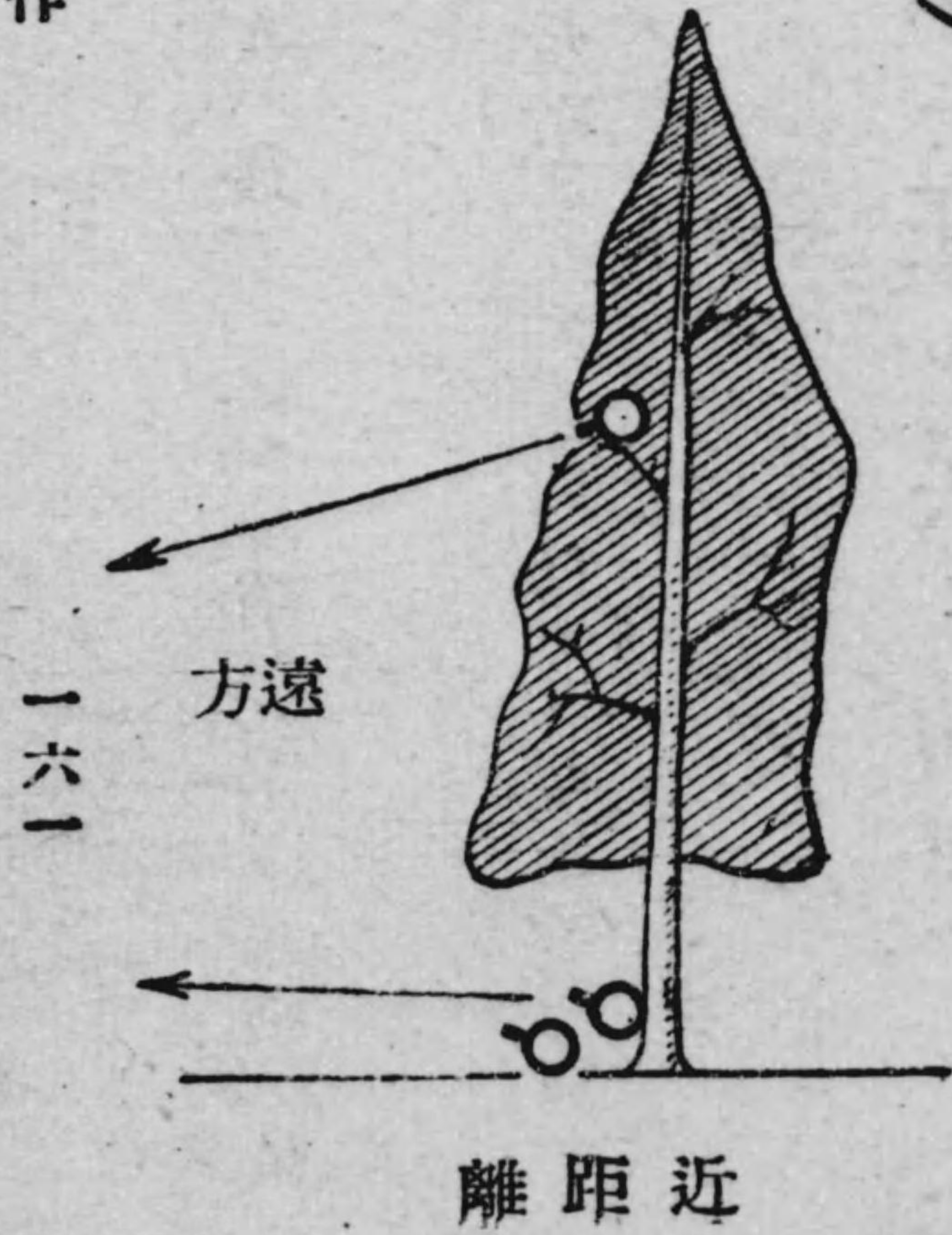
歩哨教育・三人哨、四人哨ノ動作

一五九



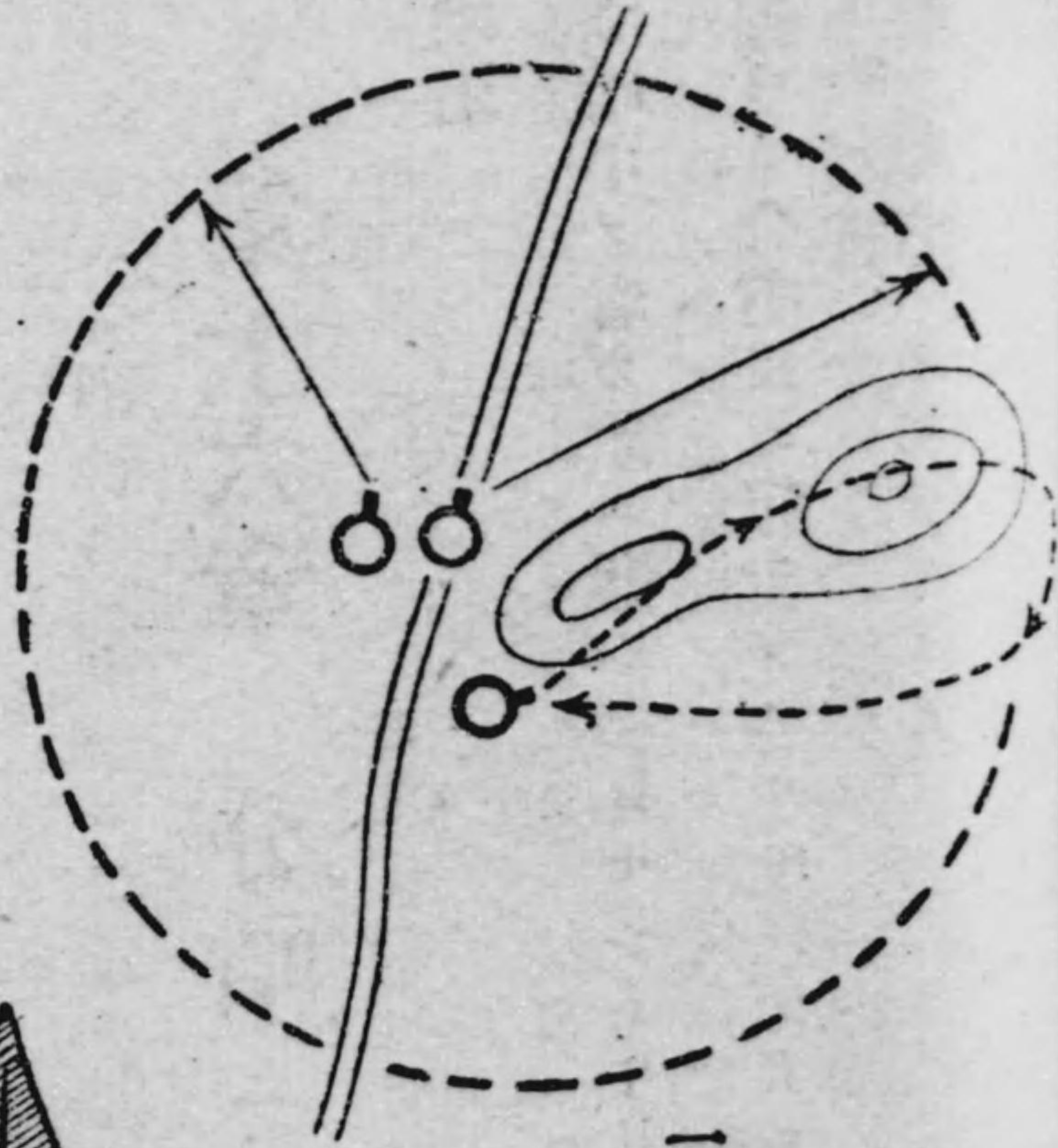
步哨教育・三人哨、四人哨ノ動作

圖二十第



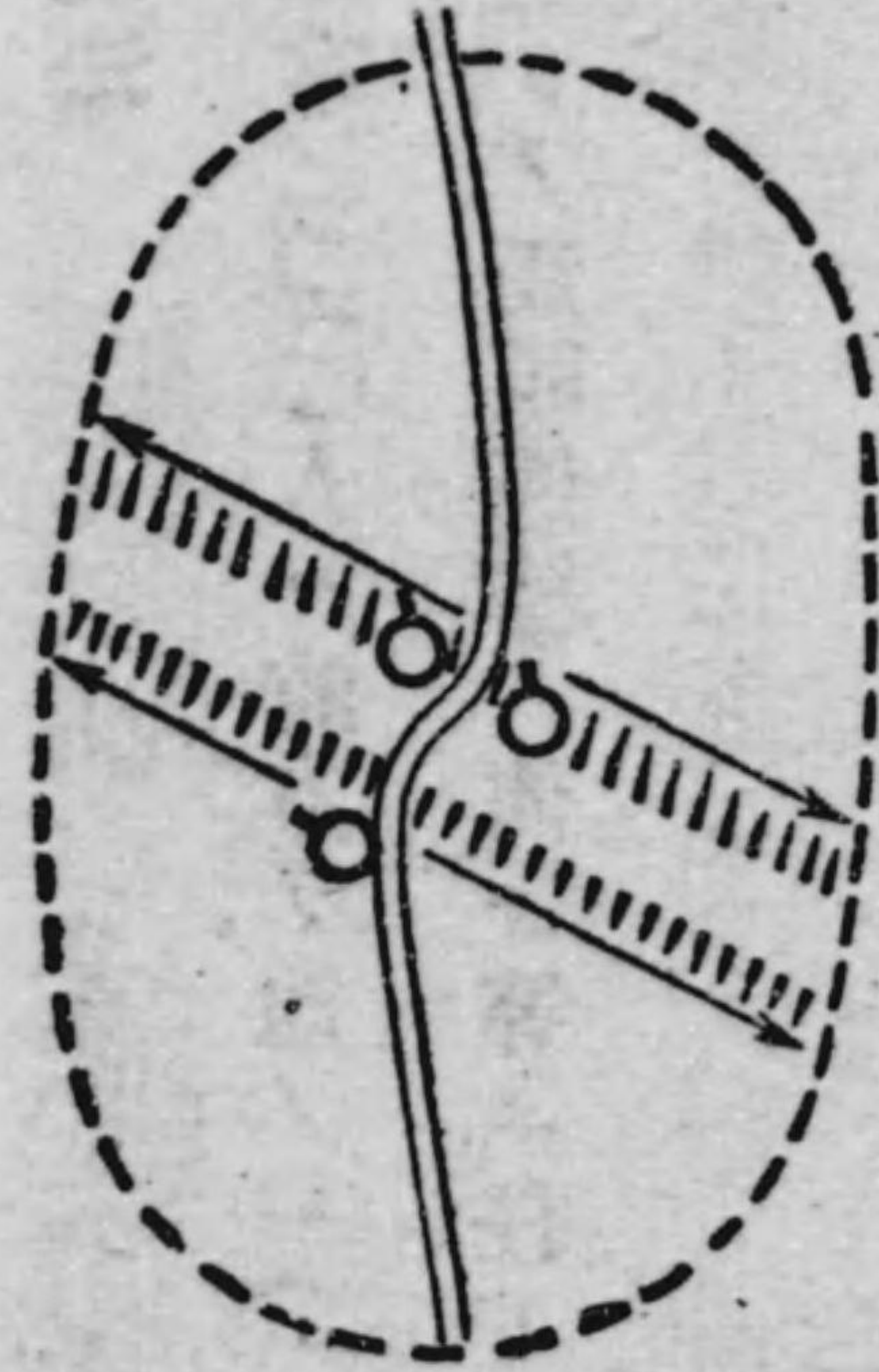
一六一

圖一十第

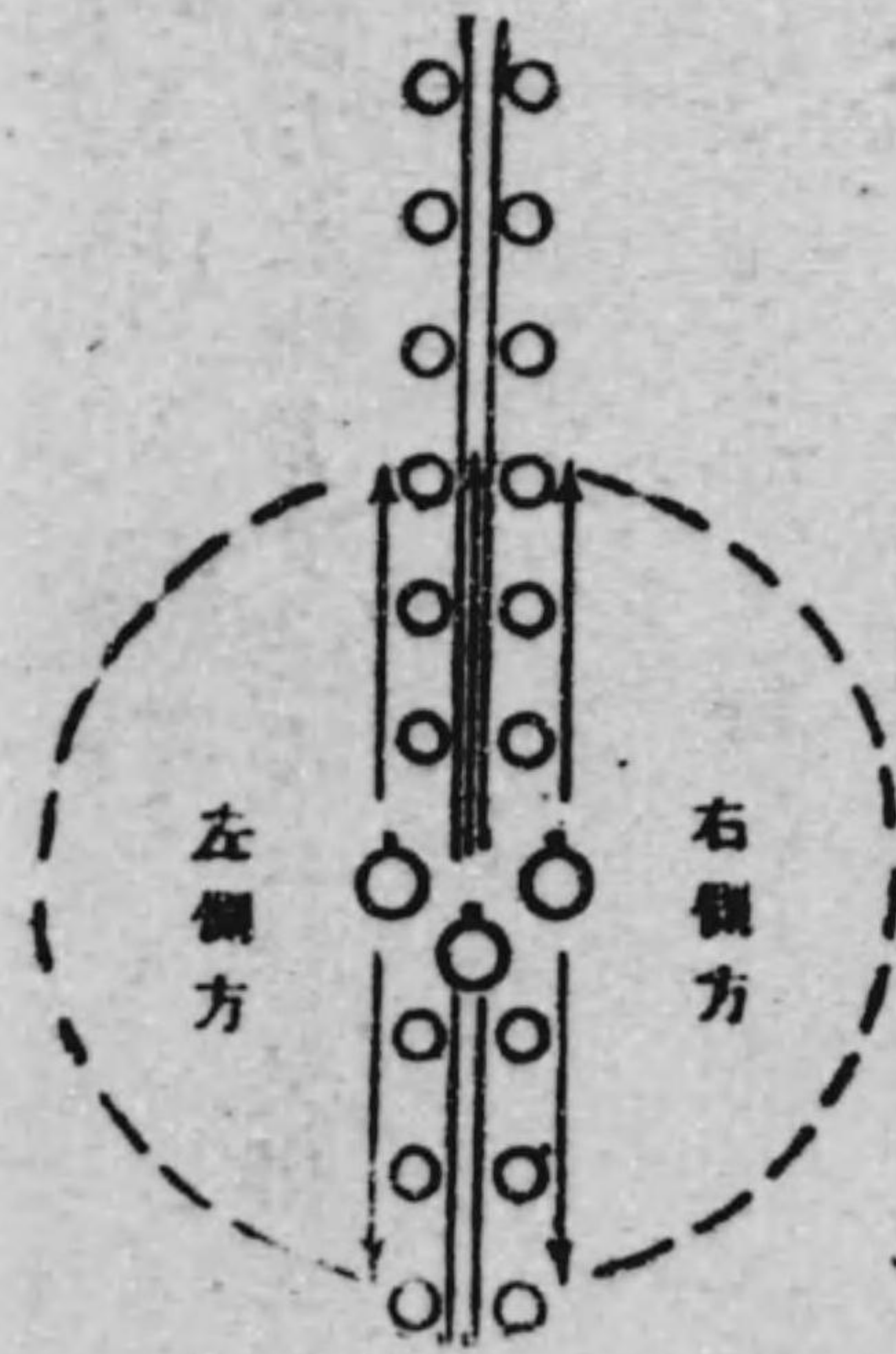


一名動哨ヲ要スルトキ

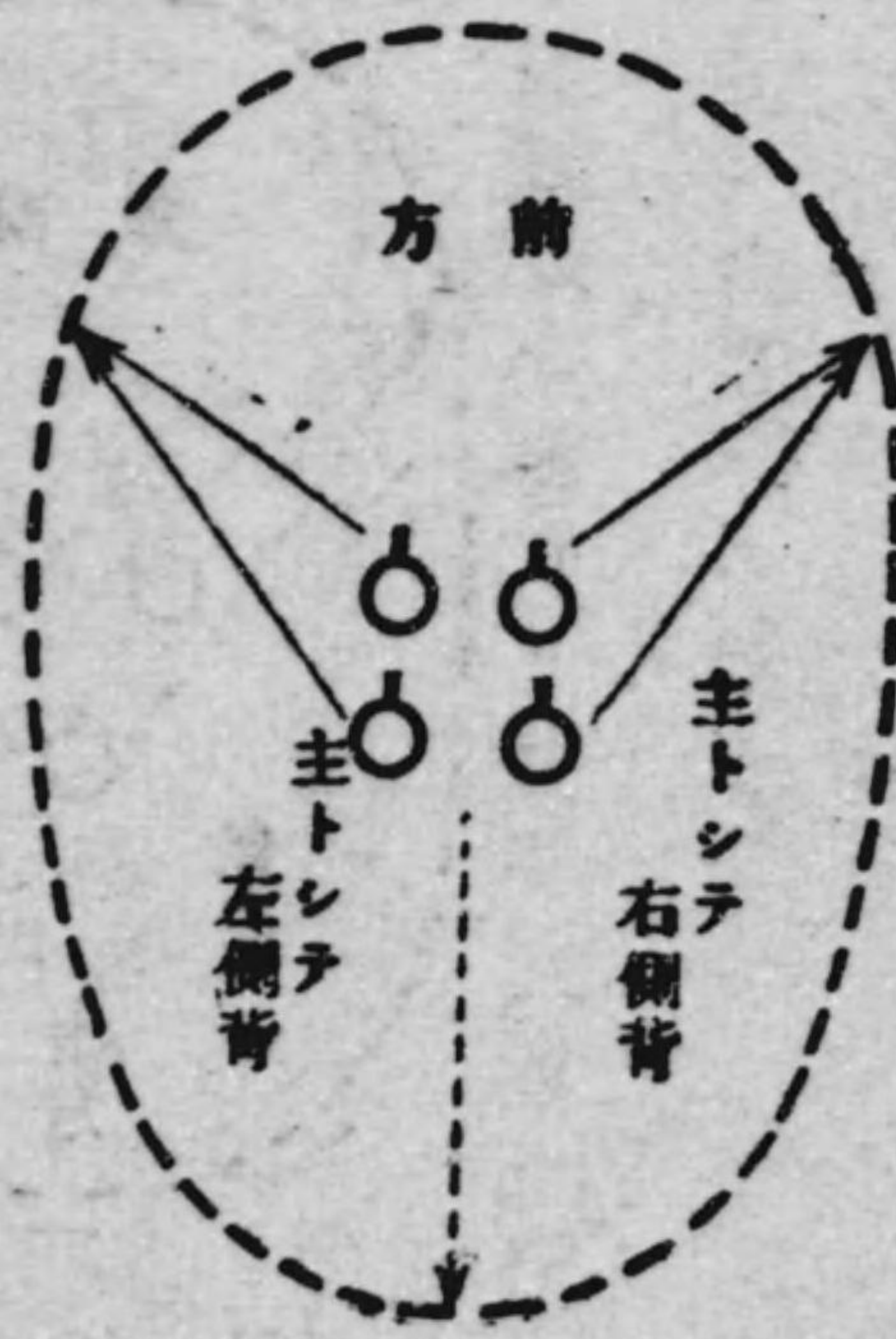
圖九第



圖十第



圖八第



二、地形、地物ノ關係上監視區域ヲ分割スルヲ要スルトキ

步哨教育・三人哨、四人哨ノ動作

一六〇



- 三、前方ノ立哨者ガ報告ニ歸リタルトキハ後方ニ在ル歩哨ハ前方ノ歩哨ノ位置ニ至リ一時交代監視ニ任ズ。
- 四、隣哨トノ連絡ノ爲ニハ後方ニ在ル歩哨ヲシテ之ヲ爲サシムルヲ通常トスル。

## 第十六章 分哨ニ在ル兵ノ動作

### 一、立哨者

- 1、立哨中ノ者ガ敵ニ關シ發見セントキ其ノ他ノ報告ヲ要スルトキハ其ノ位置ヨリ分哨長ニ報告ヲスルモノデアアル。此ノ際分哨長ニ聞キ取り得ル小聲デ報告スルモノデアアル。

〔注意〕 演習ニアツテハ動モスレバ複哨ノ歩哨ノ如ク直接小哨ニ報告セン

トスルガ如キ誤リヲ犯スコトガアル。演習ト雖モ注意スルヲ要スル。

- 2、敵襲其ノ他敵ニ對スル動作ニ於テモ分哨長ニ報告シ其ノ指揮ヲ受クベキモノデアアル。歩哨自己ノ判斷ノミヲ以テ動作スルコトハ特別至急ヲ要スル場合デアアル。

- 3、要スレバ分哨長ヲ立哨セル位置ニ進出ヲ求メテ實況ヲ指示シテ報告スルヲ可トスル。

- 4、其ノ他ハ複哨ノ爲述ベタル要領ニ依ツテ動作スル。

### 二、交代兵ノ動作

- 1、分哨ハ作戰要務令ニ「歩哨ヲ別チテ分哨及複哨トス（作一ノ二二五）」

歩哨教育・分哨ニ在ル兵ノ動作



ト記述シアル如ク分哨全體モ歩哨デアアル。又「分哨ハ重要ナルカ交代不便ナル地點等ニ配置ス（作一ノ二二五）」トアリテ、分哨全體ガ緊張シアルベキモノデアアル。

2、交代兵ハ分哨長ノ命ズル位置（立哨兵ヨリ小聲ニテ連絡シ得ル地點）ニ遮蔽シテ位置シ銃ハ常ニ手ニシアルモノデアアル。

3、分哨ハ命令ノアツタ場合ノ外蔭蔽下ニ入ルヲ許サレナイ。

4、交代兵ハ許可ナク哨所ノ位置ヲ離ルルコトヲ許サレナイ。

5、分哨長ヨリ四圍ニ注意スベキコトヲ命ゼラレタ者ハ特ニ緊張シアルコトヲ要スル。

6、戦闘ニ方リテハ分哨長ノ指揮ニ依リ至歩哨協力シテ之ニ當ルベキモノ

デアアル。

7、嚴寒時等ニ於テ採暖ノ爲炭火等ヲ使用スルヲ許サレタ時ハ火光ヲ敵ニ暴露セザル如ク注意スルヲ要スル。

8、食事分配及喫食ハ靜肅ニ行フベシ。立哨中ノ者ハ下番トナリシ時ニ喫食スベシ。

9、用便ハ必ず指定セラレタル處ニ於テ爲スベシ。長ク勤務スルトキハ簡單ナル壕ヲ設クルヲ可トス。

## 第十七章 銃前哨ノ動作

### 一、目的

歩哨教育・銃前哨ノ動作



銃前哨ハ前哨各部隊ノ直接警戒ヲ行フヲ目的トス。

銃前哨ニ關スル作戰要務令ノ規定ハ次ノ如クデアル。

「前哨中隊ノ位置ニハ直接警戒ノ爲銃前哨……ヲ設クルモノトス」

「小哨長ハ銃前哨ヲ設ケ……小哨直接ノ警戒ニ任ゼシメ」

## 二、設置部隊

前哨各部隊ニ之ヲ設クルモノデアル。

前項ニ掲グル通り作戰要務令ニハ前哨中隊及小哨ノ直接警戒ノ爲銃前哨ヲ設クルコトヲ規定セラレテ居ルダケデアルガ、前哨ノ各部隊ニハ之ヲ設ケラレルヲ通常トスル。

## 三、銃前哨ノ數

銃前哨ハ通常一個ヲ設ケ單哨トスル場合ガ多イ。時トシテ二個以上之ヲ設ケ、又複哨トナスコトガアル。

作戰要務令ニハ「銃前哨ハ通常單哨トスルモ中隊掩蔽下ニ入ルカ或ハ地形蔭蔽セルトキハ通常複哨トシ、狀況ニ依リ其ノ個數ヲ増加ス（作一ノ二一）」ト規定セラレテアル。而シテ小哨ニ就テハ複哨及步哨ノ數ヲ増加スルコトニ關スル規定ハナイ。故ニ中隊以上ニ在ツテモ普通ハ單哨ヲ用ヒ前述ノ如キ必要上複哨乃至ハ幾ツカノ步哨ヲ用フルモノデ、小哨ニハ單哨ヲ以テ足リルモノデアル。但シ之モ必要アリト認メタ場合ハ中隊ニ準ジテ實施スルモ差支ヘナイ。

## 四、銃前哨ノ特別守則



銃前哨ノ特別守則ハ歩哨ノ特別守則ニ準ズルモノデアアルガ概ネ左ノ如クスルヲ適當トスル。

- 1、銃前哨ノ名稱(數個ヲ設クルトキハ番號)。
- 2、必要ナル道路、村落、地物等ノ名稱(要スレバ寫景圖、要圖等ヲ利用ス)。
- 3、敵情。
- 4、前方ニアル歩哨、前哨部隊、要スレバ斥候、部隊等ノ狀況。
- 5、特ニ監視スベキ要地又ハ方向。
- 6、敵ノ瓦斯使用及之ニ對スル警戒法等ニ關シ注意スベキ事項。
- 7、隣哨所ノ位置、番號及之ニ通ズル道路。
- 8、後方哨所ノ位置名稱及之ニ通ズル徑路。

- 9、銃前哨ノ監視法、姿勢、交代法。
- 10、信號及警報。
- 11、其ノ他特ニ注意スベキ事項。

### 五、銃前哨ノ動作

- 1、定位置(定メラレタル區域)ニ在リテ其ノ哨所直接ノ警戒ヲ爲ス。
- 2、前方及側方哨所トノ連絡ニ注意ス。(哨所ノ長ヨリ指示セラルベキモ多クハ通視ニ依リ、聽覺ヲモ利用〔夜間ニ於テ特ニ〕ス。)
- 3、前方ニ通ズル道路ヲ監視ス。
- 4、前方ニ起リタル銃聲、喧噪、其ノ他ノ徵候等ハ細大漏サズ其ノ位置ヨリ哨所ノ長ニ報告ス。



- 5、許可ナク哨所ノ位置ヲ離ルルモノナキヤニ注意ス。
- 6、巡察、傳令等其ノ哨所ニ來ル者ニ其ノ長ノ位置ヲ示ス。
- 7、數個ノ銃前哨ヲ設ケラレタルトキハ互ニ連絡ヲ密ニス。
- 8、銃前哨モ亦タ前方ノミナラズ四圍ニ注意ス。
- 9、通行人アリシトキハ停止セシメテ之ヲ報告ス。怪シキ者ナルトキハ援助ヲ求メ之ヲ捕獲ス。

## 第十八章 分哨長及歩哨掛ノ動作

### 第一節 分哨長ノ動作

分哨長ハ下士官又ハ上等兵ヲ以テ長トスルガ戰時ニハ屢々兵モ之ニ任ズルコ

トガアルカラ其ノ一般ヲ記シテ參考ニ資ス。

#### 一、分哨ヲ置ク位置

「分哨ハ重要ナルカ或ハ交代不便ナル地點ニ配置ス」

尙之ヲ實際的考究スルコト左ノ如クデアル。

- 1、敵ニ通ズル重要ナル道路上。
- 2、隣小哨等トノ警戒區域ノ境界等ニシテ重要ナル地點。
- 3、警戒區域ノ外翼ニシテ危險多キ地點。
- 4、地形等ノ關係上遠キ位置ニ歩哨ヲ配置スルヲ要スルトキ。
- 5、其ノ他重要ナル地點。

#### 二、分哨ノ人員

歩哨教育・分哨長及歩哨掛ノ動作